

動無之様、嚴重に其隊々へ申聞せ置候様との御事。
而して二十七日には、桂小五郎を以て、政事堂内用掛となし、國政方用談役の心得を以て、勤務に服せしむることとした。尙ほ此月諸老臣連署の陳情書を、幕府に呈す可く、吉川監物に托したることは、既記の通りだ。(參照六〇)

第十四章 桂の薩長聯合に對する態度

〔七九〕 中岡、坂本二士の周旋 (一)

桂の慎重

薩長聯合も、桂小五郎なる大立者が現れ來らねば、其の實現が出来ない。然るに今や桂は出現した。而して四月三十日(慶應元年)には、中岡慎太郎は彼を馬關に訪うた。兩人の語る所何事であつた乎は、之を知るに難くない。けれども桂は尤も思慮に饒むの士、慎重に過ぎる程、物事を熟圖するの士、而して人一倍面目を重ずるの士、されば彼は形勢を察するに敏にして、應變の略に乏しからざるも、然も自から進んで手を薩摩に差出すことは、容易に肯んじなかつたであらうと察せらるゝ。

聯合口切の聲

此れと同時に薩人も亦た然りだ。彼等は其の眼中に於て、殆んど幕府を見限つた。而して其の心中に於て、殆んど幕府と絶つた。けれども薩人は人一倍自恃の

氣象に満ちてゐる。彼等は咽から手が出る程であつても、容易に自から屈下して、他の驕心を估ふが如きことを欲しない。要するに薩長の聯合は、之を促成す可き周囲の事情はあり、之を成就す可き素心は備はりつゝ、あるに拘らず、其の口を切ることが容易の業ではなかつた。而して此の口切りの役目を努めたのが、實に坂本龍馬と、中岡慎太郎とであつた。兩士のみとは限らざるも、兩士の功は、尤も昭著と云はねばならぬ。

中岡、坂本兩士と薩長聯合に就ては、既に少しく語る所があつた（參照 六五—六八）。然も其の機運愈よ熟し、實行の場合に差し迫りたる此の機會に於て、更らに語る可き必要がある。

坂本の特色

坂本が武市半平太一味の土佐勤皇黨の一人として、尤も特色ある一は、彼が幕府の官僚勝安房守の門人となつたことだ。彼が勝を刺さんと欲し、却て勝の爲めに説破せられ、其の門人となつたのは、文久二年十月の比であつた。爾來勝は坂本を無二の者として調法がり、恒に重要な事件に彼を使用した。而して坂本

坂本宛然
薩人と
なる

も亦た勝と相得て、其の指教に服事した。斯くて彼は勝を介して、一躍以て天下の士となつた。彼は大久保越中守を知り、横井小楠を知り、三岡八郎（山利公正）を知り、而して西郷吉之助を知つた。彼が西郷と面會したのは、元治元年八月中旬、即ち甲子禁門の變後約一ヶ月であつた。

而して同月十日勝が江戸へ召喚せられ、やがて神戸海軍所の閉鎖せらるゝや、勝は彼を薩藩の重臣小松帶刀に托し、此れよりして坂本は、頭髪、服飾宛然薩人となつた。此れは固より幕府の讒察を避けんが爲めであつた。

中岡先鞭
を著く

而して中岡慎太郎が、筑前藩士早川養敬の僕となり、馬關より小倉に渡り、西郷と面會したるは、實に同年十二月四日である。中岡は當時同藩士土方楠左衛門などと、五卿に隨從してゐたのだ。されば薩長聯合問題に就て、若し先鞭を著けたるものありとせば、恐らくは中岡を以て、其の第一先登とせねばなるまい。彼は此れが爲めに桂にも面會し、又た此れが爲めに西郷にも面會してゐる。勿論其の以前に、筑前人士の運動あつたことも、忘却してはならない。

坂本の三條制説

扱も坂本は慶應元年四月二十五日薩藩汽船蝴蝶丸の乗組員となりて、小松、西郷を搭乗せしめ、大阪を發して鹿兒島に赴いた。而して五月朔日鹿兒島に到着し、同十七日には陸路鹿兒島を發して、太宰府に向つた。斯くて彼は五月二十三日太宰府に著し、翌二十四日三條實美に謁し、薩藩の藩是が幕府の長州再征に反對であるを告げ、此機に乗じて、薩長和輯の緊要であることを勸説する所あつた。而して彼は偶然にも此處にて長藩小田村素太郎と面會した。小田村は吉田松陰の妹婿にして、且つ其の親友の一人であつた。彼は長藩主毛利敬親の命を承けて、五卿候問の爲めに、太宰府に抵りしもの。而して長藩藩主毛利元周も亦た其臣時田少輔、熊野直助をして、小田村と共に太宰府に赴かしめた。斯くて小田村等は五月二十二日太宰府に著し、翌日諸卿に謁見した。而して龍馬は彼等が同地に在るを聞き、其の旅館を訪ひ、詳かに薩藩の事情を語り、大いに薩長聯合の必須なる所以を説いた。而して小田村等が此説を抱いて歸藩したることは、固より云ふ迄もなき事であつた。

坂本小田村會見

坂本小田村を説く

【八〇】中岡、坂本二士の周旋 (二)

山口政應の對策評定

桂の意見

小田村素太郎等は歸藩の上、太宰府に於ける坂本と會見の顛末を語り、而して薩藩士西郷吉之助等が、長藩の爲めに盡力する所あらんとする旨を報じた。此に於て山口政應に於ては、其の對策を評定した。それに就ては桂小五郎は、薩藩をして長藩の爲めに周旋するに至らしめたる所以は、畢竟吉川監物が、本藩の爲めに依囑したる結果なれば、監物をして、薩藩に向つて其の好意を謝せしめ、又た薩の要人に向つてそれぞれ酬いる所あらねばならぬとの旨を認め、之を藩の要路にある廣澤藤右衛門に致し、且つ藩議の決定を問うた。此れに對し五月二十八日付にて、廣澤は左の答書を與へた。

藩議内容

芳翰奉謹讀候。彌以御壯健被成。御起居奉賀候。扱如命薩周旋一件に付而は、則左之通(四城相迫るに隨ひ、兎角畏縮より出る説ならんか)薩州小松帶刀、西郷吉兵衛等、御當家之儀に付、周旋盡力仕候様子に御座候處、是迄岩公(吉川監物)より

御内々御頼に相成り、御手を被就置候得共、此御方情實委細通じ兼居候様に相見へ申候付、兩君公(敬親、廣封父子)御内慮之處、岩公より小松、西郷等へ改而被仰入被下候様被成、御頼尙又小松、西郷も萬一内輪に於て嫌疑共有之候而は、難堪次第に付、御彼方君公迄徹上仕置候得ば、小松、西郷等も内輪掛念無之、公然盡力可相成歟との書面、侍御史より政府へ持出、其節十分に、老兄にも御同意之様相咄、節角如何之事に候哉、被相考候得共。

以上は此際思ひ切りて公然藩主父子の意見を、薩藩主迄相通じ、公々然周旋の事を依頼したならば如何との説が、政府の評議に提出せられたことを云ふ。

先達而條公へ御呈書の趣も承知仕居(參照 八四、八五)、多分意味不通にて可有之、兎に角薩へ兩君公より改而御頼被申筋は、不可然、當今彼藩種々之取沙汰も有之候得共、實否不分明にて手を下し、還而情實齟齬仕、又候如何體之御國害出來も難計、何分にも御差止可然と、斷然相決置候。

以上は我より口を切つて、彼に周旋を依囑するに反對の評決となりたる次第

周旋依頼
反對評決

を云ふ。

手を下し
依頼の不可

薩連も實に神州之御爲、盡力仕候得ば、我藩においても私怨を以、十口申筋無之段は、勿論之事と相考候得共、即今之艱難を相凌ん爲め、手を下候様には決而相成申間敷、矢張是迄之御親因之處を以、御附合相成り可然事奉存候。

以上は我より手を下して、彼に依頼す可からざるを云ふ。

尤彌皇國之御爲、周旋仕事に候は、其節に至り、御取計振も可有之、其内之處は、行形之通岩公より之御頼之筋に、而可然奉存候、併如命岩公よりは何と歟御挨拶振も有之度、老兄御書面之趣を以、兼而御議論之侍御史迄、篤と相達、御彼方御用人へなり共、氣を附候様、旁可及示談候、先は略貴答迄に如此、他は拜青萬可申上候、頓首。

聯合反對
氣分濃厚

此れにて見れば、山口政廳の意見は、薩長聯合とは、随分の距離があることが判知る、長人の立場から見れば、如何に敵が四境から迫り來らんとすればとて、其勢に辟易して、かねて不快の仲であり、曾て敵視したる薩藩に、平身低頭して、其

坂本桂に
會見申入

の盡力を請ふなどは、此際出來得可きことではなかつたであらう。
然るに太宰府に於て、小田村素太郎等と會見したる坂本龍馬は、五卿に隨從し
たる土佐の脱藩士安藝守衛(黒岩直方)を伴ひ、馬關に來り、入江和作に面會し、閏
五月朔日には、長府藩士時田少輔を訪ひ、桂小五郎に面會を申し込んだ。

【八一】中岡、坂本二士の周旋(三)

時田桂に
書を贈る

長府藩士時田少輔は、坂本龍馬から桂小五郎へ面會の申込を受け、閏五月二日
特使を山口に派して、左の一書を桂に送つた。

一筆拜啓仕候。爾來彌御勇健可被成御在山(山口)に在るを云々奉拜賀候。扱追
追御聞及にも可有之。過日小田村君御一同筑前行之節、宰府表にて相對致候
土藩人坂本良馬、近日薩國より歸筑、同國之情態相心得居、小生共へも荒方相

洩申候、勿論公卿方拜謁も被仰付候、其次第に於ては小田村委細に御承知之
儀に御座候。

上記は宰府にての事。

然處右同人且安藝守衛(黒岩直方)兩人昨夕馬關へ著仕候。先生(桂小五郎)へ御
面話之義、兼て相願居候段、噂も致居候事に付、其積にて渡海に及候儀と推察
仕候。乍御苦勞早々御出關被成下、事情御探索有之度所祈候。

此れにて見れば桂と會見の事は、定めて小田村、時田等と、坂本は宰府にて申合
せ居たのであらう。

桂の出關
要望

右良馬事者、先生之御世話に相成候儀も有之由申居候。先生御面談相成候は
ゞ、何も薩國之情態相分可申と奉存候。小田村先生へも及御報知置候間、被仰
合早々御出關吳々奉待候。其内不都合之義無之様、爲取扱可申候。何分別人に
ては、密事相洩兼候様相見申候。先は右之段御報知迄不取敢、以一使申上候。書
外委細之儀は、御出關之刻萬々可得拜話候。多忙中取紛、草略御海涵奉希候。恐

惶敬白。

閏五月二日

二白差急ぎ別而狂筆、多罪御海涵可被下候。頓首

時田少輔

木圭大先生

御密披

桂返書

此の如く時田は桂の出關を慫慂した。之に對して桂は左の如き返事を與へた。朶雲奉拜誦候。彌御清榮御精勤奉大賀候。さて先頃は出關不一方蒙御高意奉萬謝候。此度坂本其外來關に付、早々出浮候様との御事、委細奉畏候。明日より早速發途可仕と相決居申候。其中萬緒乍失敬、都合克御取扱置被成遣候様奉願上候。實に態々之御人遣奉恐入候。何も拜青之期と申縮候。先は爲其勿々頓首九拜。

閏月三日夕

小田村時田への返書

尙々乍失敬諸大先生方へも、可然御致意奉願上候。拜。此の如く桂も快然出關の旨を答へた。尙ほ小田村より時田への返書にも、坂本出關に付、御飛脚被差出、御配念難御堪奉存候。彼一條木圭え相談候處、都合宜敷、即同人よりも出關可仕候。宰府にて右承合候密計打出し、公然と相謀り候處、諸向引受心宜敷、甚降念仕候。追々熟談之陽にも至り可申哉。吉川公も彌昨日出途、明日は山口著と奉存候。

坂本桂既通に意志疎

とあれば、太宰府にて、坂本と小田村等との間には、可なりの熟談があり、又た其の熟談を、桂へも熟談を遂げ、坂本と桂とは、未だ會見せざるも、業に既に兩人の間には、其の意思が十分に疎通しゐたことが判知る。勿論時田の書中にもあつた通り、桂と坂本とは、舊知の間柄だ。

桂坂本會見允許さる

桂は時田の書を得て、之を直目付林良輔に示し、坂本會見の件に就き藩主の許可を請うた。藩主は之を允し、下關に赴き、機を見て太宰府に到る可き旨を林良輔、廣澤藤右衛門より傳へしめた。林が桂に與へたる書に曰く、

第十四章 八一 中岡、坂本二士の周旋 (三)

三四九

時田よりの呈書奉。完璧候。馬關へ御越一條申上候處、貴兄御越之儀に付、萬端深重無御疎事と被思食、別段御直々被仰聞候儀に不能(及)との御事に付、篤と御念被成、無御疎御盡力可被成候。彌明朝御發途可被成、辰下御自重、爲國家奉專禱候。

とあれば、藩主及び藩廳に於て、何れも桂の坂本會見の爲め馬關に赴くには賛成であるが、同時に薩長聯合問題には、極めて慎重の態度を取る可く期待したる事が判知る。恐らくは桂其人の意見ほどに、藩廳の意見は、此の一件に就て、未だ熟してゐなかつたものと察せらるゝ。

〔八二〕 桂の馬關よりの書簡

桂土方會見

桂小五郎は坂本龍馬に會見す可く、山口から馬關へ出掛けた、而して龍馬以外

上國様
面白からず

更らに土方楠左衛門にも出會した。當時土方は京都より太宰府三條卿の許に還る途中であつた。今ま會見の事情は、左記桂の書面が、能く之を語りてゐる。

各位御揃御壯榮御精勤奉。恐賀候。弟も昨夕(慶應元年閏五月四日)著關折柄條公御附土方楠左衛門(土方久元)なるもの、上國より下り掛け罷越、上國の模様も、甚不面白、乍恐朝廷も御微力にて、今日御一定と申邊之思召も、不被相窺、諸藩々征長之とゞめも、今日征長と申事にては、條理不相立、一應從朝廷、至當の御處置被仰出、其上服從不致節は、罪をならし、天下へ公然と號令を下し、征討有之度などと申位の事にて、其處置と申説も、どの口より傳承致し候ても、何れも決して不被折合事而已、どの道行詰は、進か守かの二つに有之候處、元より輕易には不被相進候得共、兎に角今一應屹度大難は來り候覺悟に無之ては、不相叶、何れ一大變動には、どの道可立至模様は、薩上國詰のものも、甚掛念之趣に付、今度急に歸國、大島(西郷吉之助)等へ早々上國を促し候次第に付、大島來十日前後、蒸汽船にて來關致し、弟に面會致し度、是非馬關へ出浮

宰府行見
合せ

吳候様との事に付、土方も長府迄出掛、弟出關の趣を聞、於馬關相待居候次第に付、筑行は一先見合、來關之上は、大島へも可疑之ヶ條を擧げ、屹度督責仕見度。

此れにて桂も馬關に於て、土方の齋らし來れる上國の新消息を知り、愈よ西郷と馬關にて會見す可く、その爲め太宰府行も、見合はすることとなしたる次第は分明だ。

桂の態度
氣持

尙ほ「屹度督責」の四字は一文の眼目にて、如何に桂が西郷に對しても、容易に低頭平身、憐を乞ふの氣持でもなく、態度でも無かつたことが判知る。

肥後の手
廻し

肥後も中々手を盡し、是非征討無之ては、不相濟との決談に付、餘程力も盡し、彼横井なども共に大に手を廻し居候趣、彼等も雖、姦元より尋常人には無之事に付、油斷も不相成、何分にも對敵の説は、御決定有之、定て昨今には岩公(岩國藩主吉川監物)も御出山(山口に出で來る)と奉存候、然る上は早急御三末(長府、徳山、清末)にも御出浮被爲、在、片時も速に御決議被爲、遊候て、御家來中諸

國內統一
の要

隊へは不及申、御國內へ布告、肅然と覺悟相定め、御指揮を相待候様、御處置有之度、左候て、岩國御出浮之上は、姦魁之御處置、迅速に御手被下、進退事等も早

早相運び、何卒御國內の人心、惑を解き、方向相定り候御處置、偏に奉祈候。當時肥後は會津の尻馬に乗りて、征長論を鼓吹してゐた。横井とあるは勿論横井小楠のこと。當時横井は沼山津幽居中にて、藩政とは全く没交渉であつた。大に手を廻し居云々とあるは、恐らくは誤聞であらう。されど桂の主旨は、外援を恃まず、防長二州を打て一丸となし、何よりも先づ内を固くするを急務とした。姦魁之御處置とあるは、棕梨藤太等俗論黨の處分を云ふ。

岩國出山
の急要

自然萬一も岩國御出山の機を失し候ては、百事瓦解、御盡力之程、是非是非奉仰候、彌岩國も御出山に相成候得ば、御三末(末藩三主)方へも速に御出浮被爲、在候様、被仰進度奉存候。

手廻し急
要

上國之次第も、前條之通に付、御手當事何分にも、速に御運に相成候様、奉祈候。小銃も早速手に入候事無覺束、長崎に長きミネー千挺程は有之歟之由、左候

得ば、差向此分丈け御求に相成候ては如何哉。先日御決定に相成居候丈之分は、相誂置候はゞ、何れの日歟。參り可申候。長崎有合之分丈けは、御拂下げに相成候ても、速にハケ可申歟と奉存候。

閏五月五日夜

之を一讀すれば、桂小五郎其人の胸中が、歴々として指紋を見るが如く分明だ。彼は内部一和、急速武裝を專要とした。而して薩との交渉には、嚴然として其の地歩を占めてゐた。

〔八三〕 薩長和解に關する土方の日記

中岡土方
京著

桂小五郎の馬關に出で來り、坂本龍馬、土方楠左衛門等との會見に付ては、土方の日記が能く其の事情を傍證してゐる。抑も土方は慶應元年正月三十日中岡

中岡の奔
走

慎太郎と共に、薩藩士大久保一藏、吉井幸輔、税所長藏等と共に博多より薩船に搭じ、上京す可き命を、三條卿等より承けたが、都合により大久保、税所は先發したから、中岡、土方、吉井と同行、同月五日赤間驛（當時三條卿等は太宰府へ赴く途次、此地に滯留中）を發し、同十三日夜半、京都二本松の薩邸に到着した。

爾來兩人は上國にありて、形勢を觀、且つ諸有志と相交つた。其の結論として、薩長聯合は重なる題目であつたことは云ふ迄もない。斯くて中岡は二月二十三日薩士吉田清右衛門と共に京都を發し、三月三日太宰府に著し、直ちに三條卿に謁してゐる。而して三月二十六日には博多に赴き、薩士黒田嘉右衛門を訪ひ、廿八日には三條卿家臣森寺大和守の副として、長州毛利家へ使者として赴くこととなつた。斯くて彼は途次に諸有志に面會し、四月五日山口に達した。而して十四日太宰府に歸りて復命した。二十七日には太宰府を發し、二十九日馬關に著し、三十日には桂小五郎但馬より馬關に出で來り、潜伏中の由を聞き、直ちに面會してゐる。斯くて五月朔日馬關を發し、十五日著京、二十四日京都を發し、

土方在京
周旋

閏五月二日豊前田の浦に泊し、四日長崎著港、六日午時鹿兒島に到着してゐる。中岡は此の如く奔走したが、彼と同行して入京したる土方は、此の期間京都に在りて、専ら諸有志と周旋した、而して彼は愈よ五月二十四日、西歸の途に就いた。其の同行者も亦た中岡愼太郎であつた。

土方西歸

二十四日(慶應元年五月) 今日は出足歸西に付、朝より多忙なり。九つ時(正午)より別杯を酌み、七つ時(午後四時)頃發足、暮頃伏見著直に服部政次郎方に行き、其より文珠方にて一泊、吉井幸輔父の西歸を送り、父子同行、其外石川誠之助(中岡愼太郎)、筑前藩大藤太郎、長州泉源藏も同伴なり。

此の如くして彼等は閏五月二日、豊前田の浦に泊した。

二日(閏五月) 早朝出帆、暮頃豊前田の浦に著船、自分は長州へ用向有之候處當時薩長之間、未だ融解の運に至らざるを以、薩船にて長州寄港を爲すを得ず、仍て自分は爰より上陸し、中岡初じめ一行と分袂す。(下略)

土方長士
と薩長聯

同三日 早朝出帆、長州福浦に五つ時頃(午前八時)著船、其より上陸、晝後より

合を語る

白石正一郎を訪ひ、報國隊副官福原和勝に面會、七つ時(午後四時)頃、興繕五六郎、馬上にて迎に來り、同伴長府に行き、本陣にて一泊、大場傳七、原田順次、福原和勝、興繕五六郎と相會し、京攝之模様、並に薩長和解之儀に付、彼是談論小酌時を移す。九つ頃(夜半)一同歸去る。

此に至りて土方の所謂る用向なるものは、薩長聯合の一件であることが判知る。

同四日 三好内藏之助、熊野清右衛門、原田順次、大場傳七、福原和勝、興繕五六郎等追々來、八つ半頃(午後三時)迄小酌談論せり。其より福原、原田、興繕三人と連騎にて馬關に來り、白石方に行き、一同と相分る。

長士時田
と會見

同五日 坂本龍馬、安喜守衛(黒岩直方)に面會、宰府之事情共承る。時田庄(少)輔亦來り面會、今日より東南部綿屋彌平衛と申に轉宿、暮頃より時田亦來り、小酌閑談四つ時(午後十時)歸る。

桂と會見

同六日 桂小五郎、時田庄(少)輔來訪、此度西郷吉之助薩州より上京懸け、當地

に立寄候手筈に付、當藩にても城壁なく、腹心を以て、篤と相談を遂げ申度、既往之小忿は、國家の大事に難換は勿論、將來兩藩提携を以て、盡力有度旨、色々申談、其より小酌閑談之上、九つ時(正午)頃歸去る。七つ時(午後四時)に至り、野村靖之助來訪、暫時對談之後歸る。

同七日 時田庄輔、桂小五郎、太田市之進、福田良輔、旅宿を訪ひ、其より白石正一郎方に行き暮頃歸る。

桂また來る

同八日 桂小五郎來る。宿より酒肴差出候に付小酌す。暮頃より外出。

同九日 薩長和解の議も愈相纏り、最早用向も相濟候に付、此より諸卿方へ復命之爲、歸西に相決し、九つ時(正午)より乗船、福浦迄參候處、海上不穩に付、滯留上陸、小茅屋に宿す。

此の如くして土方は十二日太宰府に到着、復命した。

【八四】 桂の三條其他の諸卿に與ふるの書(一)

桂成竹あり

桂小五郎は、最も熟慮遠思の資に饒んだ一人であつた。彼は一事を作すにも、決して等閑では無かつた。されば彼が時田少輔の特使に對して、直ちに山口より馬關に出で來つたことも、未だ坂本等と面會せざる以前に、業に既に對薩の事に就ては、其の胸中に略ぼ成竹があつたものと察せらるゝ。

桂の五卿保護を疑ふ

彼が但馬より馬關に到着するや、四月三十日に、中岡慎太郎と、同地に於て會見し、此に於て薩藩が太宰府に於て、専ら五卿の爲めに斡旋し、進んで其の守衛に任じつゝ、ある事情を詳かにし、其の何故であるかを意外とした。而して彼は五卿を保護するは、長藩の責任なれば、五卿にして若し危惧の念あらば、萬障を排して、之を長藩に迎へて、其の安全を謀る可しとなし、當時遊撃軍の軍監土佐人後藤深造をして、一書を齎らし、太宰府に到り、其の真相を調査せしめた。而して彼が五卿に呈したる書は、實に左の如しとす。

五卿に上

謹而奉言上候。

爾來先以御機嫌克被爲遊御座、恐悅無限奉存上候。於微臣儀も、十九日（元治元年七月）天王山へ一旦引取仕候處、一統已に退散故、甚失望仕、無餘儀洛中へ引返し、當時様子相窺、直に但州へ下り、又信州へ走り、始終齟齬而已仕候次第、禿筆言上難盡奉存上候。

此れは桂當人の事を云ふ。

當今の形勢

幕吏今日之情實は、去年筑波之一舉已に瓦解、且又長州之事も彼等之存外容易に屈伏致し候都合に立至り申候より、必竟幕吏今日之見識、幕威之衰候より斯相成候儀に付、第一に從來暴威を振ひ、幕權を復し候儀を専務に相勤、既に三月にも乍恐五卿様方御東下、主人父子も出府爲致候に相決し、朝廷へ言上に及び、從朝廷暫其儀は、閣候様との御沙汰被仰下、土州上洛御催促被仰出候得共、大概之形勢如此之姿に相成、六十餘州中、朝廷之御爲に中々盡力など致し候諸侯など、申候而は、夢々無覺東次第、浩嘆悲泣無限儀と奉存候。乍恐

日夜御憂慮之御程奉察上、只管奉恐懼候。

以上は當今の形勢に就て云ふ。五卿を江戸に召致、毛利敬親、廣封父子を出府せしめ、それぞれ幕吏の手もて、措置を爲さんとの議は、江戸では既に決したが、朝廷の思召にて、未だ實行には到らないのだ。土佐の山内容堂なども、當分高知に引き籠りて、上洛しない。

薩州一新風説の不審

然處逐々薩州一新之風説も傳承仕候處、元より舊年來被爲遊御存候間、難被相信次第に付、不審至極存居申候。

此れは尤の次第だ。

折柄先日不計石川誠之助（中岡慎太郎のこと）に面會仕候に付、不取敢近頃之御機嫌をも同人より奉窺、且又風説之模様も同人談話仕、薩藩舊年と相違仕、朝廷之御爲盡力有之由承知仕候得共。

此れは中岡慎太郎より、親しく聽き得たるところ、但だ未だ浮かとは信じ難きものがあるとの意。

從來薩藩
の非行

近頃恐多くも朝權之衰微仕候事は不容易、壬戌之春(文久二年)薩藩朝廷え之
建言之趣(此れは島津久光が、欲し得扶桑國裏應と宣言して上京し、建言したるそのこ
とを斥す)とは、實に雲泥之相違にて、壬戌之春、薩州より朝廷え建言無之候は
ば、却而朝權も斯ばかり衰微不仕、天下も斯ばかり降り申間敷と、悲嘆無此上
次第に御座候處。

此れは從來薩藩の行動に就て、其罪を鳴らしたるもの。朝權の衰微も、畢竟薩藩
の爲めであるとは、彼が所見だ。

薩州誠意
未だ疑し

眞に舊年に換りて、誑詐を擲、誠意を以、盡力有之候事に御座候得ば、神州之大
幸申上迄も無御座候處、未其實行とても不相顯、如何之事哉と存申候。

此の如く薩藩が正義に立ち返りたりとの噂さではあるが、而して果して其通
りならば、仕合の事ではあるが、事實果して然る乎、否乎、それが今日のところ未
だ分明しないから、心配の至りだ。此れが桂の三條卿等に告ぐるところだ。

【八五】 桂の三條其他の諸卿に與ふるの書(二)

五卿と行
動同一の
意

乍恐於上は如何被思召候哉、實に主人父子におゐても、眞に寡德之ものに而、
終に天恩へ萬一を奉報候事も不相成、却而今日之艱難相迫り候譯に御座候
得共、其の微志におゐては、五卿様と終始を御共に仕度心底に付、薩藩之事も、
如何と掛念仕居候趣に付、乍恐窃に奉觀上候。

上とは三條卿を斥す。敬親父子も薩藩の事に付ては、其の眞相の見極めが付か
ぬ、仍りて之を三條卿其他に向つて、其の垂示を請ふ譯合であるとの意味。

薩藩一新
の機

於薩藩も、眞に朝廷之御爲盡力之事に御座候得ば、已將軍上洛之期にも相望
み、實に此機會に、其實行相立不申而は、何れ之日歟、朝廷之御爲盡力之時可有
之哉と被存申候。

此れは薩藩が眞に朝廷の御爲に盡力するの志あらば、只だ此時を然りとする
との意味。

天下有志のものにも、多少罪可有之候得共、實に朝權を衰微致し、天下有志之士、或は幽囚被致、或は非命に斃れ候も、癸亥(文久三年)八月、薩會盡力變動より相起り候事に付、

薩會責任

一切の責任は、文久三年八月の政變から生じ、而して其の政變の張本は、實に薩藩と會藩とである。

薩藩督責
要望

眞に薩藩におゐても、一新之勢に御座候得ば、屹度是等之處より、御督責被爲在、此度上洛之機會を不相失、必然實行之相立候處、只管神州之御爲、祈念仕候譯に御座候。

されば薩藩に於て、眞に其の前過を償ひ、前責を果さんとせば、將軍上洛の今日を機として、大いに朝廷の御爲めに、盡力する様、御督責を希ふとの意味、本文中「御督責」の字は、尤も注意に値する。桂は飽迄薩藩の前科を認め、新功もて之を賠償せしむ可く、期待してゐる。

長州誠心
不變

前申上候通、主人父子之寡徳は、御存被爲遊候御事に御座候得共、一點之誠心

におゐては、更に變動不仕、實に如何と掛念仕候。

此れは毛利父子の爲めに、地歩を占めたるもの、言葉は謙遜であるが、意義は儼然である。

乍、恐於上も、屹度薩藩之深意、御見貫被爲遊候御事被爲在候得ば、主人父子におゐても、神州之御爲を攔、私怨を挾之心底は、毛頭有御座間敷。

若し三條卿等にして、眞に薩藩が誠心誠意朝廷の御爲めに盡力するとのこと、を看取せられたとせば、主人父子は決して區々の私怨を挾んで、薩藩と仇讐の思を爲すものではないことを明言す。

自然同志
の國

元より朝廷之御爲、微力を盡度之深意より、終に今日之次第と相成候儀に付、朝廷之御爲に何れ之時と申候ても、眞に盡力仕候ものに御座候得ば、同志と不言して、自然同志之國に候得共、舊年來之行掛も、御存被爲遊候通之御事に、而、彌一日一新、否之處、未實行も不相見、主人父子を始、一國掛念仕候儀に付、乍、恐極密奉、窺上候、誠惶々々稽首百拜。

全文の主旨此處に存す。長州が今日の苦境に陥りたるもの、畢竟朝廷の御爲めを謀りたる結果だ。若し薩藩が朝廷の御爲めに力を盡すとせば、自然に同志の國である。今更ら文句の有る可き筈がない。但だ薩藩とは從來の行掛りがあり、且つ薩藩が舊態を一新したるの事實が、未だ顯著ならず。故に心配に勝へないのだ。是れ三條卿等に向つて、其の真相を聞かんと欲する所以である。

三條所見
を語る

如上の書簡を、桂から三條卿等に呈したるも、其の因由は、中岡慎太郎が、桂と當初馬關に會見したる結果である可きは、毫も疑を容れない。而して三條實美は、桂の代表者後藤深造に向つて、薩藩に就て、其の見る所を語り、薩藩が從來と大いに異なるものあるを告げ、而して深造自身も亦た太宰府に於て、見聞したる所を語りたれば、桂の意も稍々安んずる所あり。此に於て彼も坂本に面會す可く、馬關まで出張し、而して同地に於て坂本のみならず、亦た上國から歸途にある土方とも會見するに至つた次第は、既記の通りだ。(參照 八二、八三)

第十五章 馬關に於ける桂の失望

〔八六〕 西郷遂ひに來らず

桂疑はる

桂の一身は、頗る困難であつた。彼は馬關に出で來りて、西郷の來るを待ち受け、薩長聯合に就ての基礎工事を爲さんとしつゝ、太宰府なる三條卿等の方面とも氣息を通じつゝ、あつたが、山口政應では薩長聯合には、左程熱心でなく、諸隊の中には固より薩に對する舊恨宿怨も淺からず、今更ら聯合など思ひも寄らぬと考へてゐる者も少からず、而して政應に於ても、桂の素論たる姦魁の所罰、舉藩の一致等、果敢く、しく斷行せられず、徒らに群疑滿腹、衆難塞胸の情態であり、加之桂の身上にも、種々の不審や、猜推を逞しうする者さへありて、豫て人一倍それ等の事には神經的なる桂としては、不愉快であつたに相違なかつた。然も政應としては、桂の歸山——山口に還ること——を必須として、彼が馬關

西郷會見
許容

發閏五月五日の書翰(參照八三)に對し、同月九日付にて、左の返書を送つた。
御表書奉拜見候、彌以御剛健被成、御滯關奉珍壽候。土方楯左衛門、此度上國より下り掛、御相對相成候趣、委曲承知仕候。薩藩大島(西郷吉之助)事、明十日前後、蒸汽船にて上京之砌、其御地罷越、老兄へ致御面會、度念願有之由にて、太宰府行は、一先御見合相成り、右御相對之上、被藩可疑事件、屹度御督責被成候上、彌可信趣に候はゞ、此内預御示談置候通、程克御應接可被成置、申も疎に奉存候。此れは西郷と會見、及び會見の上談判す可き問題に就て、政廳より承認を與へたるものと見做して然る可し。

岩公(岩國藩主吉川經幹)にも過る六日(慶應元年閏五月)御出山(山口に來る)被爲、在末だ爲何御議論も承知不仕、孰れ以往待敵其外御處置振、確乎御不動有之度、就ては御三末様(三支藩)にも、御一同御評議相成候様との御事にて、既に君側より御使被差越、決して近々御出山と一統相待居候。此れは桂の素論たる舉藩一致の件に付ての返事だ。

今日御國內御手煩之根基は、如命姦魁之御處置にて、實に差急事と相考、無疎詮義仕候。

此れは棕梨藤太等の處分に就ての事だ、併しその詮議が、容易に落著しなかつたことは、やがて桂に取りては不快の一條件となつた。

歸山報告
要望

小銃之事は、此内村田藏六より青木群平其外迄申越候通、不取敢長裝條銃千挺、崎陽に於て御買入相成度、其餘之處も、何卒早々御手に入候様、是祈候。大島へ御相對相濟候得ば、薩筑國論、上國邊以往之形勢も略相知可申事と相考、何邊早々御歸山奉待候。右爲御答如此御座候。恐惶謹言。

此の如く逐一桂の意見通り承知し、而して桂の歸山を、一日も速ならんことを期待してゐる。

西郷來ら
ず

扱て桂は馬關に在りて西郷の來るを待ち受けて居たが、西郷は容易に出で來らず、やがて中岡一人のみ來りて、其の遂ひに來らざる旨を報じた。中岡の日記には、左の通り記載してゐる。因みに云ふ、彼は土方と京都から同行、田の浦にて

土方と別れ、閏五月六日——即ち桂が山口より馬關に出でたる翌々日——鹿兒島に著し、十五日には西郷と共に鹿兒島を發してゐる。

十五日（慶應元年閏五月） 乗船。

十六日 出帆、日州兎の浦に泊す。

十七日 同所に滯泊。

十八日 豊後佐賀關泊、自之上陸、大陸屋に宿す。

十九日 滯留。

二十日 漁船を借り、下關に渡らんと、辰中（午前十時比）此港を發す。

二十一日 夜下關著、坂本、桂、安喜に逢ふ、馬關滯留中、和蘭コンシユル應接の事あり。

以上は極めて零碎の文句であるが、此れにて略ぼ事實は分明だ。即ち中岡は西郷と佐賀關より別れ、單身上陸し、別に漁舟を賃して、馬關に到り、同所に待ち受けたる坂本龍馬、安藝守衛、桂小五郎等と出會したのだ。此れには桂と云ひ、坂本

と云ひ、其の失望や知る可しだ。

〔八七〕 何故に西郷は京都へ直行した乎

桂待ちの理由

尙ほ折角馬關まで出張したる桂小五郎に、西郷吉之助が、待ちぼうけを喫せしめたる始末は、土方久元の談話が、若し事實と云はずんば、事情を盡してゐる。扱私が馬關を立ち去りました後の事を聞きますと、坂本君は桂と共に西郷の寄港を待ち合はして居りますと、中々に西郷が出で來ない。廿一日（慶應元年閏五月）に、中岡君が漁船に乗て、茫然とやつて参りました。坂本君は喜び迎へまして、西郷はどうした、一緒に來たかといふと、中岡君は大息しまして、自分と土方と別れてから、鹿兒島に参り、西郷を説て、漸く納得させ、十五日に鹿兒島を出帆し、十八日佐賀の關まで來たが、西郷はこれからさきは、どうして

第十五章 八七 何故に西郷は京都へ直行した乎

西郷上京
實を急ぐ口

も馬關の方へ来ようといふことを承知しない。ソシテいふのに、幕府が二度目の長州征伐をするといふことは、無謀も甚しい。これは無名の師である。前の長州征伐の時には、我が薩摩も、出兵はしたけれども、今度は出兵するには當らない。それにつけては、關白(三條齊敬)を始め、朝廷の人々がしつかりして居て貰はなければ困る。就ては桂と會見も大事であるが、この事より大事であるから、豫め朝議を固めて置かねばならぬ。一刻もじつとしては居られぬ。早々京都へ上らねば不可けぬといふから。

種々の疑
問

以上は西郷の申分だ。抑も西郷が此の如く途中より馬關に立寄る可き計畫を變更して、一直線に上京の途に就きたるは、何故であつた乎。此れには種々の疑問がある。

第一は、當初より馬關立寄の事は、確定せず。坂本、中岡等の媒酌口上で、彼等は兎も角も馬關まで西郷を引張り来るつもりであつたのである乎。

第二は、一時は西郷もそのつもりであつたが、途中にて再考の上、その計畫

を變じたる乎。

第三は、何か途中に於て、變更す可き事情發生したる乎。

西郷の思
惑

西郷の傳記によれば、

隆盛は夙くより薩長協和の必要を認めてゐた。従つて中岡の説には勿論賛成である。たゞ危ぶまれるのは長州の意氣込である。殊に高杉晋作が起つて藩論を一變したる今日、從來嫉視反目して居た薩摩と聯合しようとの誠意があるか、どうか、何れにしてもこの際、自分が馬關へ上陸して、その衝に當るのは、反つて話の運びを悪うすることにならうも限らぬ。と、かう思つたが、しかし中岡の切なる勧めもあり、それならば兎も角も二人打連れて鹿兒島を出發したのが、閏五月十五日であつた。十八日佐賀の關に著いた時、大久保から——大久保は隆盛に先つて出京してゐた——すぐ上京するやうにとの報あり。中岡はせひ一寸でも木戸に會つてくれるやうにと勧めたが、今度は已むを得ない、何れまた會ふ機會があらうと、そのまゝ直路上京した。(大西郷

全集

西郷馬關
行に氣遣
まず

此れはや、其要を得たるに幾しだ。但だ西郷は果して佐賀の關に於て、大久保より上京を促がすの報を受取り、此れが爲めに馬關行を見合せたる乎、否乎、それは何等確證は見つからない。大久保は五月二十一日鹿兒島を發して上京の途に就いてゐるから、閏五月十八日には、固より著京してゐたに相違ない。但だ大久保が西郷の上京を促がす音信が、佐賀の關にて西郷の手に達したりとの事實は、上掲の文以外には、何等傍證す可きものがない。仍りて姑らく疑を存して措く、何れにしても當初から西郷の馬關行は、氣が進まなかつたらしい。それが佐賀の關に至りて、愈よ彼是商量の上、京都直行と決したのであらう。此れから前掲土方の談話へ返る。

桂怒る

種々に勸めて見たけれども、斷乎として動かないから、已むを得ず、自分(中門)は、佐賀關へ下して貰ひ、西郷は京都を指して直航した。自分は別に舟を備うてこゝまで來たのであるとの話してあつた。坂本君も大いに失望したけれ

ども、桂へ黙つて居る譯には行かないから、兩君相携へて桂の許に參り、其事を告げますと、桂は怫然として色を作していふことには、それ見給へ、僕は最初からコンナ事であらうと思つて居つたが、果して薩摩の爲めに、一杯喰はされたのである。もうよろしい、僕はこれから歸ると袂を拂うて去らうとするので、兩君は「マア〜」と止めて、君の顔の立つ様にするから、この後のことはまづ我々兩人に任せて貰ひたいと、百方陳謝しますと、桂も、夫ならばこの後、薩摩の方から、まづ使者を我藩によこして、和解のことを申込まれたい。さうしない時は、我諸隊は必ず反對するで御座らうとの話であつた。以上にて折角の薩長聯合も、一寸停頓の姿となつた事情が分明だ。

【八八】 桂小五郎覺書の一節

第十五章 八八 桂小五郎覺書の一節

坂本中岡の熱心

桂は固より西郷から待ちばうけを喫せしめられたるを不快としたるに相違ない。然も彼は決して小忿の爲めに、大謀を破る程々乎たる小人では無かつた。されば坂本、中岡等の慰諭と、將來に於ける保障とによりて、一旦は此事を彼等兩人に一任した。而して兩人の熱心と、時勢の促進とは、相須つて此事を成就せしめた。

桂疑團米釋せず

但だ桂が死に抵るまで西郷に對しては、其の心事に就て何やら、疑團が氷釋しかねた様なる風の存したことは、果して此事に由來した乎、將た他に理由あるかは、臆斷の限りでは無いが、兎も角其の事實だけは認め置かねばならぬ。而して其の事實が明治維新政府の成立、及び成立後の經過に、少からざる影響を來したることも、併せて記憶せねばならぬ。更らに深く立入りて云へば、桂——木戸——と大久保とは、遂ひに全く相許す程には到らなかつたが、然も或る場合には、存分に肝膽を吐いて、意見を上下した事はあつた。然るに西郷とは、遂ひにそれ程迄にも進まなかつた様だ。

桂告白

而して此間に處したる桂小五郎自身の告白によれば、左の如し。

前日敵視せしもの、今や反て相保護して、長州獨り怨みを懷き、前後一ならざるもの有るに似たり。長州今日一致戴我公、五卿に於て安せざるもの有る時は、全國の力を盡し、我長州に迎えざるを得ず。依て衆に謀り後藤新藏に托し、一書を條公に呈す。(原注 後藤新藏は土州の人、當時游擊軍の軍監たり。曾て薩兵と戦ひ、當今の形情を詳らかにせり)條公答ふるに、薩藩の近情、前日に異なるものあり、彼の善を爲すも、曲て是を疑惑する時は、前途のこと甚難し。彼の向背を以て、我志を變せざる、固より也。依て允(木戸孝允)等に心を降すことを示さる。後藤も亦具さに近情を探り、歸て允等に告ぐ。於此皆漸安するもの有と雖も、人疑ふもの亦少からず。

以上は既記の通りだ(參照 八四)。彼は實に用心深き漢であつた。故に薩に對しては、容易に其心を許さなかつた。此れによりて見ても、彼來三條に向つて、薩長聯合を説いたでなくして、三條が彼に向つて之を説いたことが判知る。

坂本等の和解促進

此後土人坂本良馬、長州に来る。此良馬、石川誠之介(中岡慎太郎)等も来て、共に薩長和解の事を促す。

此の短き文句の間に、中岡、坂本兩人の奔走、周旋及び西郷の馬關行を中止して、京都へ直行したる経緯等を含蓄してゐる。

長州の小銃買入

前年天王山の役、兵士各或は弓銃或は槍刀を携え、其大に不利有るを知り、今日の機に乗じ、兵勢を一變せんと欲し、其利害を參政山田宇右衛門に謀り、大村益二郎(村田謙次)を拔擢し、軍事を改正せしむ。此に於て小銃一萬餘挺を買求せずんば、兵士に充る能はず。依て良馬等に説くに、現情を以てし、長州四外皆敵、而て薩州天下の爲に能く我を容るゝこと有りと云ふ。兄等の言果して眞ならば、薩名を借り、小銃を長崎に求めんと欲す。兄以て如何となす。良馬等是を諾し、終に井上聞多、伊藤俊介を長崎に遣はし、小銃七千挺、蒸氣艦一隻を買求す。

此の事件は、西郷上京直行の過料(?)として、長州より要求し、坂本、中岡兩人が居

し。中調停の資として、長州に供給するに至つた。其の顛末は別に記する所ある可し。

長州物情定まる

先是岩國、山口と合せざるもの有り、諸隊中も多く之を疑惑す。依て衆に説て曰、岩國は元本藩の連枝にして、元より允等輔佐せざるを得ず。雖然今宗家に不良を企つる時は、共に之を糺さざるを得ず。今日已に敵兵前に迫らんとす。而て未だ是非を決せず、徒らに遷延する、策の上なるものに有らず。而て終に罰するの説無し。依て相謀り、三末(徳山、長府、清末)並に岩國、山口に會同し、對敵の策を定め、去年俗論黨の巨魁を誅戮す。於茲藩内の物情自ら定るものあり。外薩州と合し、内岩國と和し、兵制を西洋に革るの三大事件も、於茲皆行はれり。

以上は桂が自から當事者の一人として、其の施設に關し、作成したる覺書の一節である。此れにて其の概略を知ることが出来る。

【八九】 和蘭領事との問答書 (一)

桂出關の副産物

桂小五郎の山口より馬關に出で、西郷吉之助と會見せんとしたる一事は——桂當人の過失ではないが——空しく失敗したが、其の副産物は皆無でなかつた。其中の一は、親しく和蘭公使と面會して、幕府より觸れ廻はしたる所謂幕吏柴田日向守對和蘭公使との談話筆記の間違を是正し得たことだ。

應接始末疑案一掃

抑も此の文書は既記の通り（參照 七六）幕府が長藩の罪を鳴らし、再征の理由とするに、佩強の證案であり、その爲めに岩國藩主吉川監物などは、此の文書に付て、本藩へも照會したる程にて、實は長州側では、頭痛の種子の一であつた。然るに今ま桂が親しく和蘭領事等と相見て、之を一掃するを得たるは、長藩に取りては、少からざる儲け物であつた。事は閏五月二十四日だ。桂小五郎は、馬關に於て左の通り和蘭領事等と問答した。

桂和蘭領事と會見

慶應元乙丑閏五月廿四日、和蘭コンシユル官、ゼネラール官兩人へ於馬關桂

小五郎應接條件（但英吉利士官其外同席）

一 問 先達而於神奈川港幕吏柴田日向守より尋に依り、貴國より長州之事に付申立候筋有之、右應接書宇和島侯より、弊國へ傳達に相成、令一覽候處、書中之主意、甚不得其要件々有之、致御尋問度候。
一 問 弊國より歐羅巴諸國え使節差立候段、應接有之候儀は、何等之證據を以被申立候哉、於此方は、更に覺無之候。外國え使節等差立候儀、第一朝廷之命無之、弊藩自己之了簡を以、取行候譯無之候處、如何之儀に候哉承り度候。
使節問題に就ては、和蘭領事は、左の通り返事した。

長州遣外使派出問題の真相

一 答 去年馬關戰爭後、長州より止戦和議申候挨拶として、横濱滞在外國全權迄、使節被差越候節、幕府より尋に預申候儀は、其節長州より外國え使節差立可申由之處、於和蘭其使節引受可申哉否と申事に付、決而引請申間敷段相答申候。

此れにて見れば長州から使節を外國へ出す一件は、長州人の口からでなく、幕

吏の口から、長州から使節を外國へ出すさうであるが、さる場合には和蘭で其の使節を引き受くる乎、否乎」と質問したことが分明だ。

一 問 横濱表え兩人差越、外國公使え及密議候段、申立有之候儀は、如何之事候哉、近來横濱え此方より差越候覺無之候事。

一 答 兩人横濱え參り候と申儀は、去年戰爭後、止戦之挨拶として罷越候節之事に而、其節長州人え及應接候段相答申候。

此れは元治元年八月四國艦隊馬關來襲後、同九月修交使節として、正使井原主計、副使杉徳輔、山縣半藏、通譯伊藤俊輔が出掛けたことがあつた、恐らくは其時の事であらう。

一 問 貴國軍艦馬關港通行之節、日本政府之不爲筋、此方より致應接候段、申立有之候由、於此方は日本之不爲に相成候事を謀り候覺毛頭無之、甚以不得、其意和蘭より之媚言と存候事。

此の如く隨分緊しく突き込んで質問してゐる。

長使横濱
滯入の事

和蘭一切
沒交渉

一 答 右様之儀決而和蘭より不申立、昨年止戦後は、和蘭に於て毛頭長州え對し、仇怨無之、眞實眞正之國と相心得候段、毎々老中え及應接候得共、元來幕長之間に、不和を生じ居候事に付、右様之儀を以、戰爭を起し、和蘭も幕府同様、長州と不和にて、幕府え援兵を出す抔と申風説有之可申候得ども、右様之儀一切虚説に付、御信用被下問敷候事。

此の如く和蘭領事は、單だに之を否定するばかりでなく、幕長の葛藤に關しては、和蘭は、一切沒交渉であることを明言してゐる。

【九〇】 和蘭領事との問答書 (二)

一 問 昨年尾州老公下向、其節三大夫處、嚴科、右問罪關係之儀は、一旦始末相濟居候處、此度重而將軍親ら兵を帥ひ來り、我藩を討之論、何とも其意難解。

再征論の
張本につ

然るに世間之風説にては、右全く和蘭より應接之趣に付而、再討之論相起り候事と風聞有之、於此方も、全貴國之虚言より相起候事と、相心得居候事。此れは正しく和蘭を以て、長州再征の張本人でもあるかの如く、極言したるものにて、和蘭領事も、定めて意外の感をしたであらう。

再征小倉の申達による

一 答 此度重而討長之論起り候儀は、外國船馬關港滯泊等之事を以、小倉より縷々幕府へ申達候事より相起候事に而、右申立之書面も、老中より請取、一覽仕候、御疑惑も御座候得ば、右書面等寫取置候に付、可入貴覽候得共、只今船中に致所持、不申故、詳に覺不申候事。

和蘭領事は、却て長州再征の責任を小倉藩に歸した。

一 問 左候得ば、貴様より承り候次第を以、小倉え及詰問候而も不苦哉。

一 答 拙者より申立候段、被仰越候而も不苦候事。

此の如く和蘭領事は、斷然と申し切つてゐる。而して彼は尙ほ左の如く答辯してゐる。

重ねて説解を欲す

一 答 於和蘭は、長州え對し、昨年止戰後は、毛頭關係無之候處、斯く御疑念に候得ば、猶委敷説解可仕候付、明朝軍艦え御越可被下候。追て老中並外國奉行え及應接候次第、且小倉より差出候書面等、自然所持候へば、逐一可入貴覽候事。但廿五日軍艦に參候處、前應接之次第、種々致辯解、幕吏と應接書所持不申に付、江戸え罷越、十餘日程に而、又々馬關致通行候間、其節何も委敷可陳候。於横濱は、訖度幕府役人え致詰問候旨申候事。

問答書の不精確

此の如く和蘭領事との會見に於て、幕府より廻送したる柴田日向守對和蘭公使との問答書なるものは、幕府が故らに作爲したる文書でないとしても、極めて不精確にして、信憑するに足らざる文書であることを反證し、その爲めに長州再征の名目は、少くとも此の文書の限りに於ては、全く水泡に歸するに至つたのだ。

長藩の小倉詰問

此に於て問題は、一轉して、和蘭より小倉へ移つた。山口政應は、和蘭領事の言に據りて、六月二十八日毛利出雲、毛利筑前、志道安房三老臣連署もて、書を小倉藩

の老臣に寄せて、其旨を詰問した。其中には、和蘭領事の言を引用して、右に付ては弊藩御再討之儀は、貴藩御申立にて被仰出候歟とも相窺候」と云ひ、又た、

一昨年上京被差留、攘夷も一己私闘之姿に相成、尙去秋不圖京師變動之儀も有之、不得止戦之致取計候に付、爾後夷船通行之節、缺乏之品は相渡來候得共、國體を失ひ候所爲、毛頭無御座候處、於貴藩此等之大義に相係り候事件、輕忽に被仰立候次第、難及落著候、萬一確證之儀無之候は、取計方も有之候間、有無之儀、速に御答被成度、致御頼候。

小倉藩
明

と、隨分手緊しく掛合うた。ところが小倉藩では、七月二日其の老臣小宮民部、小笠原内匠、原主殿、小笠原出雲より、何等幕府へ申立たることなきを辯じ、證述の送付を促し、徹底的調査をなさんことを要め、且つ其の五日を以て、江戸藩邸にある原庄右衛門、勝野兵馬に訓令して、幕閣を詰らしめた。

此に於て長藩では小倉藩の答書に對し、八日を以て柴田日向守の神奈川應接始末及び閏五月二十四日の蘭人との應接筆記を小倉藩に送致した。小倉藩は

問答書
領不得要問

十二日もて之に復書し、且つ當時小倉藩に駐在せる幕府大目付塚原但馬守、目付松平左金吾に書を呈して、幕府より小倉藩の建白として、和蘭領事に交付せりと稱する文書の一覽を迫つたが、其の事件は先から先へと轉々して、遂ひに不得要領に了つた。要するに幕府側では再征の名儀を製造するに汲々とし、長州側では其の名儀無き所以を辯正するに汲々とし、其の結果は水掛論に了つたが、詮ずる所、天下の識者は、再征の名儀なきものと認めめた。

第十六章 長藩結束愈々堅し

〔九二〕 防長二州の舉國一致

吉川氏の
態度

外界の壓迫は、日に加はらんとしつゝあるに際し、内輪の結束は、愈々鞏固を増しつゝあり、動もすれば宗藩と其の趨向を殊にせんとするが如き傾向ある岩國藩主吉川監物も、山口まで出掛け來つた。監物は第一次の征長役に際しては、一方には宗藩に説きて、三大夫及び主謀者を處分せしめ、他方には征長總帥尾張前大納言慶勝に頼りて、宗藩恭順の志を明らかにし、兎も角も一應其局を了するに到らしめた。即ち彼は宗藩から見ても、宛も吉川氏の祖先廣家が、關ヶ原役後に於けると一般、殊勳者の一人に數ふ可き恩人だ。

形勢一變

然も宗藩に於ては、第一征長役後と云はんより、殆んど同時に、形勢は一變した。それは俗論黨が政權を握り、餘りに反動の政治を行つたる結果は、更らに奇兵

隊及び諸隊の激昂を來たし、高杉、山縣等其他正義派の面々が、武力的一掃の功を奏し、藩是は俗論黨の唯命是從、盲從的恭順より一變して、茲に愈よ當初の武裝的恭順と逆轉し來ると同時に、幕府は更らに長州再征の大旗を進め來つた。

本藩岩國
愈一致

吉川監物は當初から、宗藩の過激派には賛成しなかつた。然も過激派が即ち正義派だ。而して宗藩の俗論黨は、動もすれば吉川監物を笠に著て、其の反動政治を行つた。されば正義派が俗論黨政廳を一掃したる後に於ては、自然の運行に一任せば、宗藩と岩國との間は、勢ひ疎隔す可き傾向が無いでも無かつた。然も幕府再征の舉は、此の自然の疎隔を排除して、更らに本藩と岩國とを一致せしむるに大なる刺戟を與へ來つた。自餘の諸支藩は固より云ふ迄もなきことだ。閏五月三日吉川監物は岩國を發し、六日夕山口に著し、敬親父子に面會した。十一日は徳山藩主、十二日には長府、清末藩主皆な山口に來著した。十五日には吉川監物及び三支藩主相伴うて藩主敬親に謁し、藩主より幕府再征に對する方

吉川三支
藩山口
來著

策に、就ての諮問を受け、十七、十八兩日は公館に於て、それぞれ會議する所あつた。

藩主の諮
問

二十日更に公と世子との前に會議す。公四人に告げて曰く、今や幕府再討の期、既に迫る。幕軍若し來らば、死を以て之を防ぐあるのみ。卿等の意如何と、監物進みて、公の意を贊して曰く、去年洞春公(藩祖元就)遺愛の刀を賜はり、周旋の命を拜せしより、日夜憂慮措くこと能はず。唯上下の分あるを以て、朝廷と幕府とに對し、謹慎を表し、忠信を盡さんと欲すと雖も、謹慎亦節あり、幕府は既に前回の師を班し、爾後當に寛大の所置あるべきの聖旨を撓め、却て流言浮説を信じ、再討の令を發す。其非理固より言を俟たず、是故に幕兵若し封境に迫らば、是れ二州の正義を貫き、烈士國に報ずるの秋なり。公の意を體し、決死防戦するの外他あるを知らざるなりと、三侯亦此議を贊す。公即ち命じて曰く、議已に決す、各其封境を嚴守す可しと。

此の如くして防長二州の舉國一致は、完全に成就した。

尙ほ吉川家の文書には、左の如くある。

本支藩應
度一決

一 殿様(吉川監物)今日御二度御膳後、御屋形御出被成候様、出頭人より申來候付而、九時(正午)御出門にて被遊御出候、御三末様にも御出被成、御揃之上、大膳様より被仰聞候趣は、此度再討之儀差迫候様、相聞候處若國內え打入候時は、死を決し防戦可致所存に候、各如何に心得候哉と被仰聞候へば、徳山様退而篤斗申合、御答可申上哉と、御相談有之候付而、殿様(吉川監物)より、申合候迄も有御座問敷、事新敷被仰聞候儀、御思召は如何哉、不奉窺候得共、若無譯亂入致候時は、一統死を決し防戦可致儀は、勿論之事に御座候へば、私におゐては、格別之異論は無御座由、被仰候得ば、御三末様、何れも御尤との御事にて、其段御答被仰上候處、大膳様より何れも同意に候はゞ、各領内之固め、嚴重に相心得可申段、被仰聞候由候事。(吉川經幹周旋記)

此の如く吉川監物の一言によりて、三支藩の態度も、一定することとなり、此の如くして幕府再征に對しては、愈よ抗戦の覺悟を極むることとなつた。

【九二】 俗論黨巨魁の處分

當面の問

當面の問題として、速かに解決を要する一は、俗論黨の巨魁等の處分だ。元來俗論黨政府は、若し吉川監物の後援に據りて、成立したるものと云はずんば、少くともその支持を受けたことは、疑を容れず、彼等は斯く聲言したるばかりでなく、自から斯く信じたものであらう。そは、椋梨藤太等は、事愈よ非なりと見て、遁逃するや、岩國を目指して萩を去り、その途次に於て、捕縛せられた一事を見て、も之を知るに難くならう。

俗論黨巨魁處分相

従つて彼等の處分に就ても、吉川監物の意見を諮ふ必要が、無かつた迄も、之を報告する丈の必要はあつたものらしく、山口政廳には在つたものと察せらる。乃ち閏五月二十日吉川監物及び徳山長府、清末の三支藩、宗藩主敬親の招に應じて山口屋形に抵り、對再征の國策に就て、評決するや(參照 九二)、更らに左の相談があつた。

毛利筑前進出、先日被仰上候幽囚之者共之内、棕梨藤太、中川宇右衛門、岡本吉之進三人は、外私慾之儀も有之、斬罪難遁候へども、大膽様にも、御寛典に御思召も被爲、在候旁、士分格式を以、切腹可被仰付との御治定に相成、其上再討差迫候節は、御手障可相成も難計候付、近日御處置可有御座、猶其外之者共之儀は、罪之輕重有之候事故、追々御取糺之上、夫々至當之御所置、被仰付様可有御座、尤三人之者共之儀は、御秘密之儀に付、御家來方えも、一切御他言被成間敷との御事に御座候段、申上候由に候事、(吉川經幹周旋記)

御家來方とあるは、吉川及び三支藩の臣下等を斥す、然るに事實は切腹でなく斬首を申付けてゐる、此れは恐らくは正義派諸士諸隊の棕梨に對する反感が激甚にして、餘儀なく此に至らしめたものと察せらるゝ、此れは閏五月二十八日の事だ、其の宣告文に曰く、

棕梨藤太

棕梨宣言文

右御用所御右筆役より、御國事掛所勤中、益田右衛門介其外、於京師妄舉の罪

棕梨に對する反感

科に付、不的當之罪名を負せ、殊に清水清太郎其外別て無條理之科條を以、嚴判令判斷、元來御大義之御國是に於て、條理明晰に被爲、在天幕之御不審へ被爲、對候ては、度々御辯解有之候に付、右實犯之罪狀を以、明亮に裁斷筋可有之候處、大義を失ひ、流言浮説を以て、不容易義を書載せ、假初に國家の大典を令判斷、御名義にも相拘り、終に御國內紛擾を醸し、其上諸隊追討の義を主張し、御國難を重ね、剩肝要御役も相勤候身分として、他國罷出候次第、旁重疊不屈至極、不謂事に候、依之斬首被仰付候事。

俗論黨士處分終了

尙ほ同日中川宇右衛門には切腹、小倉源五右衛門、山縣與一兵衛、岡本吉之進の三人は、棕梨藤太等と與に、監禁所より野山獄に移さるゝの途、輿中に自刃した而して山縣は遂ひに死せず、因て其の自刃の故を詰問したれば、唯だ發狂と答へた、乃ち其傷の癒るを待つて牢舎を命じた、而して自餘の俗論黨は、其罪の輕重に従ひ、或は遠島、或は竄居、謹慎、皆なそれぞれ處分を了した。

桂の督促

此れは主として桂小五郎の督促、催告が預りて力あるものと云はねばならぬ。

尙ほ桂の自敍に曰く、

是より先き岩國、山口と合せざるものあり、諸隊中も多く之を疑惑す、因て衆に説て云く、岩國は元本藩の連枝たり(吉川元春)、之れを輔佐匡正せざるべからず、然りと雖ども、宗家に不良の企畫者あらば、均しく之れを糾さざるを得ず、今や敵兵已に前に迫らんとす、而して未だ其是非を決せず、徒に遷延するは、策の得たるものに非らずと、因て相謀り、三末岩國を、山口に會同し、對敵の策を定め、又去年俗論黨の巨魁を誅戮す、是に於て、藩内の物情自から定る、是れ桂小五郎の自から記する所、俗論黨の處分も、亦た止む可からざる所以を知るに足らむ、然も此の處分や、他藩に於ける諸ろの内訌沙汰に比すれば、其の深刻の度に於て、却て寛裕の看無しとせず。

【九三】 村田藏六の拔擢

長藩百萬の援

長州再征の擧は、長藩に對して、未だ幕府と一戦を交へざるに先ち、種々の効果を齎らし來つた中にも、閏五月村田藏六を拔擢して、祿百石を給し、大組に班し、専ら兵制改革に任せしめたるが如きは、後年長藩が、薩と相ひ對して、維新回天の鴻業を翊贊する上に取りて、尤も重要な施爲の一と云はねばならぬ、村田は實に韜略家として、一代に秀でたるばかりでなく、軍制家として、亦た第一流の人物であつた、長藩が彼を得たるは、百萬の援兵を得たる以上の力を加へ來つたのであつた、而して彼を推薦したるは、固より桂小五郎其人であつたと察せらるゝ、村田藏六とは、即ち新日本のモルトケとも稱せらるゝ、大村益次郎其人のことだ。

村田の推

身

彼は周防吉敷郡鑄錢司村の産、天保十四年二十歳にして九州に赴き、豊後日田廣瀬塾に學び、後去りて長崎に赴き、蘭書を學び、更らに大阪に赴き、緒方洪庵の

塾に入り、嘉永二年二十六歳にして、其の塾長となつた。同六年三十歳にして、伊達侯に聘せられ、宇和島に赴き、専ら軍事の施設と、兵書の翻譯とに従事した。安政三年彼は三十三歳にして、宇和島を去り江戸に赴き、學塾を番町に開き、同時に蕃書調所の教授となつた。爾來江戸にありて、専ら蘭書の講義及び翻譯に従事した。安政四年十一月には講武所に轉役した。而して萬延元年三十七歳にして、始めて榻を本藩に釋き、長藩雇士となり、馬廻士に準せられ、年俸米二十五俵を給せらる。同年四月横濱に至り、米國醫士へボンに就て、英語を學んだ。

長藩洋學所御用掛

文久元年三十八歳にして、藩命により江戸より歸國、御手廻組に加へられ、長藩洋學所博習堂御用掛仰せ付らる。而して防衛事業の爲めに、赤間關御手當場所に赴く。而して再び江戸に到り、文久二年より麻布長藩邸の一隅に、再び徒を集めて教授した。

出世の概略

文久三年四十歳にして江戸の塾を鎖して歸國した。而して御手當方御用掛、御撫育方御用掛仰せ付られ、三田尻砲臺場所見分を命せられ、裝條銃打方陣法等

その容貌

規則取調を命せらる。元治元年四十一歳にして、兵學校教授仰せ付けられ、小郡宰判砲臺築立場所見分を命せられ、鐵煩御用取調方を命せられ、更らに御政務座御用、御武具方御用、御軍政引除所勤を拜命し、又た赤間關夷艦應接掛を命せられた。慶應元年四十二歳、汽船買却の爲めに二月上海に至り、而して閏五月家祿百石を賜ひ、大組に列せらる。而して藩命にて大村益次郎と改稱した。

以上は彼が出身の概略だ。彼の容貌は、極めて奇抜であつた。彼は曾て煙草肆の看板として店頭に掲げられたる達磨の畫に克く肖てゐた。其の尤も異相なるは、前額が高く、長く且つ廣かつたことだ。彼を知る者は曰く、頭は大きくて、目が非常に鋭く、鼻は高く、耳が大きく、額は廣く、眉毛が濃く、色は黒い方であつたと。然も前記の如く、其の特兆は、前額に存したるや知る可しだ。

作戦上の大家

村田は實に一代の奇才であつた。彼は單に泰西的、科學的の兵學者であるばかりでなく、亦た實戦に於ける作戦上の大家であつた。諺に能く知る者、能く言はず、能く言ふもの、能く行はずと云ふが、彼は實に能く知り、能く言ひ、能く行つた。

長藩を重
からしむ

長藩に於ては、高杉の如き天成の名將あり、山縣の如き鍛練の良將あり、又山田の如き小ナポレオンとも稱せられたる用兵家を出したが、能く長藩をして彼が如く重からしむるに到りたるは、實に村田藏六其人の力であつた。而して彼を認識し、彼を推挽し、彼をして其の驥足を伸べしめたるは、實に桂小五郎其人であつたと云ふも過言であるまい。最近十年にかけて、長藩では藩論の變更や、黨派の軋轢の爲めに、互ひに殺戮し、その爲めにあたらず有用の人材を殺したが、頼ひに天は村田藏六を留めて、其の働らきを成さしめたのは、單り長藩の仕合のみではなかつた。

第十七章 長藩の銃艦買入

〔九四〕 武裝的準備

小銃買入

村田藏六即ち大村益次郎は、既に拔擢せられた。此れからの問題は兵器である。それが偶然にも薩長聯合の楔子となるを得た。その顛末に就て、桂小五郎（木戸孝允）の自から記したるところ左の如し。

此後土人坂本良（龍）馬、長州に來る。始て此良馬、石川誠之助（中岡慎太郎）等も來て、允（木戸孝允）に薩長和解のことを促す。前年天王山の役、兵士各或は弓銃或は槍刀を携え、其大に不利有るを知り、今日の機に乗じ、兵勢を一變せんと欲し、其利害を參政山田宇右衛門に謀り、大村益次郎を拔擢し、軍事を改正せしむ。此に於て小銃一萬餘挺を買求せずんば、兵士に充る能はず。依て良馬等に説くに、現情を以てし、長州四外皆敵、而て薩州天下の爲に、能く我を容るゝこ

と有り云ふ、兄等の言果して眞ならば、薩名を借り、小銃を長崎に求めんと欲す。兄以て如何となす、良馬等是を諾し、終に井上聞多、伊藤俊介を長崎に遣はし、小銃七千挺、蒸氣艦一隻を買求す。(木戸孝允書)

置いてけぼりの代償
詳に云へば、西郷が佐賀の關より直行上京し、桂を馬關にて置いてけぼりを喰はしたる、其代償として、桂は兵器を薩藩の名儀にて購入の件を、坂本等に談じ、従つて坂本等は、その爲めに周旋盡力したのだ。

兵器仕入に焦慮
當時如何に長藩にて兵器の仕入れに焦慮したるか、左記の文書を一讀すれば、想像が出來よう。

筒一件、此間長岡精介へ相托し、青木群兵を長崎へ遣し、裝條銃千挺丈け差當り取寄、又引續て買得可仕候様申談相成候。尋常手銃之儀は、和蘭へ直に注文不仕候ては、山背香港にては、とても無之と存候。

此れは村田藏六の閏五月十日付の書翰の一節だ。

蒸氣船買求問題
良馬、誠之助兩人上京之節、蒸氣船買求之儀、及談判候處、何邊盡力仕候て被行

候事に候へば、良馬歸關可仕と約束仕置候。(傍書 蒸氣船買入に付、名を借り候て、相求候等の事は、狂介(山縣)も、至極同意仕居申候)最上京直様及示談、一左右爲報知、兵庫邊より船一隻雇候て、事情精敷可申越に付、其節船賃等當地にて拂渡吳候様申事に付、右之義も約束仕置候。書狀は賢臺と私へ當差送可申と申居候。

此れは六月二日伊藤俊介の書翰の一節だ。此れにて薩長聯合と、兵器購入とが、不可分離の問題と迄進展したことが判知る。

青木群平長崎派遣
桂はそれ等の事に構はず、高杉、村田、井上、伊藤等と、坂本、中岡二君に協議して、今や幕府は再征の師を起し、四境に攻め寄するも近々である。之に對抗するには、堅艦利器が必要である。政府でも既に青木群平なる者を、長崎に遣つて、武器の購入を交渉させて居るが、それが運ぶかどうか分らぬ。薩州と相提携した以上は、薩州の名義で軍艦武器を買入れてもらひたい。貴君等が京都へ上られたならば、どうか其事を、小松、西郷等に話をして、急に其諾否を返答し

て呉れる様にと頼みますと、兩君は、宜しい、其の手筈に及ぶと云ふて、六月下旬に京都へ上りました。兩人使長の事を説くも、未だ行はれず、其後桂は藝州へ使に行かなければならぬといふので、藝州行を命せられましたが、既にして廟議が變じたので、途中から山口へ歸つて來まして、再び馬關に出ることになりました。それは英國船と應接の爲めであり、桂が馬關へ出で來ると、武器買入の爲め、長崎に出張した青木群平は、幕吏の爲に妨げられて、買入れることが出來ぬといふ報知がありました。そこへ土佐の浪士楠本文吉(本名谷晋)といふ人が、京都から馬關へ參りまして、坂本、中岡二君の返答を持って、薩州の名義で、軍艦武器を買入れることは、小松、西郷杯も同意であるといふことを傳へました。然らば軍艦武器の買入は早速著手するが宜いといふので、井上、伊藤の兩人を、長崎へ派遣することになりました。それは桂が政府に伺はずに獨斷で決したのであります。(中原邦平談)

以上によりても、如何に長藩が、其の武裝的準備に汲々たりしかを想像するに

足る、而してそれが薩藩との提携の問題と關聯して、結果に於ては、一石二鳥の效用を見出した。

【九五】 井上、伊藤、薩人の名を冒して長崎に赴く

四月十三日(昭和十年)西下し、關西、鎮西、萩方面を旅行し、同三十日大森山王草堂に還り、五月一日修史の稿を續く。

桂小五郎は、七月十三日付にて馬關より山口なる政廳の諸要人に當て、自から井上聞多、伊藤俊輔を長崎に派遣した擅斷の罪を謝してゐる。

兼て薩へ内々手を付け置候事も有之、少々は趣之相分り候邊も有之候付、獨斷にて明日より聞多、春輔兩人を、崎陽に差遣し申し候、其都合九州邊周旋仕、

千慮萬考相盡し候上、終に手段無之時は、微行之外策有之間敷と奉存候。かく申上候は、甚奉恐入候得共、兎角愚考申上とも、十の九は思召とも相逆ひ、不堪恐懼譯にて、此度一條も推て取計らひ候次第、多罪何とも難奉謝儀に御座候得共、此期に臨み候上は、銃丈なりとも取込置候はゞ、又一益と存込、右之次第に及候事に御座候間、他日御殿罰之處は、いか様被仰付候とも不苦候間、左様御承知被成遣候様奉願候。

如何にも桂は專擅の責任を、一身に引き受けて、井上、伊藤兩人を派遣した。

斯くて兩人は七月十六日馬關を發し、翌日太宰府に於て三條卿等に謁し、又た薩藩士とも會見し、十九日三條卿隨員楠本文吉(土藩士谷晋)を伴ひ、長崎に向うた。兩人は此際左の一書を、山口政應の諸要人に與へてゐる。

爾後御清適可被爲入、欣躍之至奉存候。小生共一昨十七日太宰府迄無恙到着仕候間、乍憚御放慮奉願上候。條公様方御英然可被爲在候間、此段被爲達君聽候様奉願上候。竊に拜謁仕、纏々事情申上候處、大に御安心被爲在候處、別段相

兩人長崎に向ふ

變候事も無之、當節五藩御警衛之人數も交代、彼是にて、至て少人數之様子に承り及び申候。

以上は太宰府に於ける現況。

薩人との交渉

崎陽行則今日より當地出發の覺悟に御座候。當節は小松帶刀崎陽に相滯居候由にて、旁都合宜敷、多分被相行可申と奉存候。當地出張篠崎彦十郎と申者より、崎陽出役之者へ添書仕吳候に付、土の楠本氏同行可仕候。薩人を一人同行を相頼候へ共、當節少人數に付、一人も難差越由に付、不得已三人にて罷越可申と奉存候。

此れは長崎に赴くに付て、薩陽との交渉を云ふ。

金準備依頼

右に付ては銃艦共買求之相談相決次第、金は從崎陽儘なる町人にて差出可申候に付、此書相届次第、金高凡十二萬兩位之御手當被成置前、廣馬關迄御差出被下候て、從崎陽一書差送次第、何時も御渡相成候様奉願上候。此度は如何様之事有之候ても、御違約不被下候様奉願候。薩州人へ對し候ても、自然違

背仕候事出來候ては、僕等面皮は差置、國辱不可雪と奉存候。此段偏に御忘却不被下候様、奉冀候。爲其急飛を以如此に御座候。誠惶謹言。

七月十九日

山田新助
吉村莊藏

因みに云ふ、井上は薩藩山田新助と稱し、伊藤は薩藩吉村莊藏と稱してゐた。尙々山口某は、太宰府より日田邊へ罷越候由に付、其儘差置申候。大に虚喝を吐き候とて、御附人數等も、大に笑居申候位に付、強ての事も有之間布候へ共、多分處々流落仕候中には、被縛可申歟と懸念仕候。以上。

山田 宇右衛門様
兼 重 讓 藏様
廣澤 藤右衛門様
前原 彦 太郎様

桂 小五郎様

薩藩名義にて通行

尙ほ當時太宰府に於ける三條實美卿付の土方久元の日記にも、十八日(慶應元年七月)井上、伊藤兩人來訪、依頼之筋も有之、薩人へ談判の用向出來、直に旅宿に行く。右は今度長の兩人長崎行相企候處、長州の名義にて途中通行六箇敷故、薩藩の名義にて、出向之相談なり。四つ時(午前十時)參殿、暮比退出、其より大町泉屋方にて、井上、伊藤等と一酌、四つ時(午後十時)頃歸宿、同夜宿直。

此の如くして兩人は長崎に楠本文吉と與に赴いた。

【九六】 井上、伊藤の長崎よりの書翰(一)

兩人薩邸
潛匿

井上、伊藤の兩人は、七月二十一日(慶應元年)長崎に著し、楠本文吉の紹介にて海

第十七章 九六 井上、伊藤の長崎よりの書翰(一)

援隊の士千屋虎之助、高松太郎に面し、來意を陳べ、其の周旋を依頼した。云ふ迄もなく海援隊は、坂本龍馬が率ゐる浪士の一隊にして、其の中堅は専ら土佐人であつた。千屋、高松の兩士は、同志の上杉宗次郎、近藤昶次郎、新宮馬之助等を會し、それぞれ協議したところ、何れも先づ井上、伊藤を薩邸内に潛匿せしめ、然る後銃艦購買の方法を講ず可しとて、薩藩重臣小松帶刀を訪うて、其意を告げたところ、小松は直ちに之を承諾し、斯くて兩人は薩邸に潛匿することとなつた。

買入交渉

扱も井上、伊藤兩人は、小松に面し、長藩即今の事情を陳述し、將來開國勳皇の方針もて、國是を一定す可きを説き、更らに銃艦購入の事を依頼したところ、小松は快よく之を承諾した。此に於て兩人は高松太郎を伴ひ、夜間英商グラバと會談し、小銃購入の交渉を開始した。時に小松は新たに薩藩にて購入したる汽船に乗りて、鹿兒島に還らんとしたが、上杉等は、其機に乗じて、兩人中の一人をして、小松と與に鹿兒島に至らしめんと謀り、井上乃ち行き、伊藤は長崎に留るこ

銃全部完

ととなり、因りて左の一書を連名にて、山口政廳に與へ、其の苦衷を披瀝した。

以飛書御答申上候、銃艦一條被仰越候委曲致拜諾候、拙生共過る廿一日崎陽到著、薩藩小松帶刀其外面會之上、一々及示談候處、案外に都合宜敷參り、薩州買入之名前を以、周旋致吳候との事に相決、既に當節夷人へも及懸合、銃は殆不殘相調申候。

以上は銃器に付ての事。

兩人行動

左候て艦之儀も、御買入相成候儀は、必然御決著相成居候事と相考、只得其名候へば、仔細無之事に付、何卒買求候方略、色々苦心仕候て、薩人へも急迫に談じ込、依頼仕候處、固より於今日は、唯吾藩之寸益にも相成候事に候へば、幕府への嫌疑等之事に、更に眼を注ぎ候譯に無之故、いか様之事にても、盡力可仕との事、則銃買求之儀も、速に相運び候如く、毛頭嫌疑を厭ひ候様子も、更に相見不申、後來之處も、力之及候丈は、相助可申との義に付、即明後日より小松帶刀歸國、新助(井上聞多)同行、蒸汽船にて、一應鹿兒島迄參り候様、相決申候、莊藏

(伊藤俊輔)儀は、當地に滞留、小銃不足等之始末を相著申候て、薩の蒸汽艦再び崎陽へ到來を待候て、銃を積込、直様歸帆と相決申候。
以上兩人の進退に就ての事。

藩論一致
要求

就ては能々御熟考奉願候事に御座候。薩にて箇様に嫌疑を不厭盡力仕吳候へば、幕府之忌諱に觸候事、いか計か被推察候事と奉存候。外藩にてさへ如此致周旋吳候に御座候へば、諸賢臺一應御評決之事、再變仕候様相成候ては、實に今日之急に應兼候而已ならず、外藩へ對候ても、國論一定之處は、箇様と申候言葉も有之間布と奉存候。

要するに井上、伊藤兩人は、薩藩さへも、其の嫌疑を無視して、長藩の爲めに、其力を致しつゝあるに、長藩の國是が動搖するが如きあらば、内外掛けて、全く窮地に陥る可しとの事。

國是一定
確答要望

今一應君上へ御同等之事は、急務之事に候へば、片時も速に被爲伺御評決可被仰越儀と奉存候。只々御買求相成候と不相成との御決議相著居候へば、其

名を得、其船を求候等之事は、死力を盡し、御國害を不生様と、實に焦思勞心仕候て、既に薩藩等へも、深重之熟議に及候折柄、曖昧模稜之事にて、御決斷不相著候ては、いか様にして、他より扶助仕候事出來可申哉。僕等外にて盡力仕候益も有之間布と奉存候。

此の如く井上、伊藤兩人は、其の一身を挺して、薩藩に交渉し、其力を假りて、自國の爲めに、銃器と、戰艦とを購入せんとし、速かに自國の國是が一定し、其の確答を與へんことを要望した。

【九七】 井上、伊藤の長崎よりの書翰 (二)

以下兩人の書翰は尙ほつゞく。

則銃を求候は、不慮之御備にて、自然敵兵境内に差迫候て、暴戰に及び可申も

非常時の
用意

難計事に付、御手當相成候事に候へば、其不慮に御備相成候儀は、人力之及候
丈けは、御調不相成ては、相濟間布と奉存候。

買入好機
逸すべか
らす

豫じめ非常の場合を洞見して、其の用意をば、人力の限りもて盡さねばならぬ。
只昔日之因循は、今日之實著と而已御存付にては、時勢に違ひ候事と奉存候。
於拙生共は、いか様共諸賢臺之貴意に任せ可申候へば、中中破艦御買入等之
事も、幕長關係之中は、容易に再び相調候譯に無之、且薩藩と申候ても、度々相
煩し候譯にも參申間布、且僕等當地滞在之苦慮も、少し御推察奉仰候。

銃艦購入は、只だ此時を然りとす。一度び此機を逸すれば、之を再びするは困
難である。

艦の用不
定用急決
要望

固より束縛せられ候ても、拷掠百端、所不敢辭に御座候へば、毛頭御國害に相
成候事は、決して不仕候に付、此段御推察奉冀候、猶艦之儀は、一旦薩人へも依頼
仕候て、略相決候儀、且後來の處も、薩と御合一に御座候へば、此方より餘り動
搖之言を不出方可然と奉存候間、何卒速に君上御伺、艦の御入用と御不用と

申事を、急速に御答奉願候。

薩國方針

銃器は既に辨せり、此上は船艦の事である、その決答を急にせよ。

薩國論開國勤王に無之ては、皇威回復は出來不申と、舉國一決と承り及申候。
會津杯と絶交、議論異動に相成候儀は、只會之論は、開國にして幕府を助くる
の論にて、薩と相離候由。

此れは薩摩即今の立場を、井上、伊藤兩人の眼中から看取したるもの、正しく此
の通りだ。

固より未だ信偽一々御氷解にも相成間布候得共、僕等一見之處に於ては、薩
今日之國論、毛頭國家之禍害に相成候譯更に有之間布と奉存候。
薩摩に對しては、最早安心して可也との意。

買船決定
急要

船之儀は、御廟議御一決、絶て御動搖無之處、分明に被仰越可被下候、最速に無
之候ては、行違に相成可申に付、迅速に御決斷、爲邦家奉仰候、餘は別紙一ツ書
を以、御承知可被下候、勿々恐惶謹言。

七月二十六日(慶應元年)

山田新助(井上)
吉村莊藏(伊藤)

山田宇右衛門様

桂小五郎様

廣澤藤右衛門様

兼重讓造様

前原彦太郎様

惟ふに井上伊藤の兩人は、必死を期して、此際銃器は固より船艦の購入をも、薩摩の名義にて成就せんと努力したものであらう。然も彼等の心配は、本藩政廳の意見の動搖であるから、それを確む可く、前きに掲げたる一書を與へたものであらう。尙ほ別紙には、左の如く云うてゐる。

強實決定
論必須

暴狂之者、兩人參り候故、色々御氣遣之程、奉遠察候。いづれ幕よりは不係善惡、罪名を付候て、若し諸侯憤發ともは仕間敷かと謀計故、必々小事と風説に

御疑惑なく、決戦と御一定候得者、とても薩も見捨候覺悟は無之様奉考候。内に強實一定之論無之て、外之扶助を求候ては、實に外より誠實は、決して盡し不申候。何分御疑惑なく、御實備肝要に御座候。以上。

井上伊藤
桂宛狀

と云うてゐる。而して彼等兩人は別に桂小五郎に當て、船御買入之事は、箇様切迫に、政府諸彦申越候へ共、決して御氣遣被成下間布候。いか様にては相成可申候事に付、周旋可仕候。最是非乘。此時相求置度候に付、何卒政府に論迫被下候て、御買入相成候様御盡力奉願候。と云ひ、而して又た、

私共別懇なる英人ガラバと申もの、兩人商買等相始候へば、百萬ドル位の事は、何時も借吳候に付、決して何も不可憂と申位に付、いか様にも此先は御手傳可申上候。御氣遣被成間布候様奉願候。船之御答を、速に政府より御申越奉願上候。

と云うてゐる。如何に井上伊藤兩人が、船艦購入に熱中したるか、之を見ても

分明だ。

〔九八〕 汽船購入に關する海軍局の抗議

井上鹿兒島に赴く

井上聞多は、上記の如く(參照九七)小松帶刀に同行して、鹿兒島に赴き、伊藤俊輔は、長崎に留まり、小銃購入の事を周旋し、井上の還るを待つて、薩船にて之を馬關に輸送し、同時に薩人が馬關に來る可き旨を、山口政應に報じた。

汽船購入決定通知

會々桂小五郎よりは、山口政應にて愈よ汽船購入の議を決したる旨達した、而して鹿兒島からは、小松若しくは大久保一藏が、運送船に搭じて、馬關に寄港するの聞ありしかば、伊藤はその旨を桂に告げ、桂をして馬關に出で、之を待たしめた。

汽船購入問題の紛

井上、伊藤の長崎行は、長薩の融和に、一大促進を加へたるに相違なきも、汽船購

入の一件は、少からざる紛紜を、山口政應と海軍局との間に起し、桂小五郎の如きは、頗る窮地に陥り、一時は萩へ退隱せんとの意を決したる程であつた、その事情は左の通りだ。

海軍局激論

當初鈴尾駒之進が、桂に先ち馬關より山口に還り、桂等の稟申する所を、藩主敬親に聞し、其の允可を請ふや、政應の要人山田宇右衛門は、小銃、汽船の購入は勿論、その必要の爲めには、海外行をも差支なしとの允可を得たものと信じ、之を桂に報告して、其事を行はしめた。然るに後にて山田はそれが自個の誤聞で、允可を得たるは、小銃購入だけの事にて、汽船購入と、海外行との二件は、猶ほ未しであることを知り、之を桂に報じ、而して、蒸氣船御買入之儀に付ては、海軍局より大に激論と相成候趣も有之候付、是又御含迄得貴意候と申送つた。

海軍局當然の抗議

元來海軍局では、船艦購入の建議を爲して、未だ實行せられざるに先ち、馬關に於て、此事が桂等の間に相談せられ、井上、伊藤等の手にて、其の取引が行はれんとするを聞き、彼等が抗議を發したるは、彼等の職掌上として、寧ろ當然と云は

ねばならぬ。

御國內海岸三面、兼々懸念に有之、追々海軍方より海軍御興隆之儀、歎願仕候得共、當今多端之御費用有之儀に付、御許容不被爲、遂無餘儀、差控居候折柄、今般他向より夷艦御買入之御窺等相濟せ候由、然處兼て被差置候海軍局之者共、一圓不承知、實に驚愕之至、如何之次第御座候哉、後來之心得も有之儀に付、篤と被遂御詮議、御沙汰可被下候事。

海軍局員
の長崎派

此の如く突き込れては、山口政廳も、其の答辯に困却したるも、強ち不思議ではあるまい、政廳は極めて曖昧なる文句もて、其場を濁し、海軍局員河野留之進、佐藤彌三左衛門を長崎へ特派し、井上、伊藤と交渉せしむることとした。

申含之覺

於馬關、桂小五郎見切を以、井上聞多、伊藤春輔兩人、崎陽薩邸へ差越、銃舟御買入一條、篤と御評議相成候處、蒸汽船一艘、裝條銃四千挺相添、現金拂切御買得之儀は、斷然被差止との御事にて、態と崎陽迄被差越候間、參著の上、聞多、春輔

へ相對、其由申聞せ、以往御手煩無之様申談、可被取計事。

此れでは一切井上、伊藤の著手したる仕事を打切る爲めの使命である。然るに其の但書には、

條件付買
入許可

但、聞多、春輔馬關出帆後、日數相移り候事に付、萬一も於崎陽先達て薩人等申合、年賦御買入談判相濟居候は、申合、篤と可被致見分候、勿論追々海軍局より申立も有之候通り、小船新造、剛堅なる分にて、以往御持續相成候程之見込有之候得ば、御買得相成候て宜敷事に候、年賦迎も、高金之事に付、又々容易に御買入難、相整は必然なる儀、當時勢ゆへ、買得差急候得とも、右適意之船に無之分者、斷然可被相斷候、假令前件之通、談判相濟居候共、現金拂切御買得は一切不相調候事。

とある。されば全くの談判破却では無く、若し年賦買入の事決定し、且つ其の船舶が新造堅牢にして、此方の注文通りのものならば、購入苦しからずとのことだ。然るに井上、伊藤よりは、更らに長崎に於ける進行の事情を報じ、其言割切、大

いに人を動すに足るものがあり、山口政廳も、愈よ板挟みの姿となり、此に於て蒸氣商船一隻、蒸氣砲艦二隻を購入し、商船は井上、伊藤の手にて、砲艦は海軍局に於て調査せしむることとし、費用は撫育資金もて、本勘を補給し、十五萬兩を支出することに決し、藩主の裁可を得るに至つた。

【九九】 井上、伊藤と長薩聯合

井上鹿島行動の
立場

海軍局の抗議は、山口政廳の評定にて、兎も角もけりが付いたが、桂小五郎は一方に於ては井上、伊藤に、小銃のみか、船艦購入を專斷もて依託したことやら、將た他方には、彼が唱道したる長薩聯合が、諸隊若しくは其他の方面に、反對者の多きことやら、更らに又た馬關を本藩に移管する事に就て、長府、清末二支藩に異論者あり、事其志と違ふもの少からず、されば此際寧ろ退いて萩に歸休せん

井上の鹿島行動

との意を決したが、山口政廳では、百方其意を翻さしむ可く努力し、殊に近く薩人の馬關に來らんとの説あり、其の應接方としては、彼にあらざれば不可なりとのことにて、旁々桂も其言に従ふこととなつた。

購入銃船
輸送

翻て井上の行動を見るに、彼は七月二十八日小松帶刀と與に鹿兒島に赴き、屢ば薩の老臣桂右衛門及び要人大久保一藏、伊地知壯之丞等と會談し、從來の誤解を釋明し、將來の提携に就て相謀るところあり、滯留十餘日、再び薩船に乗じて長崎に還つた斯くて井上は長崎に於て、伊藤と相議し、購入の小銃は、薩人に依頼し、上國に赴く可き薩船蝴蝶丸に積載して、三田尻に直行運搬し、購入計企の木製蒸氣船ユニオン號は、其の横濱航行の途次、馬關に寄港し、海軍局員の検査を受くることとし、井上は蝴蝶丸に便乗して、積載小銃の宰領を爲し、伊藤は銃艦購入、其他長薩間の交渉事件に、頗る其力を致したる海援隊員上杉宗次郎（近藤和次郎）と與に、ユニオン號に便乗して、馬關に赴くこととなり、八月下旬蝴蝶丸先づ長崎を發し、次にユニオン號も亦た其後を追うて發し、蝴蝶丸は三田

長薩聯合
促進

尻に、ユニオン號は馬關に、それぞれ寄港することとなつた。

藩主の賞
賜

井上、伊藤の長崎行は、單に武器船艦購入の便宜を得たるばかりでなく、長薩聯合の上に、一大促進を加へたるものと云はねばならぬ。されば山口政廳の諸要人山田宇右衛門、廣澤藤右衛門等は、大いに兩人の努力を徳として、之を謝した。而して井上は再び蝴蝶丸に乗り込み、馬關に抵り、九月六日には、桂、高杉等と協議の上、山口に赴き、敬親父子に見え、其の從來の成行に就き、詳細に之を上陳し、且つ上杉宗次郎が、斡旋の功、少からざるを述べ、彼を引見して、親しく今後の事を依頼ありたき旨を告げれば、翌日敬親は、使者を派して、上杉を馬關より招き、引見して、厚く之を勞ひ、併せて汽船購入の事を依頼し、三所物を賜うた。三所物とは、刀劍の附屬品、筭、目貫、及び小柄の柄である。而して同時に薩藩士及び汽船乗組員にも、それぞれ贈與する所あつた。

殘務上杉
に委任

井上が上杉と與に山口より馬關に到るや、購入の約あるユニオン號は、既に著港してゐた。井上は桂、高杉、伊藤、上杉等と相諮り、同船購入及び殘餘の銃砲運搬

井上伊藤
潛匿

等の諸用務は、之を上杉に委任することとした。上杉は海援隊士や、薩藩士と相談の爲め、長崎に還り、ユニオン號は横濱に向つて航行した。然るに此間に於て、馬關替地問題に付、長府、清末二藩士の感情を害し、伊藤、井上兩人は、潛匿を餘儀なくせられた。乃ち九月二十五日付井上より桂小五郎への書翰中には、左の一節がある。

御出足前、弟、伊藤兩人之處、當分隱遁之事實に、弟も其意有之候間、進退如何可仕哉。老兄や東行子、高杉晋作を、師とも親とも思ひ候故、實に年は取りても、不相變向、不見之人故、手綱のゆるまぬ様、御指揮、偏に奉頼候。只弟等之死生、二兄之命之まゝ、何ぞすまぬ事ども有之候はゞ、死をすゝめられ候ても、立腹杯は思ひも寄らぬ事に候。士は知己者之爲に死すと云事實に、兩國中に我心事を克知り、吳候者は、他に無之、遺憾に候。弟等之不徳、乍去、爲邦家なら、未だ死すら辭し候事、進退如何可仕候哉、御答是祈候。

とある。然も彼等は潛伏したるも、井上は山口に、伊藤は馬關にありて、それぞれ

泉十郎切 國事に盡力した而して井上等を附狙うたる者の巨魁、長府藩士泉十郎は、長府藩で切腹を申付られたから、此の事件は略ぼ定つた。

【100】 ユニオン號購入の始末

ユニオン號購入約定成る

ユニオン號購入及び其後の始末に就ては、種々の曲折が出で來つた。購入一切の事を委任せられたる海援隊の一人上杉宗次郎は、長崎に著と同時に、海援隊の諸士と協議し、更らに鹿兒島に赴き、小松帶刀に面して説く所あつた。長崎では上杉の不在中、千屋虎之助、多賀松太郎等は、英商グラバと交渉し、該船購入の内談が、略ぼ纏まりたる所へ、上杉は鹿兒島から、海軍奉行本田彌右衛門（男爵親）を伴ひ來り、終に薩州の名儀で購入の約を定めた。乃ち十月十八日付上杉から井上聞多當の書簡中に、

船受取り

貴兄御存慮の如く、船印國號、彼（薩）の國の名前を借用仕り、社中乗組み、水夫を其の通にて航海仕り候事に談決仕り、今日漸く船受取り仕り候。扱夫より一先本國（薩摩）に乗り返り、夫より御地に罷り出で、御談判可仕候間、此段は左様御安心可被下候。

代金拂方

一 船之代金は三萬七千五百兩也。役家の役人、何分六づかしく言立、困る也。此之代金不苦ば、その御地より彼之家之大阪屋敷迄御積廻し被下度の願ひ也。若し夫相かなはずば、小子罷出可申節、直に御引渡し被下候様との事也。

西郷の再征長崎の回書策

とあり、此の如く上杉は薩藩の名にて該船を購入し、船印も薩藩のものを用ひ、乗組員は海援隊士を採用する旨内約したことが判知る。話換りて薩長の關係は、追々と誤解も解け、双方より相ひ依ることとなり、長州再征の勅書が、幕府の運動により、九月二十一日降下せらるゝや、西郷等は最初は其の降下に反對したが、之を遮り止むること克はず、今は其の回收を策し、そ

れには兵力を京都に集中するの必要を認め、其の糧食の供給を、長藩に仰がんと欲し、坂本龍馬にその斡旋を依頼したから、坂本は十月三日三田尻に來り、山口に赴き、政廳の諸要人と協議する所あり、此に於て政廳は其請を容れ、内命を在馬關の桂小五郎に傳へて、其事を取り計らはしめた、坂本は親しく馬關に出で、桂と會見し、其事を打合せ、高杉、井上、伊藤等とも、それぞれ協議した、時宛も上杉宗次郎が來關の報あつたから、坂本は馬關に滞在して、之を待ち受けた。

ユニオン
號馬關に
入る

扱も上杉は新たに購入したるユニオン號に乗つて、豫定の如く、一旦鹿兒島に回航し、船名を櫻島丸と改め、馬關に向うたが、途中大隅洋にて暴風雨に出會し、漸く馬關に到着し、直ちに高杉に面會し、又た著關の旨を、山口なる桂に報じ、桂若しくは井上の出關を促がした、而して滞關中の坂本は、上杉と相見て、薩長聯合の理想が、漸く具體的に實現しつゝあるを喜び、在京の小松、西郷等に向つて長藩糧米供給の一件を復答す可く、桂や井上の著關を俟たず、出發した。

行違ひ存
在

然るに桂は當時山口に所用ありて出關出來難き爲め、政廳諸員と協議の上、伊

藤に上杉を伴ひ、山口に來らんことを要めたよりて、兩人は山口に來つたが、藩主敬親は、再び上杉を引見し、厚く犒ひ、物を賜うて謝意を表した、然るに爾後桂、井上、伊藤、上杉等、馬關に會して、櫻島丸受授の事を議するに際し、相互の間に端なく行違ひの存在したことが、分明した、そは上杉側では、經費は長藩の受持とし、薩の旗章を掲げ、坂本を艦長となし、海援隊士を乗組せしめ、長く兩藩の用に供せんと、の目論見であつたが、長藩では既に長藩に購入したから、之を長藩の専有となし、乙丑丸と命名し、中島四郎を其の艦長に任命した程なれば、固より上杉側の説を容る可き様もなく、此に於て双方共に固く執りて譲らず、事は一時停頓の姿となるの止むなきに至つた。

決著難

桂は上杉の衷情を察し、井上を京都に遣り、小松、西郷と交渉せしめんとしたが、寧ろ伊藤を長崎に遣り、小銃購入の残務を周旋せしむると同時に、此の事件をも解決せしむるに若かずとのことにて、遂に伊藤を長崎に派遣することとなつた、併し此の問題は、容易にけりが著かなかつた。

第十八章 幕府長州支藩主等の上阪を命ず

〔101〕 徳山藩主と吉川監物上阪の幕命

幕府再征に専念

其の背後に、薩と長とが、互ひに握手せんとし、互ひに接近し、更らに互ひに提携し、對幕の共同作業に取り掛らんとするを知るや、知らずや、幕府は尙ほ長州再征に向つて、其の工作を廻らし、それ以外に餘念は無きものゝ如くであつた。別言すれば幕府自から自家の墓穴を掘ることのみ専心努力したのである。

將軍大阪駐在

既記の如く將軍家茂は、慶應元年五月十六日江戸を發し、閏五月二十二日著京、直ちに參内した。二十五日に大阪に到り、大阪城に駐在し、此處を征長の大本營とした。

徳山岩國召致令書

六月二十三日幕府は、松平(淺野)安藝守茂長に命じ、徳山藩主毛利淡路、岩國藩主

吉川監物を大阪に召致するの令書を交付した。

松平安藝守へ

毛利淡路
吉川監物

右之者共相尋候儀有之候間、早々大阪表へ罷出候様、其方より可被申達候。

六月

別紙に曰く、

松平安藝守へ

同別紙

毛利淡路、吉川監物へ相尋候儀有之候間、大阪表迄、罷出候様相達候に付、其方領分境迄罷越候はゞ、夫より護衛之者差添罷出候様、可被取計候、且銘々從者共、多人数召連候儀は有之間敷候得共、若警衛等之者共附添參り候はゞ、差止、其方領分より可被差返候、尤相當之供召連候儀は、不苦候間、其段相心得、家來之者共へ、右之通可被申付置候。

此の如く達したるが、兩人は果して神妙に上阪す可き乎、否乎。

幕府の命令書は七月藝州に著し、廣島藩主淺野茂長は、其旨を岩國に通じた。彼等兩人は取り敢へず其の受書を出した。

岩國德山
受書

私儀御尋之儀御座候間、早々大阪表へ可罷出旨、御達之段、以使者被仰下、奉得、其意候、右爲御受、以使者申上候。

三支藩岩
國山口召
集

然も彼等兩人は、果して言葉通りに上阪を肯んじた乎、何は兎もあれ藩主敬親は國論を一決す可く、德山、長府、清末の三支藩主及び吉川監物を山口に招集することとした。監物は當初から長府、清末の二支藩主を差し措きて、自から上阪するを欲せず、辭退の意を宗藩主敬親に向つて漏らしたが、敬親は、兎も角も彼の自から山口に來らんことを促したから、彼は七月二十二日山口に來り、清末藩主は二十日、德山藩主は二十二日、而して長府藩主は病の爲めに、代りて嗣子宗五郎が、二十日に來著した。

吉川意見

斯くて彼等是一同藩主敬親父子と面議し、更らに二十四日德山藩主の旅館に

於て會議した。監物の意見に曰く、此際は藩主父子の意を遵奉して、敢て他念無し。但だ一應は幕命に應じ上阪し、飽まで事理を詳悉し、藩情を辯明せしむるに若かず、但だ其人は他にある可し、予輩の敢て當る所では無いと、二十五日此意を書して、藩主に呈した。二十六日藩主父子は、特に監物を召見して、其の意は、監物等の上阪を辭するにある旨を告げ、監物の意見を徴したが、同人は別段見る所なきを答へた。

敬親上阪
辭退の意

大膳様仰に、此度之儀は、何も監物之了簡に有之事にて、罷出候方可然と被存候得ば、隨分可差出候得共、於父子は差出候ては、如何にも不安心に相考、夫のみならず、此度再討を被仰出候儀は、兩國一統疑惑を生じ居候事故、若上坂被申時は、其方家中(岩國藩志)は不及申、兩國人民舉て相氣遣、決して不折合之事にて、必三四萬人位は、脱走にて致警固候様にも可立至、其期に臨み候ては、於父子、逆も取押等も難出來、遂には又々如何様之變動を醸出候哉も難計、夫にては兩國は不及申、第一皇國之御爲にも不相成候得ば、此度之所は、何卒兩國人

心精精致鎮定候上にて罷出候間、夫迄之所、暫御猶豫被申候様にとの大旨を、書面にして御斷申出候ては如何可有之哉。(吉川周旋記)
此れが藩主父子の意見にて、遂ひに其事に決し、上阪の幕命は之を辭し、廣島藩主に頼りて、幕府に陳情することを決した。

【1011】 上阪拒絶の嘆願書

裏面戦備
を急ぐ

長藩では、表面は飽迄恭順を装ひ、支藩徳山藩主及び吉川監物の上阪をば、手柔かに之を拒絶し、只管ら哀訴嘆願の態度を持ち、其の裏面にては、殆んど全力を舉げて、戦備を整へつゝあつた。乃ち長藩執政老臣等の名によりて、廣島藩主を介し、陳情したるもの左の如し。

老臣陳情
書

今般御尋之趣被爲在、大坂表被召寄候段、藝州様より御取次を以て、御達に相

成候。就ては早速御上坂可被爲在御事に奉存候。然る處去秋京師に於て、三家老之者、御父子様兼ての御申付に背、令暴動、奉對天幕、誠以不一形奉恐入候次第に付、御父子様不被知召御事とは、乍申、兼々の御示方御不行届にも被爲當候付、屹度御恭順被爲盡、御官位御稱號等被召上儀をも、尖に御請被仰上、猶又益田右衛門介を始、三老臣並參謀之者、夫々被處嚴科、御詫被仰上、就ては尾州大納言様御陣拂をも被仰渡、御國內一統難有鎮靜罷在候處、其後役方之者、不取計よりして、少々争鬪にも立至り候付、早速御父子様を初、被仰合、精々御鎮撫被爲在、漸一和之方に向ひ候得共、直に御指揮不被爲成候はでは、御主意徹底仕兼候儀も有之、不被爲得止御塾居中ながら、御巡撫之御爲、御廻郡をも被爲成、山口は御領内へ指揮方便利もよろしき場所に付、暫御滞在被成、其節早速御届をも被仰上置候通り、畢竟御父子様、御恭順之御誠意被爲貫度思召より差起り候事に御座候。

右概要

以上は元治元年七月禁門の變以來の成行に付、逐一辯疏したるもの。前段は第

進發に人心疑惑

一回長州征伐の終結に至るまでの事、後段は爾後俗論黨と正義派との葛藤よりして、俗論黨を一掃するに至りし次第。

尤も前段争鬪之次第は、全以外向へ相拘り候儀に無之に付、此餘は疾御寛大之御沙汰可被爲在御事と而已、只管奉渴望居候處、先達て以來、仄に承り候得ば、不容易企有之との御事にて、御進發被仰出候御様子、右根源は、何等之事件より事起り候哉と、闔國驚愕苦心罷在候折柄、此度御達之趣に付ては、彌以人心疑惑安堵不仕。

上坂困難の理由

要するに内証は畢竟國內限りの事にて、他には何等の干係は無い事だ。然るに之を口實に、再度の征伐の爲めに進發とは、果して何等の理由に基く乎。素より御尋之儀は、條理明白、御辯解も可被爲、就候得共、唯今之形勢にては、急速御上坂と相成候時は、御國內如何程事體出來も難計、誠以不容易心配罷居申候。

今更上坂となりては、徒らに國內の紛争を挑發するに過ぎず。

就ては萬々奉恐入候儀には候得共、前斷無據譯柄被聞召分、於藝州方、何とか御取扱振共は有之間敷哉。一先御役方様へ、御周旋方、御依頼被爲、就度、此段於私共一統奉懇願候。

如何にも婉辭ではあるが、其實上阪を拒絶してゐる。

八木龍藏書狀

尙ほ此事に就ては、八木龍藏や、石川誠之助(中岡慎太郎)の桂小五郎に與へたる書中にも、それぞれ其の所見を漏らしてゐる。慶應元年六月二十七日付八木龍藏の書中には、

抑此度橋會(二橋と會津)が腹中を察候に、幕府最初の如く、暴に致し候得ば、直を御國(長藩)に歸し、曲は我(幕府)に在て、天下不服……幕府の衰滅眼前に候間、一橋深く姦計を廻らし、兩御別封(徳山と岩國)を召上し、否とならば、曲を御國に歸し、諸侯に令して、再討可致、御上坂に相成候得ば、十分溫言を以てたぶらかし、自然御國の内和を破り、英氣を挫くの策にて候。と云ひ、又た、

右之模様候間、何卒深く御勘考被成、御別封方御上坂は、如何様とも名分を被成、御立候はゞ、御止に相成、橋會が姦計を打破りて、幕府の水火中に不落入、御策略、皇國の御爲、願敷存上候。

西郷亦上阪反對

と云ひ、又た石川誠之助(中岡慎太郎)も、其の翌日付にて、桂に斯く申送つてゐる。或人察して曰、此令を出して聞かざれば、天命(天朝の命)を請ひ、諸藩の兵を募りて討つなるべし。其時は如何。西郷吉之助曰、恐るゝに足らず、此の處にて、うかと上坂しては、必ず幕の逆威に被壅、正論腹に在れども口に出だす事不能、若し口に出せば直に罰あり、如何にしても失策なるべし。且つ又藝州を中に入れたりと云ふが、宜い事に付、之を媒として、談判を御濟し被成候方可然云々。されば西郷杯も、上阪には反對であつたものと察せらるゝ。

【1011】 防長二州の國是

長藩覺悟

長藩に於ては、防長二州の結束を鞏固にし、長府、徳山、清末三支藩及び岩國、吉川、鹽物と宗藩との關係を親密にし、同心一體となりて、曷て幕府に當らんとする準備を爲し、而して幕府に對しては、容易に其の鋒鏑を露はさず、飽迄恭順の態度もて、哀訴嘆願の手段を取り、いざとなれば愈よ其の決死の眞面目を發揮せんとするにあつたことは、宗藩の老臣共より、八月三日、支藩主及び吉川、鹽物に向つて、左の二議案を提出し、其の贊同を得たることを以てしても、知ることが出来る。

上坂困難理由

此度御上坂急速難爲成原由は、閩國人心疑惑より差起り、人心疑惑之原由は、再討風聞中、御召寄に付ては、糺問之上、廢立削封等、被仰出候も難測との極意に有之候、廢削等被仰出候ては、御兩家に於て、素より御請は被爲在間敷候處、御請無之候得ば、必然大阪表御拘留にも可立至候に付、國中之紛擾は、眼前に

御座候。

飽迄上坂延引の覺悟

御兩家とあるは、徳山藩主と、吉川鹽物のことだ、彼等若し幕命を奉せざるに於ては、必らずや大阪に拘留せられんも、未だ知る可からず、心配は此れである。左様候得ば、豫じめ右等之幕議を、未發に打消候様、精々遂心配、徐々幕府の御處置、策略之次第をも、熟察不仕ては、容易に御進退難相成、御事に御座候、尤尋之儀、御書付、又は御使等にて被仰出候節は、右條件に當り、御答振明瞭可被爲成は、勿論に候處、此度御上坂御猶豫之御願等に付ては、御促し之御達も有之べく候得共、前條之通、幕府御處置振、凡之見込相付不申内は、何れ迄も何と歟、御申譯を以、御延引相成候外、御手段は有之間敷。

最後の覺悟

億萬一幕府御處置暴斷に被爲出、廢削等被仰渡候節は、御支藩方は素より、閩國一致、幾重にも押返し、歎願可仕候得共、台聽蔽塞、情實難通節は、最早一同決死及防戰候外、手段無之と、私共一同談決仕候間、尊慮之程奉伺置度に付、何卒

被仰聞被下候様奉願候。

最後の一節が、本文の大眼目だ。要するに三支藩主及び吉川に向つて、其の最後の覺悟を豫じめ定めしむ可き意向に他ならないのだ。

其二

飽迄一心
願結の決

此度御兩家様(徳山及び岩國)御登坂御猶豫之儀、御願書被差出候付、宗藩より
宍戸備前爲演説、藝行被仰付候。就ては長府様、清末様よりも、同様藝州へ御使
者被差遣度御意に候。

一 右様相成候得ば、彌以御兩國御混和之御儀、目出度被思召候。御一和之事
は、御父子様(敬親と廣封)精々被仰聞候通にて、以後は何も無御腹藏御政事向
御氣付次第被仰上候様、一統御願申上候。

一 此度上方之模様如何相成哉、難測候得共、何れ割據之形勢とは被察候。左
候得ば、武備充實、外其侮を禦候儀、專要之御事と奉存候。御支藩様にも申上迄
も無之候得共、器械彈藥之御吟味、處々關門之御取締、士人町農兵に至迄、訓練

御引立等、第一緊要之事と奉存候。

以上は飽迄其の三支藩及び岩國等をして、宗藩と同心一體となり、眞に防長二
州を打て一丸となし、事實から云へば、之を一大兵營として、以て幕軍に當ら
んとするの決心を示したるものだ。されば如上の案に付て、三支藩及び岩國が異
議なく賛同したるは、固より當然の事であるとは申しながらも、宗藩に取りて
は、寔とに仕合の事であつたに相違あるまい。

陳情書提
出

斯くて八月十一日、徳山藩よりは、使者福岡式部、岩國よりは、使者吉川采女等を
藝州に特派し、各上阪猶豫の陳情書を提出した。而して宗藩よりも亦た宍戸備
前は、松原音三、小田村素太郎等を副使として伴ひ、八月七日山口を發し、十二日
廣島に著し、廣島藩主に向つても、上阪猶豫の陳情的覺書を提出し、御隣藩御交
誼不被爲捨置、何と歟可然、御周旋被成下度、偏に奉懇願候と申込んだ。

【104】防長士民の嘆願書

諸降嘆願書

斯くて諸隊は、防長二州士民の名をもて、嘆願書を作り、梅田三郎（石川小五郎）、野村靖之助、南木狂介、吉田家祐、中川文吾、小野虎之允、山田宇三郎、森政茂三郎、松本鼎三、石光徳三郎等は、與に山口政廳より特派せられたる宍戸備前に先ち、國を出で、藝藩に抵り、其の嘆願書を呈し、歸國の上、何れも無届けにて越境の罪を待つ可く謹愼したが、政廳では其の心事を諒として、不問に附した、今ま其の嘆願書を掲ぐれば、左の如し。

嘆願書本文

寡君父子、癸丑甲寅以來、人心不折合、上巳上元等之儀、種々出來、此餘之禍變も不可測儀と、皇國之御爲、深不堪掛念、遂に建白をも仕り、辱くも微志徹底、件々不被捨置、御採用に相成、彌増勉勵、人心を鼓舞し、抛身家、御奉公申上候覺悟に有之候處。

以上は毛利家報國の事實を云ふ。癸丑甲寅は、嘉永六年、安政元年即ち彼理提督

忠敬潭滅の嘆

來航の際を指し、上巳、上元は萬延元年三月三日井伊直弼の變と、文久二年正月十五日安藤信陸坂下門外の變を云ふ。

不圖も去る亥八月以來、上京をも被差留候次第、實に以其由る處を不知、閩國之士民、日夜泣涕罷在候。然處血氣壯年之者、慨嘆之餘り、自から疑惑を生じ、乍恐從來之叡慮一定不拔之處、奉窺上度、尙寡君父子多年之心事、哀訴嘆願爲可仕、去秋に至り、遂に國內を脱走し、恐多くも闕下近く罷出候者不少。寡君父子不堪驚愕、迅速鎮靜として、益田右衛門介其外差登し候處、指揮不行届よりして、歎願之趣は、通徹不仕、却て妄動に立至り、天幕え之忠敬も、殆ど湮滅之姿と相成、東西藩邸をも被相毀、官位等被召放候と之御沙汰も有之、閩國一統臣子之至情痛憤激切之至に不堪罷在候。

亥八月とは文久三年八月堺町御門守衛罷免、所謂る八月十八日の政變である。所謂る妄動とは元治元年七月十九日禁門の變を云ふ。

然る處昨冬尾州老公御下向、父子無他心事に御洞見、右衛門介其外萬事御所

誠意徹上

置被爲在御解散に相成、仍之寡君父子積年之誠意も、天朝幕府え明瞭徹上、乍
恐皇國大義名分も判然相立、遐陲僻壤に至る迄徹底仕、最早平常之御沙汰可
有之哉と、上下一統奉、渴望居候處。

以上は第一回征長に就ての事、此れにて全く一切が清算せられたことと信じ
てゐた。

再出師懸

豈圖んや、寡君父子、外夷と密謀、不容易儀相企候哉之事を以て、再び征長之兵、
浪華え屯集、大樹公御上洛之由相聞、閩國舉て思ひよらざる儀、甚以奉、怨望候
事に有之、右様之次第、素より一朝一夕之事にあらず、閩國人民、日夜不堪、憂悶
候。

怨望の二字、眼目である、彼等は其言を哀訴とするも、其實は抗議である。

人心疑惑
増長

折柄今般徳山、岩國へ、御尋之趣有之、大坂罷登り候様、閣下(薩藩主)より御知達
被爲、在候由に御座候處、元來去秋京師變動よりして、尾老公御下向、夫々御所
置被爲、濟候段、閣下既に詳に御傳知も被爲、在候御事にて、其餘又候今般之御

沙汰被仰出、軍陣旌旗之御場所へ御召出有之候、就ては馬角之難責、如何様之
御取扱も難計と、人心疑惑益増長、臣子至情彌切迫、萬一も右兩家登坂致候様
相成候とも、國內一統物議沸騰、不可得止事に可有之、左候ては天幕へ奉、對、殊
に奉、恐入候次第、且父子誠意も更に貫徹不仕候様立至可申と、恐懼此事に奉
存候。

再度の征長が、不條理千萬であることは、言外に隱躍してゐる。而して徳山、岩國
兩藩主の登坂が、如何なる事件を、防長二州の士民間に惹起するか、豫じめ測る
可からざるものがある。

伏願は閣下上は皇國の御爲、下は隣交之情誼を以、一片之微衷御垂憐を賜り、
前條之次第、天朝幕府へ明瞭御辯解被成下、速に邦家安堵之御沙汰被仰出候
様、御盡力被成下、度、閩國舉て不堪切願之至候、誠恐誠惶頓首再拜。

丑七月

防長士民

此の嘆願書を見れば、當時諸隊の士氣が、如何に振つてゐたか、推測に難くあるまじ。

【一〇五】支藩主等上阪の幕命拒絶

松前閣老
の上阪命
令

藝州藩は、前記の防長士民嘆願書〔参照一〇四〕及び宍戸備前の携へたる嘆願書〔参照一〇三〕を領收し、八月十五日、其の老臣野村、帶刀をして、之を携へ廣島を發し、大阪に赴かしめ、同人は二十四日著阪した。此れと行違ひに、藝藩士寺尾十郎は、閣老松前崇廣より十八日を以て下付せられたる幕命を齎らして、大阪より急行し、二十三日廣島に歸著した。松前閣老の命令は左の如し。

毛利淡路、吉川監物出坂之儀、兼て相達置候處、若病氣にて、押ても難罷出節は、毛利左京、毛利讃岐、并大膳家老共之内申合、來る九月二十七日迄、大坂表罷出

候様、其方より可被申達候。

嘆願書不
採用

乃ち若し徳山藩主及び岩國なる吉川監物の上阪が出来ぬ場合には、九月二十七日迄、長府、清末の兩支藩主代りて上阪せよとのことだ。八月二十五日、藝藩は先づ寺尾十郎をして、密に岩國に來りて、之を報せしめ、九月朔日には、藝藩使者久保田某、西川某、岩國、徳山を経て、山口に到着し、同月四日久保田某客館に上り、右の幕命を傳へ、老臣毛利筑前、毛利伊賀、直目付柏村數馬、藏元役松原音三等出で、之に接し、幕命を受け、使者を饗し、各々銀三枚を贈つた。同日藝藩の使津田某、深町某、岩國に來り、曩きに徳山、岩國より藝藩に致したる嘆願書〔参照一〇一—一〇三〕は幕府之を採用せざる旨を報じた。

長府清末
上阪謝絶

然るに山口政廳に於ては、兎に角も支藩主等の上阪の幕命は、婉辭もて之を拒絶するに決し、九月八日松原音三を藝藩に遣はし、長府、清末二支藩主亦た病あり、俄に進退を決し難きの意を告げしめた。

今般從大坂表御達之旨、以御使者被仰下致承知候。早速長府、清末へも申越候

得共、左京(長府藩主)儀は、先達より氣分不相勝、讃岐(清末藩主)儀も、時々不快之様子に相聞え、兩人並淡路(徳山藩主)、監物(岩國)共、登坂難相成、趣は、此内宍戸備前を以、委曲申上置候通に付、野村帶刀殿被差登、御周旋御模様振、相分り候迄は、進退不相決候間、上坂期限も有之儀に付、其内不都合不相成様、程能御執成置被下度、致御願候、委細此者より御聞取可被下候。

幕府嘆願書印下

隨分勝手な申分だ。斯くて九月九日松原音三は、山口を發し、十九日廣島に至り、その使命を致した。藝藩は立野一郎を上阪せしめ、書を幕府に上り、期限猶豫を請はしめた。その時には藝藩の野村帶刀は、既に著阪して、八月二十七日上城し、宍戸備前の演説書及び防長士民の嘆願書等を幕府に呈したが、九月十六日に到り、幕府は野村帶刀を召し、其書に、差出候書面之儀に付、彼是申聞候趣は候得共、取用候廉も無之候間、差戻申候事と附箋して、之を斥けた。その報は二十日廣島に達したから、松原音三は、之を得て二十二日廣島を發し、歸國したが、九月二十七日、再び松原音三に命じ、毛利敬親より、長府、清末二支藩主も亦た上阪の命

上阪猶豫願

に應ずる能はざるを以て、猶豫を請ふの書を藝藩に致さしめた。其文に曰く、毛利淡路(徳山藩主)、吉川監物(岩國)登坂仕候様御達御座候處、若病氣にて、押ても難能出節は、毛利左京、毛利讃岐並大膳家老共之内申合、九月二十七日迄、大坂表罷出候様御沙汰之旨奉得其意候、然處左京、讃岐兩人共病氣に付、銘々より委細御届申上候通りに御座候、然處最前淡路、監物御呼登御達之節、右兩人並本家々老共より申上候次第も有之、且左京儀生來弱體之上、病症相加、讃岐儀も、持病之脚氣差發、兩人共急に發途仕體無御座、就ては千萬奉忍入候得共、右無據譯柄にて、進退相窮候次第、御汲取被成下、此節登坂之儀、一先延引仕候ても不苦様、程能御取成被成下候様、偏に奉懇願候、以上。

九月

毛利大膳

此の如く三支藩主及び吉川監物は、何れも上阪の幕命を、即時即行することを體善く彈ねつけた。

第十九章 長藩家老の廣島出張

【一〇六】 上阪の正副二使

井原を上
阪せしめ
んとす

三支藩主及び岩國の吉川監物何れも上阪を辭退し、長州側では事實に於ては、一切幕命を奉承せざることとなつたが、但だ其の家老の上阪だけは、此際幕命の如く實行し、寧ろ此れによりて陳情せしむる便宜を得んとの見にて、曩きに——元治甲子禁門の變以前——奉勅始末の一書を懐にして、雪冤の運動の爲め上方に赴きたる井原主計を起して、再び此事に従はしめんとし、藩主敬親は、九月七日直目付柏村數馬をして、親書を齎らし、主計の采邑熊毛郡三輪村に赴き、告ぐるに其旨を以てし、急に山口に來らしめた。諸隊中には、國論既に必死防戦に決したる上は、井原を上阪せしめ、之を死地に措くは不可なりとの意見を上疏する者もあり、此に於て九月二十三日、藩主敬親は、諸隊會議所員森清藏、

井原上阪
反對者

諸隊告諭

時山直八、野村靖之助を召して、親しく旨を授け、之を諸隊に告示せしめた。
 今般御家老之内、上坂被_レ仰付との御内決被_レ爲在候に付、御親兵中氣付筋之儀
 建白有之候處、昨日森清藏、時山直八、野村靖之助御前被_レ召出、今般御親兵中氣
 付筋之儀、爲_レ國家申立候段、神妙之事、一通り尤に被_レ思召候、然る處、先般御家老
 方御連名御本家へ當り、最寄々々之諸侯へ、從來御冤枉之御辯解、天幕へ御申
 立被_レ下度段、御願に相成居候處、折角此度幕府より直様相尋度申越候て、一人
 も不被_レ差出候ては、以前御頼有之候諸侯へ被_レ爲對候ても、何歟御不都合之次
 第も有之、尙今般被_レ差登候上は、御兩國中彌以必戰之覺悟相決、條理に於て、一
 點之御損失も不被_レ爲在、安堵之決戰可相成事候間、旁之御次第を以て、御内決
 之旨、今般御變換難_レ被_レ遊思召候。

以上は家老を上阪せしむるの已む可からざる所以を云ふ。

就ては前條之儀、一楯之者へ申聞、爾後別て心志を勵し、可_レ遂御奉公段、可_レ申傳
 との御事に有之候、右に付ては思召之旨、一楯之者へ申聞、尙又熟考可_レ仕、且此

度申出候は、御親兵中之事に候、根本隊よりも、夫々氣付之筋、又々申出候も、難
 計段、申上候處、以後氣付之事候は、何時も罷出可_レ申上との御意被_レ爲遊候間、
 此段御承知可_レ被_レ成候、就ては此餘之處、尙も御熟考有之、御所存之趣、早速會議
 所へ御申出可_レ被_レ成候、依て廻達如此に御座候、以上。

五月廿四日

諸隊會議所

此の廻狀によりて見れば、如何に藩主が、諸隊に對して溫言包容の宏懷を示し
 たか、判知る。

井原上阪
の命

九月二十八日井原主計は、召に應じて山口に來り、藩主に謁した。藩主は親しく
 内諭を授け、井原の家格を陞し、更らに關兼清の太刀作の刀及び備前長船祐定
 の脇差を賜うた。而して十月七日、藩主敬親は井原主計に上阪を命じ、又た山縣
 半藏に氏名、穴戸備後助を賜ひ、中老雇と爲し、命じて主計の副たらしめた。半藏
 は學問專業の家であつたが、去る八月三日小田村素太郎と與に、

右先年已來御側儒被召仕候處、兼て學術宜敷、御主意筋を奉じ、時務之建言も不少、時勢切迫之折柄、諸藩へ御使者事情探索等、偏に御國家之御爲、不一形、遂に苦勞、畢竟愛國之心厚く、別て御用に相立候に付、是迄平役に被召遣候儀も有之、旁格別之御心入を以て、家業被成、御免、平士に被召仕候事。

との特命を拜してゐる。然るに彼が宍戸備後助の姓名を賜はり、副使に任せられたる次第は、彼自身の後日譚によれば、左の如し。

副使山縣
任命事情

老臣派遣の議あるや、宍戸備前宜しく其任に當るべし。會々半藏(山縣半藏)其任に當らんことを請ふ。備前以爲らく、身を以て君國の難に殉ふるは、固より予の辭せざる所なり。然れども予にして往くも、樽俎折衝の功決して期すべからず。人才を選で之れを遣るに若ず。予固より予が家を惜むに非らず。之れが爲め予が家を犠牲に供する亦可なりと。因て之を公に進言し、家を半藏に譲り、以て往かしめんと請ふ。公共誠意面に溢るゝを見て、之を許し、遂に命じて半藏を備前の養子と爲し、名を宍戸備後助と稱し、井原を正使とし、備後助

を副使と爲す。

以上によりて、山縣半藏が宍戸備後助として副使となりたる由縁が分明である。

後ち使事終るに及び、備後助は、一旦の故を以て、名門の祀を換ふるを安せず、因て本に復せんことを請ふ。幾もなく公は備後助に祿千石——固辭して五百石となる——を賜ひ、別に一家を興し、仍宍戸氏を稱し、備前の家は其の嫡嗣をして之を襲がしめ、互に宗支の關係を結ばしめたり。

何れにしても山縣半藏が、自から進んで其の使命の任に當らんことを請うたる振り出しが、此の如き出身に到つたのであつた。

〔107〕 正副二使の發程

擬對問錄

井原主計及び山縣半藏改め宍戸備後助の上阪に先ち、山縣半藏は兼重讓藏、赤川又太郎、小田村素太郎、杉梅太郎等と與に、豫じめ幕府より詰問せらる可き個條を臆定し、その答案を起艸し、之を擬對問錄と稱した、乃ち之を懷にして彼等兩人は上阪することとなつた、其の詰問の個條は左の如し。

詰問個條

第一ヶ條 亥(文久三年)の五月十日、夷船へ妄りに及砲撃候は、いかゞの心得に候哉。

第二ヶ條 亥の八月御親征之儀及内建白、大和行幸之儀、被仰出候次第、いかに候哉。

第三ヶ條 去冬尾州總督下向にて申渡之旨有之、三條實美共外筑前表へ渡方相濟候得共、最前亥の八月十八日、七卿之儀は、朝廷より御咎被爲蒙候を乍承知、私に國元へ連歸候は、いかゞの心得に候哉。

第四ヶ條 十八日(文久三年八月)屋敷へ引取候様、御沙汰之處、大佛迄引取、直様國元罷歸候儀、いかゞの心得に候哉。

第五ヶ條 御使番中根市之允、朝陽丸御船乗組、被差下候節、赤間關砲臺より及發砲加之著岸之上、右御船拜借之儀申懸、多人數猥りに御船へ乗移居、竟に市之允一達之内を、及暗殺候次第、いかに候哉。

第六ヶ條 亥の十二月二十四日於赤間關、松平修理大夫手船へ及砲撃候次第、いかに候哉。

第七ヶ條 先年有馬中務大輔家來真木和泉事、天幕より御沙汰之趣有之候處、領内へ潜伏致させ置、猶又諸藩浪士等數多國中へ圍置候儀も有之よし、いかゞ之心得に候哉。

第八ヶ條 夷船へ砲撃並に御親征建白等之儀は、其旨趣相分り候處、私に公卿を國元へ連歸候は、朝憲に相觸れ、不憚王威次第に候、猶幕使暗殺之儀は、不任心底とは、乍申、領政不行届して、右様之儀も、致出來候筋にては無之哉。

第九ヶ條 山口新館築造並に關門造營等は、不始末に付、去冬尾州總督下向之節、破却申渡、監察を以て、見分をも爲致置候處、其後又々修覆等いたし候哉。

に相聞候間、いかゞ之心得に候哉。

第十ヶ條 夷船砲撃之儀は、追々被仰渡之旨も有之所、種々難題申立、改心不仕候所、去年八月京師變動後に至り、俄に外夷と和議取結候由相聞へ、前後不都合之次第に候間、いかゞ之心得に候哉。

第十一ヶ條 去冬尾州總督下向之節、京師暴動首謀之もの嚴科に處し、恭順罷在、御沙汰奉待候段、申出候處、其後領内鎮靜方不行届よりして、激徒再發、争闘に及候次第、如何之心得に候哉。

第十二ヶ條 去年八月於馬關止戰媾和之儀、並に領内争闘之次第等は、前條申立にて相分り候へども、其後私に家來外國へ相渡、大砲小銃等之武器、多分取調、其上密商せしめ、剩さへ關東御爲不宜儀等、種々外夷と相謀候よし相聞候間、いかゞ之心得に候哉。

第十三ヶ條 先年於其方横濱にて買入いたし候蒸氣船始末に付、御不審之廉有之候間、右船之儀は、當節いかゞ相成居候哉。

詰長州側

以上の十三個條は、殆んど長州側の弱點を、周到なる監察眼、批判眼もて觀察したるものにして、如何に長州側が、自から其の弱點を歴舉し、而して之に對應するの釋明、辯疏、解説を構作したるか、今ま茲に之を語る必要はあるまい。但だ彼等が如何に用心深く、其の外交的準備を整へたるかと云ふ一事を記憶すれば足る。

發正副使出

斯くて十月九日正副使節に、赤川又太郎、醫師松村玄仲を隨はしめ、從者百三十餘人を加へて、發程せしむることとした。當日の朝は、藩主敬親、謁を井原、兵戸の正副使節に賜ひ、親しく使命を授け、終りて酒肴を賜ひ、赤川、松村又た之に侍し、諸ろの從者には、庭上にて酒を賜うた。此れは全く異例であつた。而して政廳諸員は、送りにて御堀村に至り、福田屋にて離宴を開らき、山口駐在の諸兵は、御堀より氷上に至る公道の兩側に整列し、凱歌を颯けて之を送つた。尙ほ同日林良輔を徳山に、福原藏人を長府、清末に遣はし、報ずるに此事を以てし、且つ又大津四郎右衛門を藝州に、野村範輔を筑前及び田代(對州領)に、小田村素太郎、佐伯太

郎右衛門を備前、阿波、因州に、井上兵部を津和野に遣はし、老臣上阪の事を以てし、併せて國內の事情等を告げしめた。

〔二〇八〕 井原正使中途より歸國す

兩使廣島に入る

井原主計、宍戸備後助の正副使節は、十月二十二日廣島に到着し、正さに大阪に赴かんとした。當時外艦攝海に屯集し、將軍又た歸東の報あり、上國の變猝かに生じたるを以て、姑らく上阪を猶豫す可しとの議もあり、旁た彼等は岩國に滞在したが、やがて既定の方針通りに遂行しても、差支なかる可しとのことにて、斯くて正副兩使は廣島に入つた。藝藩では藩士植田乙五郎を介添として、二十六日に上阪せしむ可く、其旨を兩使到着の翌日——二十三日——井原に通告したが、二十五日井原は歸藩して、更らに藩主父子の意を承くる必要ありとし

井原歸る

て、突然書を藝藩に致し、即夜歸國の途に就いた。因て副使宍戸備後助は、同日書を藝藩に致し、病の爲めに上阪發程の猶豫あらんことを請ひ、松原音三は、之を山口政廳に報ず可く、即夜草津を發して海路歸國し、小田村素太郎は、別に書を山田宇右衛門、廣澤藤右衛門、中村誠一、國貞直人に寄せ、告ぐるに井原歸國の事を以てした。小田村の意見は、其の一節に、

小田村意見

兩大夫(井原、宍戸)の上坂を、強て御勸仕候には、無之候得共、藝人見込にては、孰れ不被差登て不相叶儀に候得者、當節上國變動の砌、兩閣老の邪魔物も、消除候はゞ、旁被差登候好機會の様申居候。主計殿歸國を、藝人痛く相拒候ても致方無之候處を、品能折合吳候はゞ、大夫上坂事も、此餘藝人之辭に被從候も可然歟と奉存候。

藝藩寺尾上京

とある。兩閣老とは阿部正外、松前崇廣を斥すものであらう。此れは藝人の口を藉りて、小田村自身の意見を陳べたものかも知れない。兎も角も藝藩士寺尾生十郎は、二十六日上阪の途に就いた。此れは豫定の外、井原歸國及び宍戸發程延

穴戸專任

期の請あるが爲め、兼て之を幕府に具狀する爲めであつた、而して松原は二十七日山口に達し、翌朝藩主敬親に謁し、山口政廳は遂ひに使事は、穴戸一人をして之を達せしむることに評決し、二十九日之を廣島なる穴戸に申送つた。

一筆致啓達候。先以御兩殿様益御機嫌克被遊御座、恐悅至極に奉存候。穴大夫(備後助)を初め、各様、愈御堅固被成、御滯珍重存候。松原音三、一昨二十七日夜歸山にて、此度井大夫折返一件委曲致承知、何も不一方御配慮の次第、御苦勞に存候。然處今以井大夫歸山無之、昨夜宮市止宿にても可有之哉に相聞へ候得共、都合之趣、音三より君上へも申上、廟堂においても内評議仕候處、最前於其御地、右折返一件、井大夫より穴大夫へ相談も無之、一端奉命越境候處、中途より君上へ奉窺度儀有之、俄に折返杯と申事、獨斷にて被相決候次第、實に言語同斷、畢竟疑惑より差起にもいたせ、魂亂勿論之事にて、此度之大任、往先き引當に不相成、右邊之儀、其御地發途以後、登坂迄に差起候ては、大に御國辱にも立至り、不相濟次第に候處、未だ場所柄も宜敷、各様方之御盡力にて、假成都合

相整居候事故、井大夫は歸國氣分相にて、急速登途も不相調候處、彼是登坂只様及延引候事に付、備大夫一人にて被爲濟度、左候得ば、藝之都合次第にて、何時も其御地より發途爲仕可申との大意、品能條理を立、是非一人にて相濟候様仕度との御内議にて、彌一兩日中御決定相成候上は、右御斷立御頼として、早速御使者被差越可申候。其中こ、許之御評議振如何哉と、御煩念も可有之に付、眞の御含迄に得御意置候。其外此内被仰越之件々、右後便、委曲可申越候。旁之趣、各様迄申進置候様、御當役方被申付候間、被成御承知、備後大夫へ被仰上可被下候、恐惶謹言。

十月二十九日

廣澤藤右衛門
山田宇右衛門
木戸貫治

大津四郎右衛門様

第十九章 一〇八 井原正使中途より歸國す

小田村 素太郎様

赤川 又 太郎様

井原屏居
特罪

此處に木戸貫治とあるは、桂小五郎のこと、此れは桂の姓名は、幕府に憚りて、藩主より特に木戸貫治の姓名を賜はりたるものだ。尙ほ井原は同夕山口に著し、藩主に謁せんことを請うたが、藩主可かず、因りて病と稱して、屏居し、書を上りて、罪を待つこととなつた。彼が藝州より引返したる一事は、當人の内輪には、定めて理由もあらうが、公然の事としては、餘りに突然であつて、誰も之を奇怪としないものは無かつた。但だ當初から否上阪論者の立場からすれば、多少の理由もあらうが、彼が正使の命を拜しつゝ、途中より歸國したるは、彼としては全く言語道斷の至りであつた。

井原主計待罪書

私儀當五月病身に付、御役御斷申出候處、如願被成御免候段、御書を以被仰聞、難有仕

合奉存候。知行處罷歸保養仕居候處、當九月柏村數馬御内命を以、知行處被差越、御達旨之趣有之、上坂被仰付候様、儀も有之段被仰聞、早速山口罷出、右御様子内々承候處、御使者御事件重大不、容易御事柄、中々以私式不堪、其任儀と奉存、御内命御斷、其筋を以申出候次第御座候。左候處、同二十六日番頭梨羽又次郎旅宿罷越、御兩殿様被仰付候由にて、唯今出何仕候様との御事に付、不取敢、出何仕候處、御兩殿様御一座被召出、段々難有御意被仰聞、大坂表御使者被仰付、段被仰聞、誠以奉恐惶候。此度御使者之儀は御尋之儀有之、被召登候御事に候得ば、御尋の趣旨御答の始末に依候ては、御國家御榮辱御安危振擧之發動に相係り候事に候得ば、何共御受難仕儀と奉存候得共、御入割被仰聞候御事に御座候得ば、御斷も難申上、固より方向不、相辨候得共、御受申上、今般廣島迄出途仕掛候處、於途中上國向御模樣振も有之候御様子、飛脚其外を以輕易に上坂は不可、然段申來、其後藝州二十日市迄、大津四郎右衛門其外彼地より罷越、一應廣島出着之上諸事、取計候都合可、然由申事に付、直様彼地罷越候處、著翌日用人遠藤左兵衛書取を以申來候には、是迄追々御款顧之趣は御手切に相成候得共、當藩御依頼之御事に付、早速海陸之間御決し相成、來ル二十六日より御乗船可、然由申事に候得共、此度之事件輕易に上坂仕候ては、却て御國辱に立至り可、申と進退相迫り、狭量之私何共疑惑を生じ候に付、大津四郎右衛門を以て一應歸山之儀、彼地政府へ申入候處、歸國可、然との儀にて、備後助儀氣分相に付、相滞候段御届申出、私儀は直

第十九章 一〇八 井原正使中途より歸國す

藤歸山御當役方へも彼是疑惑之趣談判之上、可罷登と相心得候。然る處、歸山後持病之胸痛差起り、大に難澁罷居申候。只今の體にては早速廣島罷歸り候體に無之、其内には期限も後れ御不都合にも相成可申哉と、誠に以辛苦萬々奉_レ入_レ候氣分相とは乍_レ申、奉_レ命居不_レ相濟次第に付、身柄差控罷居申候間、如何體御禮責被_レ仰付候共、謹で從伏仕候間、何卒其段被_レ聞召_レ何分之御取計被_レ成下_レ候様奉_レ願候。以上。

井原主計

〔防長回天史〕

【一〇九】幕府大小監察下向の報

木梨廣島
派遣

井原主計が上阪の正使として、廣島より、突然命を承けず、山口へ引き返したるは、山口政廳に於ても、意外でもあり、當惑でもあつたに相違ない。此に於て十一月二日木梨彦右衛門を中老雇となし、直ちに廣島に赴き、其の使命を藝藩に致

さしめた。

井原主計、宍戸備後助兩人、登坂申付、先月二十一日御當地迄罷越候處、主計儀寡君父子へ相伺度趣致出來、歸國之上折還早々可罷越覺悟にて、御承知之通、同二十五日、此御地出足、不圖も於途中被_レ侵風氣、終に疫症相煩、只今之容體にては、急速快氣之程不相見、甚以不都合之至、就ては彼是登坂只様延引にも相成、奉_レ恐入_レ候事に付、備後助一人可差出候間、尊藩御都合次第、何時も御同道被_レ下度、致御頼候。若右兩人之處、備後助一人に相成、公邊如何歟御取計苦敷趣も可_レ被_レ爲_レ在候得ども、主計儀病氣にて、何共不_レ任手段次第、御亮察被_レ下、萬端都合能、相濟候様偏に致御頼候。

廣澤廣島
派遣

此の如く井原問題は、病氣と稱して葬り去り、宍戸一人を專使とすることに相ひ決した。山口政廳に於ては、此れが應急の手段として、餘儀なきことであつたらう。而して同じく十一月二日廣澤藤右衛門、松原音三も亦た藝州に赴く可き命を承けた。それは長藝の交渉が、愈よ頻繁となる可きを、豫期したからの事である。

諸隊重立
廣島招致

あつた。
然るに幕府側では十月二十七日付にて、在京の閣老小笠原壹岐守より藝藩へ
向け、大小目付藝州下向の令、廣島に達し、十一月四日藝藩より之を宍戸等に傳
へ、別に人を山口に遣はし、之を報せしめた。

松平安藝守

毛利大膳父子伏罪之儀、御疑惑之廉々有之に付、右爲御糺大目付永井主水正、
御目付戸川鉾三郎、松野孫八郎、陸地其地へ被差遣候間、最前相達候通、末家并
家老共之内、且奇兵諸隊中重立候者も三、四人、十一月を限、廣島表へ罷出候様、
大膳大夫へ可被相達候、尤自然末家并家老共同所へ罷出候はゞ、大目付御目
付到著迄、差留可被置候。

幕府對長
策の變化

幕府は最初大膳父子を、江戸へ拘致せんと積りであつた。次には其の支藩主
を大阪に招致せんとするの命を發した。而して今や大小目付を廣島に派遣し、
此處にて長藩の重なる者共を招喚し詰問する事となつた。幕府の對長政策は、

此の如く時日と與に、歩一歩づゝ變化した而して其の結果は、之を第三者より
見れば、未だ樽俎折衝せざるに、其の勝味は、却て被告たる長藩に歸したるの模
様無きにあらず。此れを見ても當時の幕閣に確乎たる一定の方針の無かつた
事が暴露せらるゝ。

宍戸意見
書送附

その本文

尙ほ當面の責任者たる可き宍戸備後助は、十一月四日付にて、此事に付て、山口
なる山田宇右衛門、廣澤藤右衛門當て、意見を申送つてゐる。其の一節に曰く、
扱上國模様振、少々手替候様子にも可有之候哉、今般御達面小田村氏持歸に
付、委曲御承知可被下候、尤敵之強弱にて、我藩之強弱出來候様にては、不相濟
藝城應接も矢張浪華應接同様、相心得不申ては、不相成事、申も疎に候へども、
萬一御國の弊風にて、又々浮足に相成、一層の虚喝を生じては、不相濟、又々一
層之安心を付候ても、不相濟次第、此等は申上迄も無之御事とは、奉存候へど
も、又々例の饒舌、御恕察奉希上候。

と云ひ、又た其の追伸には、

追伸

二白、申上候も疎に候へども、監察杯罷下候風聞有之候へば、又々俗論輩氣を
持候氣味無之候とも難被申、能々御氣を被付候様奉存候、全體爰元にて應接
は、彼れは上策、我にては下策に候へども、最早いたし方も有之間敷、此上之處、
輕易に過不申様有之度事と、乍不及奉存候事に御座候。

と云うてゐる。併し大局から見れば、幕使を國境近くに引き付けたるは、寧ろ上
策であつたと見られないこともない。兵法に所謂る逸を以て勞を待つ所以に
して、幕府は徒らに奔命に勞することとなり、其の威命も著々減退を示すこと
となり、それだけ幕府側の損失と云ふ可きものであらう。

【110】 國泰寺會見の序幕

木梨、穴戸
に副とな
る

長藩側では穴戸備後助一人を、專使として、廣島まで下向する幕府大目付、目付

諸隊代表
人選

に應對せしむることとしたが、藝藩では豫ねて幕府にて、長藩老臣二人とのこ
とであつたから、其の命令通りに、更らに井原主計に代る可き他の一人を加へ
んことを要めたから、長藩では木梨彦右衛門を、中老格として、藝州に差遣し、穴
戸の副たらしむ可く決定した。而して諸隊代表者廣島召致の幕命に對しては、
山口政應は、諸隊をして其の人選を做さしめ、河瀬安四郎(石川小五郎)、井原小七
郎、入江嘉傳次(野村精之助)を以て、之に應ずることとした。

井原主計儀、歸國後、病症相募、急速快氣之程難計、彼是登坂延引相成候ては、奉
恐入候事に付、穴戸備後助一人にて、公邊向御取計被成下様、先日本梨彦右衛
門を以て、得、其意候處、右備後助一人にては、於、尊藩何歟御計苦敷趣も有之候
段、御地差出置候者へ、入々御内存被仰聞、尙又大小監察急に御地迄御出張相
成候付ては、別段家老之者差出候も、彼是隙取、不都合にも可立至事に付、此度
木梨彦右衛門歸途より引返、御地へ罷出、備後助申合、相動候様申越候間、其段
御領掌被成下、萬端可然御取計致、御頼候。

此れは十一月十七日、國重徳次郎をして、藝藩に致さしめたる山口政應からの文書である。當時木梨は廣島に使ひして、歸藩の途中にあつたから、彼を更らに廣島に立ち返らしむることとした。

毛利氏諸隊總管諭告

尙ほ十一月十七日藩主敬親は、諸隊の總管を召して、左の諭告を發した。

此度大小監察、廣島迄下向に相成、於彼地及應答候付ては、條理明白可申陳は、勿論に候處、此餘彼之形勢により、いか様の儀出來も難計に付、於諸隊も彌以士氣培養、兵士之ものども、驕慢之風に不相移、臨事不覺悟無之様、長官之者共、格別心を用ひ候儀、肝要に候事。

藩主の廣島行諸隊代表調誠

此の諸隊、驕慢之風が、長藩の當局に取りても、頭痛の種子であつたらしく察せらるゝ、尙又た藩主敬親は、十一月十八日、廣島に出張す可き前記の諸隊總代等を召し、親書を示して、戒諭警訓し、且つ直目付をして、之を在藝の使節に傳へしめた。其文に曰く、

此度之一條に付、父子多年之誠意貫徹致さず、猥りに暴意を以相迫り候得ば、

不得止干戈を以相待候儀は、元より覺悟之前に候處、兎角世間には、父子と諸隊と勢兩端と相成、布令も行はれざるやに響居候様被察、心外之至候。此度藝州差越候に付ては、大夫は大夫、隊中は隊中、内輪之禮節等も不相亂、上下一致之處、明亮に相示し、且先達て防長士民嘆願之趣意とも、區々不相成、誠心鬼神を感せしむる處を以、可及應答、千軍萬馬之中へ出候と申譯にも無之、即今監察數輩之兵力なきを侮慢し、或は勢威を以相壓し候等之心底有之候ては、父子之誠意貫徹不致のみならず、他日必戰之場に臨み、無覺束に付、前段之趣、深く可有思慮もの也。

如何にも諸隊の銳氣を爆發せしめず、之を内に存養せしめ、外交談判の上にて、失禮を來さざらしめんとの用意は周到だ。

國泰寺會見約成る

斯くて大目付永井主水正、目付戸川鉾三郎、松野孫八郎等は、十一月十六日廣島に到着し、同夕在藝の長藩使節一同は、寺町の寺院に移轉した。而して十八日薄暮、藝藩士植田乙次郎、寺尾生十郎は、大津、松原、廣澤の旅宿に來り、永井の命を傳

へ、明後二十日國泰寺に於て、應接開始の件を以てしたが、廣澤等は頃日宍戸備後助病にて打臥し、且つ井原の代使未だ到着せざれば、霎時延期ありたし、宍戸一人にての應答にては、大事は兎も角、小節目に於て、或は齟齬あらんことを虞るとて、之を承諾しなかつたが、寺尾は翌十九日薄暮來りて、永井の意は、井原代人の到着を待たず、宍戸備後助一人を接見するにある旨を以てした。此の如くして十一月二十日、愈よ國泰寺に於て、幕府大小目付と、長藩の代表者との直接談判となつた。其の顛末は、次篇に於て語るであらう。

昭和十年五月二十日午前七時半大森山王草堂に於て

蘇峰七十三叟

近世日本國民史 幕長交戰終

近世日本國民史 幕長交戰年表並人物概覽

其一年表

元治元年甲子 西曆1864年
 十二月十五日 松前崇廣入京。【七】▲二十七日。征長軍解兵。【二】▲二十九日。征長總督、解兵事情奏上。【二】▲二十八日。西郷隆盛廣島を發し小倉に赴く。【一六】▲萩藩廳正義派討伐に決し、今日粟屋帶刀等出陣。繪堂に進む。【一三】

慶應元年乙丑 西曆1865年
 正月元日 尾張慶勝家臣千賀與八郎を遣り、一旦入京して後出府せんとするの意を幕府に申す。【二】▲西郷隆盛小倉に著し撤兵令を同地在陣の藩兵に傳へ、更に盧

屋に赴き、藩兵總督島津久明に解兵の事を告ぐ。【一六】▲二日。西郷隆盛小倉に引還す。【一六】▲三日。隆盛副總督府に越前藩臣酒井十之丞を訪ひ、五卿移轉に就ての打合せを済す。【一六】▲四日。隆盛小倉發處兒島に向ふ。【一六、六四】▲尾張慶勝廣島本營を發す。【三】▲五日。慶勝本郷驛著。【三】▲幕府大目付大久保紀伊守、目付山口駿河守本郷驛に至り慶勝に幕命を傳ふ。【三】▲山縣有朋、河原に至り福田侯平と議し、六日早曉繪堂襲撃に決す。【二四】▲六日。繪堂の役。【二五】▲七日。正義派諸隊兵大田に移る。【二六】▲諸隊中の太田市之進等小郡に入り、金品

人夫を徴發し、進んで山口に入る。【二八】▲八日。萩政廳世子出馬に決し、改めて清末侯に代理を命ず。【二六】▲九日。清末侯大谷口に出で、松雲院に陣し、兒玉若狭は正明市を發し、河原に至り、即日正明市に歸る。【二六】▲肥後藩士川上彦齋等土方久元を訪ひ、五卿渡海の不可なる旨を論ず。【二七】▲小郡の有志賑起して長壽寺に集る。【二八】▲十日。幕府、長防處置を江戸にてなし、將軍不進發の旨を布告す。【五】▲兒玉若狭嘉萬村に進む。【二六】▲大田の役【二六】▲小郡の有志井上開多を奪ひ、推して總督とす。【二八】▲萩政廳國司某を徳山岩國に遣はし、出兵を促がす。又神村某等を徳地に遣はし、農兵を教諭す。【二八】▲十一日。尾張慶勝姫路より上京を中止、直接參府す

べき旨上奏。【三】▲長府役人五卿を訪ふ。五卿の渡海十四日と決す。【一八】▲俗論黨兵大田を襲ふ。克たず。【二七】▲小郡井上等兵集るもの數百人、鴻城軍と號す。【二八】▲兒玉若狭水田に陣す。【二八】▲十二日。征長副總督松平越前守小倉を發す。【三】▲今日松前崇廣書を在京幕閣に贈り、江戸の内情を通告す。【七】▲萩政廳藩主の親發を請ひ、今日議決せしが、改めて世子廣封をして代らしむ。【二八】▲兒玉若狭水田より赤村に移る。【二八】▲十三日。毛利廣封明木の營に至り、曉に歸城。【二八】▲十四日。五卿筑前に赴く。【一九】▲栗屋帶刀等大田恢復を謀る。效なし。【二七】▲清末藩主大谷の牙替松雲院を發し、還りて明倫館に屯す。▲高杉伊藤等遊撃隊兵を率ゐて伊佐を發

し今日諸隊に合す。【二八】▲十五日。西郷隆盛鹿兒島歸著、藩主父子に征長の始末を報告す。【一六】▲五卿海を渡りて黒崎に至り止宿。【一九】▲萩中立派の有志明十六日事を發するを約す。【三〇】▲十六日。萩中立派面々今日相率ゐて登城、藩主に謁し、意見を陳述す。【三〇】▲尾張慶勝大阪歸著。【四】▲十七日。毛利氏岡本吉之進の職を罷む。【三二】▲十八日。尾張慶勝に參内の朝命あり。この頃幕府また慶勝に直接參府を命ず。【四】▲今日將軍家茂上阪の朝命を被る。【四】▲五卿赤間驛著、止宿。【一九】▲十九日。兒玉若狭萩に歸陣。【三二】▲二十日。毛利氏椋斐藤太を大納戸役に轉ず。【三二】▲二十一日。毛利氏、毛利筑前の山口警衛を免じ、國事掛熊谷式部を罷め、漸く改革の端緒

を開く。【三二】▲尾張慶勝朝命により入京せんとするの旨を幕府に上申す。【四】▲長州清末藩主明木を發し、佐々並に至り、諸隊と二十八日まで、休戦を約す。【三二】▲二十三日。清末藩主萩に還る▲毛利氏正義派討伐軍班師の命を下す。【三二】▲二十四日。幕府文久二年の改革を取消し、參觀制及衣服の制を復活。【五】▲二十五日。大久保一藏、吉井幸輔、稅所長藏等鹿兒島發出京。【一六】▲毛利氏中軍總奉行毛利宣次郎兵を率ゐて萩に歸る。【三四】▲毛利氏中立派鎮靜會員清末藩主に頼り、上書して對時局策意見を陳述す。【三四】▲二十七日。萩政廳藩主の出征を要請し、今日先陣備頭穴戸備前等を任命す。【三六】▲清末藩主佐々並に判り、諸隊に休戦を延期せしめんとす。諸隊肯せ

ず。【三六】▲二十八日。清末藩主佐々並を發し、歸邑の途に就き、使者をして之を萩に報せしむ。【三六】▲この夜、鎮靜會員東光寺を去り、阿武郡吉部に移る。發するに臨み一書を藩主に上る。【三六】▲長藩山田宇右衛門を手當掛とす。【三七】▲諸隊の一味癸亥、萩城外海岸に來り威嚇砲撃をなす。【三七】▲大久保一藏一行博多に著す。【三八】▲二十九日。萩政廳先陣備穴戸備前兵を率ゐて金谷天神社内に出衛す。【三七】▲兼重讓藏等を右筆役とす。【三七】▲中岡大久保會見。【三八】▲三十日。大久保一行の上京に合せんとし、中岡、土方等博多に著す。【二〇】▲長藩世子軍裝し、城を出て明倫館に入る。【三七】▲長藩小倉源五右衛門、椋梨藤太等辭職、藩廳内使を發し、諸隊に改革の事

二月一日

を告ぐ。【三七】▲奇兵隊篠目口より榎木谷に進み、遊撃隊は福江村に一宿し、西市に進む。穴戸常太郎等榎木谷を過ぎ山口に赴く。【三七】▲長藩藩主兵を率ゐて長府を發し、萩に向ふ。【三八】▲松平容保東下勅允。【七】▲榎木谷の兵進みて生雲村に入る。【三七】▲二日。大久保一藏博多發東上。【一五、六八】▲奇兵隊はじめて藩主の内意を知り、進軍を止め、今日一書を上る。【三七】▲萩政廳人を癸亥に遣り、發砲を止めしむ。また使を遣り遊撃隊の阿川に向はんとするを止めしむ。【三八】▲清末藩主萩に著す。【三八】▲四日。毛利氏世子明倫館を發し、明木に至り、父子の深意を諸隊に告げ、歸りて明倫館に入る。▲此日毛利氏從衛五軍を解散し、萩城四口の守兵を撤す。遊撃隊の一部は西市より

進み深川大宣寺に入る。【三八】▲五日。幕閣松平伯耆守入京。【九】▲大久保一藏一行大阪著。【一六】▲長州藩萩城中の戒嚴を解く。【三八】▲中岡、吉井、土方等博多發黑崎泊。【六八】▲六日。阿部豊後守入京。【九】▲毛利敬親明倫館に入り、選鋒隊士を召し、諭して分散せしむ。【三八】▲長藩藩主登城して毛利敬親に謁す。【三八】▲七日。松平伯耆守一橋慶喜を訪ふ。【九】▲大久保一藏入京。【一六】▲毛利廣封世子興丸生る。【三八】▲八日。清末藩主萩著。【三九】▲土方、中岡等一行長州藩士に會し、薩長和解を謀る。【六八】▲九日。大久保一藏、小松帶刀と共に中川宮に參す。【一六】▲毛利敬親、世子廣封、及、長府、清末藩主等を城中に會し、大に評定す。【三九】▲十日。鎮靜會員

山口に至り、山縣等に會見、歸途明木權現原にて俗論黨士の爲暗殺せらる。【四〇】▲十一日。毛利氏公子出生の爲特赦令を出す。【四一】▲大久保一藏、小松帶刀、近衛忠房に謁す。【一六】▲十二日。五卿赤間發、太宰府に向ひ、この夜箱崎一泊。【二一】▲明木權現原の變報萩に達す。【四〇】▲土方、中岡吉井等大阪著、一泊。【六八】▲十三日。五卿八幡宮參拜、太宰府に入る。【二一】▲長州大宰寺藩陣の遊撃隊深川に進む。【四〇】▲長藩選鋒隊有志登城藩公に謁見を許さる。【四〇】▲土方、中岡、吉井等京都薩藩邸に入る。【六八】▲十四日。長州生雲の兵東光寺に入り、南園隊、御楯隊の兵大谷に入る。【四〇】▲毛利氏さきに繋囚したる村田次郎三郎以下を特赦放免。【四一】▲俗論黨首領

棟梨藤太等岩國に至らんとし、萩を發し、海路江崎に上陸す。【四一】▲三條以下五卿規則條件書を附從者に示す。【二二】▲十五日。五卿管神廟に詣ぶ。福岡藩使者をやり、之を慰問せしめ、且つ物を贈る。【二二】▲遊撃隊萩城外玉江に入る。▲癸亥畿海岸に近き、空砲を發す。【四〇】▲十六日。萩政廳脱走の徒其領内に入らば逮捕せんことを岩國藩に囑託す。【四一】▲十七日。棟梨藤太等津和野藩に抑留せられ、やがて護送せられ来る。【四一】▲二十日。長州藩御靈社祭祀を諸臣に布告す。【四二】▲二十二日。幕閣阿部、松平兩人參内。【一〇】▲長州御靈社祭禮。【四二】▲二十三日。松平容保に東下差控を命ぜらる。【一二】▲松平伯耆守に大阪表取輪を命ぜらる。【一二】▲中岡等

三月一日

一行京都發。【六八】▲二十四日。松平定昭に將軍上洛促進の御沙汰を賜はる。【一二】▲松平伯耆守大阪表發向。【一二】▲二十五日。紀伊中納言に將軍上洛促進の周旋を命ぜらる。【一二】▲西郷隆盛出京の途太宰府に立ち寄り黒田長博に謁す。【二二】▲二十六日。中岡等兵庫楠公廟に詣で、乗船。【六八】▲二十七日。征長總督尾張勝勝、同副總督松平茂昭等參内、天盃を賜はる。【一五】▲毛利敬親萩を發し、山口に向ふ。【四三】▲二十八日。松平茂昭歸國の暇を賜はる。【一五】▲毛利敬親湯田に著し、別邸に入る。【四三】▲毛利敬親湯田にあり、徳山藩主使を遣はし起居を候す。【四三】▲二日。毛利氏令を下し、諸隊を山口に召す。【四三】▲三日。五卿天滿宮境内に馬場を

造る。【二二】▲毛利敬親小郡地方巡視【四三】▲中岡等太宰府歸著。【六八】▲五日。西郷隆盛博多を發し、上京の途に就く。【二二】▲六日。幕使塚原但馬守、御手洗幹一郎江戸を發し、大阪に向ふ。【四九】▲十日。五卿天拜山に遠乗會を催す。【二二】▲十六日。長州藩諸隊を整理せんとし、今日諸隊總管を政事堂に召し、之を諭告す。【四四】▲十七日。老中連署を以て、將軍上洛延期の理狀を松平容保宛差出す。【一二】▲十八日。在山口長府、徳山、清末三支藩主何書を本藩主に呈す。【四四】▲二十二日。大久保一藏發京、歸國の途に上る。【一六】▲毛利廣封萩より山口に入る。【四四】▲幕使塚原、御手洗大阪に至る。【四九】▲二十三日。毛利敬親答書を三支藩主に與ふ。【四

四月一日

【四】▲高杉馬關に赴くと稱し、長崎に向ふ。【四六】▲二十五日。尾張慶勝歸國の暇を賜はる。【一五】▲二十六日。慶勝發京、歸國の途に上る。【一五】▲毛利敬親山口を發し、萩に還る。【四六】▲毛利氏高杉伊藤兩人に横濱差遣の辭令を交付す。【四六】▲中岡慎太郎博多に赴き、薩士黒田嘉右衛門を訪ふ。【八三】▲二十八日。今日、長州再征につき薩州藩意見書を幕府に提出す。【四九】▲中岡長州行使者を命ぜられ、今日太宰府發。【六八】▲二十九日。幕府長州再征の意を宣達す。【四九】▲中岡慎太郎馬關に白石正一郎を訪ふ。【六八】▲三日。大久保一藏鹿兒島に還る。【六四】▲中岡慎太郎吉田に著し、山縣に會見す。【六八】▲四日。中岡小郡に至る。【六八】▲五日。中岡山口に

入り、長藩世子、山縣狂介等に會見す。
 【六八、八三】▲八日。桂小五郎出石を發す。【六九】▲十日。中岡等馬關歸著。
 【六八】▲十一日。幕府尾張慶勝に長州再征の旨を告ぐ。【五〇】▲肥後藩長州再征先鋒を願出づ。【五三】▲中岡、井上伊藤等に會見す。【六八】▲十二日。幕府徳川支那に長州再征先手總督を命ず。【五〇】▲十三日。中岡、博多にて多田、黒田等に會見。【六八】▲毛利氏執政直目付諸隊總管等を會し、評議。總管等藩主の山口歸還と掠製治罪とを乞ふ。許さず。【七〇】▲十四日。中岡等太宰府歸著。【六八】▲十八日。幕府長州再征の命を所可代に下す。【五〇】▲二十日。桂小五郎神戸より乗船、歸國の途に上る。【六九】▲二十二日。幕府中國九州諸侯の參戰發程を猶豫せし

五月一日

む。【五〇】▲西郷吉之助京發、歸藩。
 【六四】▲二十五日。所可代長州再征を武家傳奏に通達す。【五〇】▲坂本龍馬薩船胡蝶丸に乗組み、小松、西郷を送り、大阪を發し、鹿兒島に赴く。【七九】▲二十六日。武家傳奏飛鳥井雅典日光山法會の歸途江戸に至る。【五一】▲桂小五郎馬關に歸る。【六九】▲二十七日。中岡また太宰府を發し、馬關に赴く。【六八】▲二十八日。小御所會談。【五一】▲二十九日。飛鳥井雅典登城して將軍上格の勅命を傳ふ。【五一】▲三十日。桂小五郎馬關に於て中岡と會見。【六八】

西郷坂本等の乗船胡蝶丸鹿兒島に入る。【七九】▲中岡慎太郎また馬關發、京都に赴く。【八三】▲四日。桂小五郎村田藏六を山口に遣り、意見建白。【七

四】▲長州山田宇右衛門書を桂に遣はし歸山を促がす。【七四】▲七日。毛利敬親、時山直八を馬關に遣り、桂小五郎を召す。【七四】▲十日。松平越前守長州再征反對意見書を提出す。【五三】▲十三日。桂小五郎下關を發し、山口に歸る。【七五】▲十四日。柏村數馬桂と伴なひ、藩主に進調す。【七五】▲十五日。幕府蘭人應接始末書を岩國に致す。【七六】▲中岡慎太郎著京。【八三】▲十六日。將軍江戸進發。【五五】▲桂馬關に歸り、今日再び山口に入る。【七六】▲吉川監物森脇市郎左衛門を藝州に遣り、事情偵察。また吉川勇記、香川源左衛門を山口に遣り之を報告す。【七六】▲伊藤俊輔岩國に至り、監物の山口に來らんことを求む。【七七】▲十七日。將軍程ヶ谷一泊。【五五】▲竹中繼

部岩國に至り藩主敬親の意を傳へ、速かに山口に來らんことを求む。【七七】▲坂本等鹿兒島を發し太宰府に向ふ。【七九】▲十八日。吉川監物の使者兩人、山口に著し、金港應接記の妄を辯ず。【七七】▲十九日。吉川勇記、井上司馬太郎岩國に歸り委細監物に報告す。監物山口に入るの意決す。【七七】▲二十一日。大久保一藏再び登京の途に就く。【六四】▲二十二日。毛利氏老臣藩議の存する處を防長士民に宣示す。【七八】▲小田村素太郎太宰府に至る。【七九】▲二十三日。毛利氏執政老臣に命じ、文武改革の綱要を令せしむ。【七八】▲坂本太宰府に著す。【七九】▲二十四日。坂本三條公に調し、薩長和解の要を説く。此日坂本長藩士小田村に會見。【七九】▲中岡慎太郎京都發。西歸。土方久

元同行。【八三】▲二十五日。毛利敬親親書を干城隊に賜ひ、かつ執政加判より條令を附與す。【七八】▲二十六日。將軍駿府に於て、入京天機奉伺の豫定を發表す。【五五】▲毛利敬親父子諸隊總管を以し、親しく輕辱を戒む。【七八】▲二十七日。桂小五郎を政事堂内用掛となす。【七八】

坂本龍馬長府藩士時田少輔を訪ひ、桂小五郎に面會を申入る。【八〇】▲二日。時田桂に書を贈り、出關を懇進す。【八一】▲中岡、土方、豊前田の浦に著船。こゝにて土方は中岡に分れ上陸す。【八三】▲三日。土方田の浦發長州福浦に著船。【八三】▲桂時田に返書を與へ、出關の意を告ぐ。【八一】▲吉川監物岩國を發し、山口に赴く。【九一】▲四日。桂小五郎馬關に至る。【八二】▲中岡長

閏五月一日

崎港歸著。【八三】▲土方馬關に至り、長州藩士と會見。【八三】▲五日。土方、坂本、時田等と會見。【八三】▲六日。中岡慎太郎鹿兒島到著。【八三、八六】▲土方、桂、時田等と會見。【八三】▲吉川監物山口に著す。【九一】▲七日。土方、桂、時田等の旅宿を訪ふ。【八三】▲八日。桂、土方を訪ふ。【八三】▲九日。薩長和解の議纏り、土方歸西に決し乗船、福浦に至り、海上不穩の爲滯留。【八三】▲十一日。將軍名古屋城に入る。【五五】▲徳山藩主山口に入る。【九一】▲十二日。長府藩末藩主山口著。【九一】▲十三日。膳所藩士、會津藩士を訪ひ、川瀬太宰なる者の密計を告ぐ。【五六】▲十四日。川瀬太宰捕へらる。【五六】▲十五日。將軍彦根に入る。【五五】▲西郷吉之助、中岡慎太郎

鹿兒島を發し上京。【六四、八六】▲吉川監物及び長州三支藩主本藩主敬親に謁し、その詰問を受く。【九一】▲十六日。西郷中岡日向兎の浦に泊す。▲十七日。西郷、中岡兎の浦泊。【八六】▲今明兩日長州本支藩主及び吉川氏會議。【九一】▲十八日。西郷、中岡豊後佐賀關泊。【八六】▲十九日。西郷、中岡佐賀關泊。【八六】▲二十日。中岡西郷と分れ、佐賀關發。西郷は直ちに京都に向ふ。【八六】▲長州本支藩また會議、封鎖嚴守に決す。【九一】▲二十一日。中岡下關著、坂本、桂、安喜に會す。【八六】▲將軍大津泊。【五六】▲二十二日。將軍入京參内。【五七】▲二十三日。將軍二條城止宿。【五九】▲西郷吉之助入京。【六四】▲二十四日。將軍二條城を發し、伏見一泊。【五九】▲桂

六月十二日

小五郎馬關にて、和蘭領事に應接す。【八九】▲二十五日。將軍大阪城に入る。【五九】▲二十八日。棟梁藤太斬首仰付らる。其他黨與それ／＼處刑。【九二】長藩毛利出雲に嘆願書を携へて藝州に赴かしむ。▲二十三日。幕府淺野氏に命じ、徳山、岩國兩藩主を大阪に召さしむ。【一〇一】▲二十八日。長藩老臣連署を以て、小倉藩老臣に書を寄せ、蘭人應接に關する件を詰問す。【九〇】小倉藩老臣長藩に答ふるに何等幕府に申立てたることなき旨を以てす。【九〇】▲五日。小倉藩在府臣倭蘭人應接事件に關し、幕府に詰問す。【九〇】▲八日。大久保一藏歸藩。【六四】▲長藩小倉藩に蘭人應接筆記を送る。【九〇】▲十二日。小倉藩幕府吏僚に對し小倉藩建白として蘭人に交付せりと稱する文

七月二日

書一覽を求む。【九〇】▲十三日。桂、井上、伊藤を長崎に派遣したる罪を山口政廳に謝す。【九五】▲十六日。井上伊藤馬關を發し、長崎に向ふ。【九五】▲十七日。井上、伊藤太宰府に三條及薩藩士等に會見す。【九五】▲十八日。井上、伊藤、土方を訪ひ、薩名義借用を相談す。【九五】▲十九日。井上、伊藤、土藩士谷晋を伴ひ長崎に向ふ。【九五】▲二十日。清末藩主及び長府藩世子山口に入る。【一〇一】▲二十一日。井上、伊藤長崎著。【九六】▲二十二日。吉川氏及び徳山藩主山口に入る。【一〇一】▲二十四日。長藩三支藩主及吉川氏徳山藩主旅館に會議。【一〇一】▲二十五日。吉川氏等昨日會議の結果を毛利敬親に報告す。【一〇一】▲二十六日。毛利敬親、監物を召し、上坂辭退の意

八月七日

を告げ、監物の意見を問ふ。【一〇一】▲二十八日。井上開多、小松帶刀と鹿兒島に赴き、薩の老臣桂右衛門等に會見。【九九】

毛利氏穴戸備前等を廣島に遣し、上坂猶豫の陳情覺悟を提出す。【一〇三】▲十一日。徳山、岩國兩藩また使を廣島に遣し、上坂猶豫を請はしむ。【一〇三】▲穴戸備前等廣島著、陳情書提出。【一〇三】▲十五日。藝藩使者野村帶刀毛利氏の嘆願書を携へ大阪に赴く。【一〇五】▲十八日。藝藩臣寺尾十郎幕閣より、長州支藩主上坂に關する幕命を下付せらる。【一〇五】▲二十三日。藝藩臣寺尾十郎幕命を齎し廣島歸著。【一〇五】▲二十四日。藝藩使者野村著阪。【一〇五】▲二十五日。寺尾十郎岩國に至り、幕命を傳ふ。【一〇五】▲二十七日。藝

九月一日

藩使者野村上城して長州穴戸の演說書及び長藩士民嘆願書を提出す。【一〇五】

藝藩使者久保田某等山口に到着。【一〇五】▲四日。久保田客館に上り、幕命を傳ふ。【一〇五】▲七日。毛利敬親、井原主計を其邑より召す。【一〇六】▲八日。長藩松原晋三を廣島に遣はし、長府清末二支藩主病のため俄に逃退を決し難き意を告げしむ。【一〇五】▲九日。松原晋三山口發。【一〇五】▲十六日。幕府野村提出の書面を却下す。【一〇五】▲十九日。松原晋三廣島に至り使命を傳ふ。【一〇五】▲幕府野村提出書面却下の報廣島に達す。【一〇五】▲二十二日。松原晋三歸國。【一〇五】▲二十三日。長藩諸隊中上阪使者派遣に反對する者多し。今日敬親諸隊會議所員を召し、之を諭告せしむ。【一〇六】

十月七日

▲二十七日。毛利敬親重ねて長府清末支藩主上坂猶豫願書を藝藩に提出す。【一〇五】▲二十八日。井原主計山口に出づ。【一〇六】

毛利氏井原主計穴戸備後助に正副上阪使節を命ず。【一〇六】▲九日。井原、穴戸兩使山口發。【一〇七】▲二十二日。井原、穴戸廣島に入る。【一〇八】▲二十五日。藝藩、藩士植田を介添として明日井原、穴戸を上阪せしめんとし、今日その旨を兩人に通ず。井原今夜病と稱し、急に歸藩。仍つて穴戸は書を藝藩に致し、出發猶豫を請ひ、松原晋三は之を長藩廳に報ぜんとし、即夜草津發歸西。【一〇八】▲二十六日。藝藩寺尾一人上阪、事情報告の爲なり。【一〇八】▲二十七日。松原山口歸親委細報告。【一〇八】▲幕府大小目付藝州出張

十一月二日

の命を蕪藩に發す。【一〇九】▲二十九日。山口藩廳穴戸一人に上阪を命ず。【一〇八】
長藩木梨彦右衛門を廣島に遣り、井原問題を辯明せしむ。【一〇九】▲長州廣澤藤右衛門、松原晋三また蕪州に赴かしめらる。【一〇九】▲四日。蕪藩、幕府大目付出張の令を穴戸等に傳へ、また人を山口に遣し、之を報せしむ。【一〇九】▲右に就き、穴戸意見書を在山口山田宇右衛門等に發す。【一〇九】▲十六日。幕府大小目付等廣島著。【一〇九】▲十七日。山口藩廳木梨彦右衛門を穴戸の副とし、また諸隊代表を廣島に遣すべき旨を定め、今日之を蕪藩に報ず。【一一〇】▲今日毛利敬親諸隊總管を召し、諭告。【一一〇】▲十八日。毛利敬親、廣島差遣諸隊總代を召し、

戒諭。【一一〇】▲蕪藩士、幕府大目付永井の意を長藩士に傳へ、明後二十日國泰寺にて應接開始せんとす。長藩士その延期を乞ふ。【一一〇】▲十九日。幕府大目付永井、穴戸と明二十日國泰寺にて會見せんとするの意を告ぐ。【一一〇】

其二 人物概覽

【ア行】

ア

赤根武人

赤根武人に同じ。安政大獄、文久大勢一變下、攘夷實行、文久元治の時局、内外交渉、長州征伐篇掲出。【六八】

淺野茂長

文久大勢一變下、尊皇攘夷、文久元治の時局、長州征伐篇掲出。【一〇一】

朝彦親王

中川宮尊融親王に同じ。安政條約締結、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中後、櫻田事變、文久大勢一變上下、尊皇攘夷、攘夷實行、大和及び生野義舉、文久元治の時局、元治甲子禁門の役篇掲出。【五、一六】

飛鳥井雅典

朝幕交渉、文久大勢一變中、大和及び生野義舉、元治甲子禁門の役篇掲出。【五一】

阿部豊後守

長州征伐篇掲出。【五、八、九、一〇、一一、一二、五〇、五五、六〇】

阿部正外

豊後守に同じ。【八、一二、一三、一四、五五】

天宮慎太郎

長州征伐篇掲出。【二四】

安藤信睦

安藤對馬守に同じ。櫻田事變、開國初期、久世安藤執政時代、文久大勢一變上中下、尊皇攘夷、筑波山一舉の始末、長州征伐篇掲出。【一〇四】

イ、キ

井伊掃部頭

井伊直憲に同じ。久世安藤執政時代、文久大勢一變上篇、大和及び生野義舉篇掲出。【五五】

石川小五郎

長州征伐篇掲出。【一〇四、一一〇】

伊丹眞一郎 長州征伐篇掲出。【六八】
一條實良 忠香の子。天保六年二月生る。従一位右大臣となる。昭憲皇太后の御兄。明治元年四月死。【一五】

伊藤俊輔 博文に同じ。安政大獄後、文久大勢一變上中、内外交渉、長州征伐篇掲出。【六九、七一、七二、七三、八九、九五、九六、九七、九八、九九】

稻垣信濃守 名は長明、志州島羽藩主、慶應二年五月子長行嗣ぐ。【五五】

稻葉正邦 尊皇攘夷、攘夷實行、大和及び生野義舉、文久元治の時局、元治甲子禁門の役、長州征伐篇掲出。【一二】

井上五郎三郎 名は光遠、井上開多の兄。【四三】
志道開多に同じ。文久大勢一變下、元治甲子禁門の役、内外交渉、長州征伐篇掲出。【二八、七一、七二、九五、九六、九七、九八、九九】

井上開多 同上

尹 宮 中川宮に同じ。【八、一一、一五、五一】

上杉宗次郎 近藤和次郎に同じ。大和及び生野義舉篇掲出。【九六、九九、一〇〇】

オ、ヲ

小田村素太郎 小田村文助に同じ。元治甲子禁門の役、長州征伐篇掲出。【七九、八〇、一〇三、一〇六、一〇七、一〇八】

尾張前大納言 徳川慶勝に同じ。【一、二、三、一五、五〇、五九、九一】

正親町三條實愛 朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中、久世安藤執政時代、文久大勢一變上中下、尊皇攘夷、攘夷實行、文久元治の時局、元治甲子禁門の役篇掲出。【五一】

大久保一藏 朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中、久世安藤執政時代、文久大勢一變上中下、尊皇攘夷、大和及び生野義舉、文久元治の時局、元治甲子禁門の役、長州征伐篇掲出。【二〇、九九】

大久保忠宣 紀伊守。文久三年十月甲府勤番支配、ついで神奈川奉行となり、元治元年八月大目付となる。慶應元年十月免職。【三】

大久保利通 一藏に同じ。【一三、六四、六八、八三】

太田市之進 元治甲子禁門の役、長州征伐篇掲出。【二八、三九、四三、四六】

大津四郎右衛門 村田次郎三郎に同じ。長州征伐篇掲出。【一〇八】

大山彦太郎 中岡慎太郎に同じ。【一一一】

大村益次郎 村田藏六に同じ。【九三】

【カ行】

香川半助 名は景眞、世々毛利氏に仕ふ。安政六年物頭より目附に進む。文久二年兵庫に出戌、三年奥番頭格となり、世子に近侍し、尋で出頭裏年寄を兼ね。元治元年病に依り、本務を辭し致練掛となる。慶應元年二月明木權現原に於て刺殺せらる。年三十五。【四〇】

桂 右衛門 尊皇攘夷篇掲出。【九九】

桂 小五郎 神奈川條約締結、安政大獄後、文久大勢一變上中下、尊皇攘夷、攘夷實行、大和及び生野義舉、文久元治の時局、元治甲子禁門の役、筑波山一舉の始末篇掲出。【六九、七〇、七一、

七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八六、八七、八九、九四、九五、九七、九八、九九、一〇〇、一〇八】

キ

紀伊中納言
來島又兵衛

長州征伐篇掲出。【二】
文久大勢一變中下、攘夷實行、大和及び生野義舉、文久元治の時局、元治甲子禁門の役、長州征伐篇掲出。【二八】

吉川 監物

吉川經幹に同じ。攘夷實行、文久元治の時局、長州征伐篇掲出。【二、一五、四五、七四、七六、七七、七八、八〇、九一、一〇一、一〇二、一〇五、一〇六】
監物に同じ。【一、八六】
開國初期、長州征伐篇掲出。【七】

吉川經幹
木村攝津守

日柳 燕石

ク

名は政章、字は士煥、讃岐仲多度郡榎井村の人。夙に郷黨浮浪の徒を聚め、之が首領となる。文久の末年より長土諸藩志士の來り寓する者多し。爲に嫌疑を受け、四年の間幽囚の身となる。維新中興の際赦免せられ、京都に出で、仁和寺宮親王の征北總督となるに及び、史官に任じ、軍務方記録を掌り、元年八月二十五日越後柏崎に病死す。時に年五十二。贈從四位。【七二、七六】

九條 道孝

幸經の子。天保十年五月生る。戊辰の際奥羽鎮撫總督として各地に轉戦して功あり。明治三十九年一月死。【二五】

國司 信濃

大和及び生野義舉、文久元治の時局、

黒川 嘉兵衛

元治甲子禁門の役、長州征伐篇掲出。【九、一五】
文久元治の時局、長州征伐篇掲出。【九】

黒田 長溥

黒田齊溥に同じ。彼理來航以前の形勢、彼理來航及其當時、公武合體、安政大獄後、文久大勢一變上下、尊皇攘夷、大和及び生野義舉篇掲出。【一七、一九】

コ

後藤 深造

長州征伐篇掲出。【八五】
深造に同じ。【八八】

後藤 新藏

安政大獄中後、文久大勢一變上中、尊皇攘夷、大和及び生野義舉、文久元治の時局、元治甲子禁門の役篇掲出。【一三、一六、五一、五八、五九】

近衛 忠房

名は忠伸、世々毛利氏に仕ふ。文久

駒井 政五郎

小松 帶刀

文久大勢一變上中下、尊皇攘夷、攘夷實行、大和及び生野義舉、文久元治の時局、元治甲子禁門の役、内外交渉、長州征伐篇掲出。【一六、六一、八〇、九六、九八、一〇〇】

【サ行】

サ

西郷 吉之助

隆盛に同じ。【一六、一七、一八、一九、二二、五二、六四、六九、七九、

西郷隆盛

八〇、八六、八七、八九】
彼理來航以前の形勢、公武合體、朝
幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大
獄中後、攘夷實行、大和及び生野義
舉、文久元治の時局、元治甲子禁門
の役、長州征伐篇掲出。【一、六六】
元治甲子禁門の役、長州征伐篇掲出。
【二六、二〇、六八、八三】

税所長藏

酒井雅樂頭

酒井十之丞

酒井忠績

酒井飛驒守

榊原式部大輔

文久大勢一變下、大和及び生野義舉、
文久元治の時局篇掲出。【五〇、五五】
文久大勢一變中、元治甲子禁門の役、
長州征伐篇掲出。【一八】
雅樂頭に同じ。【七、一二、五五】
長州征伐篇掲出。【五五】
榊原政教に同じ。尊皇攘夷篇掲
出。【五五】
安政大獄後、文久大勢一變下、尊皇
攘夷、文久元治の時局篇掲出。【六五、

坂本龍馬

櫻井三木三

佐世八十郎

三條實萬

三條實美

六六、六七、七九、八〇、八一、八
二、八三、八六、八八、一〇〇】
名は知章、山口藩士、安政以來尊皇
の事に奔走し、慶應元年二月明木權
現原にて俗論黨士の爲に刺殺せら
る。年三十六。贈正五位。【四〇】
文久大勢一變上中、尊皇攘夷、文久
元治の時局、長州征伐篇掲出。【四三、
四四】
彼理來航以前の形勢、彼理來航及其
當時、神奈川條約締結、公武合體、
朝幕背離緒篇、朝幕交渉、井伊直弼
執政時代、安政大獄前中後、久世安
藤執政時代篇掲出。【二一】
文久大勢一變中下、尊皇攘夷、攘夷
實行、大和及び生野義舉、文久元治
の時局、元治甲子禁門の役、筑波山
一舉の始末、内外交渉、長州征伐篇

三條西季知

掲出。【一五、一九、二一、四三、六
五、七九、九五】
尊皇攘夷、攘夷實行、生野及び大和
義舉、長州征伐篇掲出。【一五、一九】

宍戸備前

文久大勢一變上、文久元治の時局、
元治甲子禁門の役、内外交渉、長州
征伐篇掲出。【二六、二八、三六、六
〇、一〇三、一〇七、一〇八】

宍戸備後助

四條隆訶

山縣半蔵に同じ。【一〇六、一〇七、
一〇八、一〇九、一一〇】
朝幕交渉、尊皇攘夷、攘夷實行、大
和及び生野義舉、文久元治の時局、
内外交渉、長州征伐篇掲出。【一五、一
九、二一】

島津久明

鹿兒島島津氏分家、獨遊齋の子。天
保十三年五月生る。文久二年二月家

島津久光

を承け、大正三年七月死。【一六】
櫻田事變、文久大勢一變上中下、尊
皇攘夷、攘夷實行、大和及び生野義
舉、文久元治の時局、元治甲子禁門
の役、筑波山一舉の始末、長州征伐
篇掲出。【六二】
文久大勢一變上、文久元治の時局、
長州征伐篇掲出。【六八】

白石正一郎

ス

杉 徳輔

文久元治の時局、筑波山一舉の始末、
内外交渉、長州征伐篇掲出。【八九】

杉孫七郎

杉徳輔に同じ。【七四、七七】

諏訪忠誠

筑波山一舉の始末、長州征伐篇掲出。
【七、八、一一】

【夕行】

夕

高崎伊太郎
高崎兵部

高崎猪太郎に同じ。【三八】
高崎猪太郎に同じ。安政大獄後、櫻田事變、文久大勢一變下、尊皇攘夷、大和及び生野義舉、文久元治の時局、長州征伐黨掲出。【六四】

高杉晋作

安政大獄後、文久大勢一變上下、尊皇攘夷、攘夷實行、大和及び生野義舉、文久元治の時局、元治甲子禁門の役、内外交渉、長州征伐黨掲出。【一九、二三、二八、二九、三九、四七、六六、七一、七二、七六】
彼理來航以前の形勢、安政條約締結、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前後、櫻田事變、開國初期、久世安藤執政時代、尊皇攘夷、攘夷實行、文久元治の時局、元治甲子禁門の役、筑波山一舉の始末黨掲出。【七、六三、六九】

武田耕雲齋

治左衛門と稱す。文久三年正月目付となり、十二月講武所頭取に任じ、元治元年八月目付再役、慶應元年二月大目付となる。二年十月京都に於て外國奉行となる。同月勘定奉行兼帶、三年六月外國總奉行並となる。十月側衆格、外國總奉行に任ず。同年十一月辭す。十二月大阪に於て若年寄となる。四年二月免職。【四九、九〇】

塚原但馬守

福岡藩士、名は詳、字は伯安。深藏の子。出仕の後、藩主を輔翼し、萬延元年藩主の東觀を沮むに就き罪を得、流竄せらる。後赦され町方吟味役となる。長藩と連絡を保ち尊皇の議を唱へ、幕府長州再征の議起るに及び、藩中反對派の議にあひ、囚禁せられ、數月を経て慶應元年十月斬

月形洗藏

福岡藩士、名は詳、字は伯安。深藏の子。出仕の後、藩主を輔翼し、萬延元年藩主の東觀を沮むに就き罪を得、流竄せらる。後赦され町方吟味役となる。長藩と連絡を保ち尊皇の議を唱へ、幕府長州再征の議起るに及び、藩中反對派の議にあひ、囚禁せられ、數月を経て慶應元年十月斬

武市瑞山

武市半平太に同じ。文久大勢一變下、尊皇攘夷、大和及び生野義舉、文久元治の時局黨掲出。【六六】

立花種恭

立花出雲守に同じ。長州征伐黨掲出。【五五】

田沼玄蕃頭

筑波山一舉の始末、長州征伐黨掲出。【五五】

玉木彦助

尊皇攘夷黨掲出。【四三】

田宮彌太郎

名は寛輝。如雲と號す。文化五年十月生る。世々名古屋藩に仕ふ。夙に藩政に與り、幕末より維新にかけて獻替するところ多し。明治三十四年四月死。【五五】

長三洲

長州征伐黨掲出。【二二】

忠成

三條實萬に同じ。【二二】

筑紫衛

木屋の獄舎に斬らる。年三十八。贈正四位。【一七、二二、六八】

戸川鉾三郎

名は忠愛、伊豆守と稱す。文久三年六月目付となり、慶應元年五月辭す。同年十月大阪に於て目付再役、同年七月大目付となり、四年二月免職。【二一〇】

土岐山城守

名は頼之、和泉守、また美濃守と稱す。實は松平定和の弟。上州沼田藩土岐頼寧の嗣となり、弘化四年十月家を承く。元治元年七月學問所奉行より若年寄格となり、九月若年寄に進む。慶應元年十二月辭す。戊辰役北越に出兵して勤王の功あり。【五五】

時山直八

文久大勢一變下、元治甲子禁門の役、

徳川家茂

長州征伐篇掲出。【七五、一〇六】
公武合體、安政條約締結、朝幕交渉、
井伊直弼執政時代、安政大獄前後、
久世安藤執政時代、文久大勢一變上
下、尊皇攘夷、攘夷實行、文久元治
の時局、筑波山一擧の始末、長州征
伐篇掲出。【五七、五八】

徳川玄同

美濃高須藩主義建の第三子。幼字銀
三郎、後義比と名のる。嘉永三年十
月父の後を承け、高須藩主となる。
攝津守と稱す。安政五年七月慶應の
嗣となり、尾張藩主となり、茂徳と
名のる。文久三年九月隱居し、玄同
と號す。慶應元年五月名を茂榮と改
め、同二年十二月一橋家を嗣ぐ。十
七年四月子達道に譲る。【五〇、五
三、五五、五七】
紀伊中納言に同じ。【五〇、五五】

徳川茂承

徳川慶勝

尾張慶勝に同じ。彼理來航及び其當
時、神奈川條約締結、公武合體、朝
幕背理緒篇、朝幕交渉、井伊直弼執
政時代、安政大獄前後、文久大勢一
變中下、尊皇攘夷、攘夷實行、文久
元治の時局、長州征伐篇掲出。【一、
四、六、一五、一七、二二、四九、
五〇、五二、五三、五五、五八、六
〇】

徳大寺公純

朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政
大獄前、久世安藤執政時代、文久大
勢一變下、尊皇攘夷、攘夷實行、文久
元治の時局篇掲出。【一五、五一、五
七】

遠山友祥

また友祿と書す。信濃守、また美
濃守と號す。美濃苗木藩主。天保十
年二月家を承く。文久元年七月奏者
番より若年寄となり、二年閏八月免

職、元治元年十月再役、慶應三年六月
罷む。明治二十七年四月死。【五五】

【十行】

ナ

内藤備後守

長州征伐篇掲出。【五五】

内藤若狭守

長州征伐篇掲出。【五五】

永井主水正

彼理來航以前の形勢、日露英蘭條約
締結、公武合體、朝幕背理緒篇、朝
幕交渉、安政大獄後、櫻田事變、文
久大勢一變中下、尊皇攘夷、大和及
び生野義舉、文久元治の時局、元治
甲子禁門の役、長州征伐篇掲出。【一
一〇】

中岡慎太郎

文久大勢一變下、長州征伐篇掲出。
【二〇、四八、六五、六六、六七、六
八、七四、八三、八四、八五、八八、

中川宮

九四、一〇二】
朝彦親王に同じ。【六、八、九、一三、
一六、五七】

成瀬隼人正

尊皇攘夷、長州征伐篇掲出。【五五】

二條齊敬

朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政
大獄前中後、久世安藤執政時代、文
久大勢一變下、尊皇攘夷、攘夷實行、
大和及び生野義舉、文久元治の時局、
元治甲子禁門の役、長州征伐篇掲出。
【六、五九】

二條關白

齊敬に同じ。【八、一〇、一一、一四、
五一、五八】

野宮中納言

野宮定功に同じ。久世安藤執政時
代、文久大勢一變下、尊皇攘夷、攘

野村靖之助

夷實行、大和及び生野義舉、文久元治の時局、元治甲子禁門の役爲揭出。【四】
尊皇攘夷、攘夷實行、元治甲子禁門の役、長州征伐爲揭出。【二八、六八、六九、一〇四、一〇六、一一〇】

【八行】

ハ

波多野金吾

尊皇攘夷、攘夷實行、元治甲子禁門の役、内外交渉、長州征伐爲揭出。【七三】

林半七
良輔

内外交渉、長州征伐爲揭出。【四六】
長州藩士。名は春郷、主税と稱す。
實は兒玉市郎兵衛の三男。林又兵衛の嗣となる。天保六年藩主齊元の小性役となり、敬親の代に及ぶ。嘉永

ヒ

東久世通禧

二年以來諸役を歴、進んで直目付に至る。慶應以來山田字右衛門、桂小五郎等と共に機務に參與し、明治の初め内命を奉じて鹿兒島に使す。三年諸隊換動の際、責を負ひ引退せんとして許されず。翌年に及んで漸く許さる。十五年五月萩の自邸に死す。年六十四。贈從四位。【四五、七七】

土方楠左衛門

朝幕交渉、文久大勢一變中、尊皇攘夷、攘夷實行、大和及び生野義舉、文久元治の時局、内外交渉、長州征伐爲揭出。【一五、一九】
攘夷實行、大和及び生野義舉、文久元治の時局、元治甲子禁門の役、長州征伐爲揭出。【六六、七九、八三】

土方久元

楠左衛門に同じ。【一九、二〇、六六、九五】

一橋中納言
一橋慶喜

一橋慶喜に同じ。【一四】
天保改革、彼理來航以前の形勢、神奈川條約締結、公武合體、朝幕背離緒黨、安政條約締結、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中後、櫻田事變、文久大勢一變上下、尊皇攘夷、攘夷實行、大和及び生野義舉、文久元治の時局、元治甲子禁門の役、筑波山一舉の始末、内外交渉、長州征伐爲揭出。【一、四、五、六、八、九、一六、五一、五七、六〇、七七】

平岡丹波守

名は道弘、文久二年八月側用取次より若年寄となり、千石加増、元治元年九月一萬石にさる。【五五】

廣澤藤右衛門

廣澤兵助に同じ。尊皇攘夷爲揭

フ

福田俠平
福原越後

長州征伐爲揭出。【四二】
文久元治の時局、元治甲子禁門の役、長州征伐爲揭出。【八、一五】

ホ

細川越中守

長州征伐爲揭出。【五三】

【マ行】

マ

牧野河内守
牧野忠恭

長州征伐爲揭出。【五五】
文久大勢一變下、尊皇攘夷、大和及び生野義舉、長州征伐爲揭出。【七、八、一一】

牧野備前守

忠恭に同じ。【五〇】

益田右衛門介

文久大勢一變上中、大和及び生野義舉、文久元治の時局、元治甲子禁門の役、長州征伐當揭出。【九、一五、一〇二】

増山正修

伊勢長島藩主、對馬守また河内守と稱す。實は酒井忠器の弟。天保十三年家を嗣ぎ、明治二年四月子正同に譲る。【五五】

松平安藝守

淺野茂長に同じ。【一〇九】

松平伊賀守

長州征伐當揭出。【五五】

松平越前守

長州征伐當揭出。【二、三、一五、五〇、五三、五四、五五】

松平容保

朝廷背離精黨、安政大獄後、久世安藤執政時代、文久大勢一變下、尊皇攘夷、攘夷實行、大和及び生野義舉、文久元治の時局、元治甲子禁門の役、筑波山一舉の始末、長州征伐當揭出。【四、五、六、七、八、九、

松平定敬

一二、五一、五七、五九、七七】
文久大勢一變下、文久元治の時局、元治甲子禁門の役、長州征伐當揭出。【四、五、八、五一、五七】

松平讃岐守

讃岐高松藩主。頼胤の子。少將となる。文久元年七月家を承く。明治三十六年十月死。【五五】

松平式部大輔

名は定昭、實は藤堂高猷の四男、弘化二年十一月生る。伊豫松山藩主久松勝成の嗣となる。慶應三年九月家を承け、明治元年五月隱居。【五五】

松平春嶽

幕府分解接近時代、孝明天皇初期世相、公武合體、朝廷背離精黨、安政條約締結、朝廷交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前後、櫻田事變、開國初期、文久大勢一變上中下、尊皇攘夷、攘夷實行、大和及び生野義舉、文久元治の時局、元治甲子禁門

松平周防守

の役、筑波山一舉の始末、内外交渉、長州征伐當揭出。【五二、五三】
名は康直、また石見守と稱す。開國初期、内外交渉當揭出。【三、五五、六〇】

松平丹波守

長州征伐當揭出。【五五】

松平伯耆守

安政大獄後、久世安藤執政時代、元治甲子禁門の役當揭出。【三、八、九、一一、一三、一四、五〇、五五、五八、五九】

松平宗秀

松平伯耆守に同じ。【七、八、九、一三、一四、五五】

松平茂昭

松平越前守に同じ。【一五】

松平義建

美濃高須藩主。攝津守と稱す。天保三年三月家を承く。嘉永三年十月子義比に譲る。尾州慶勝、濱田武成、會津容保、桑名定敬等の父。【五〇】

松前伊豆守

長州征伐當揭出。【五〇、五五、六〇】

松前崇廣

伊豆守に同じ。【五、七、八、一二、五五】

前原彦太郎

前原一誠、また佐世八十郎に同じ。文久大勢一變上、長州征伐當揭出。【二四、七三、七四、九五、九七】

御手洗幹一郎

筑後守と稱す。元治元年十二月目付となり、慶應元年十一月辭す。同年十二月大砲組之頭となる。三年七月砲兵頭となり、四年三月辭す。【四九】

三浦五郎

内外交渉當揭出。【二六】

三岡八郎

名は公正。福井藩士三岡義知の子。文政十二年十月生る。明治後舊姓に復して由利氏を稱す。幕末の際國事に貢献し、後明治政府に仕へ、紙幣を發行して財政の整理に努力す。明治五年岩倉大使一行に従ひ、歐米を

水野和泉守

巡遊し、後元老院議員となる。二十年五月子爵を授けらる。ついで貴族院議員となり、四十二年四月死。【七九】

水野忠精

忠精に同じ。櫻田事變、文久大勢一變下、尊皇攘夷、攘夷實行、大和及び生野義舉、文久元治の時局、長州征伐篇掲出。【二、三、七、八、五〇、五五】

村田藏六

大村水敏に同じ。孝明天皇初期世相、内外交渉篇掲出。【四六、六九、七〇、七三、七七、九三、九四】

村田次郎三郎

長州征伐篇掲出。【四三】

ム

モ

毛利淡路守

尊皇攘夷、元治甲子禁門の役、長州征伐篇掲出。【一〇一、一〇五】

毛利讚岐守

攘夷實行、文久元治の時局、元治甲子禁門の役、長州征伐篇掲出。【三二、三六】

毛利敬親

慶親に同じ。彼理來航及其當時、井伊直弼執政時代、安政大獄前後、文久大勢一變中下、尊皇攘夷、攘夷實行、大和及び生野義舉、文久元治の時局、元治甲子禁門の役、長州征伐篇掲出。【二、三、二八、二九、四一、四三、四四、四五、四九、七〇、七五、九一、一〇一】

毛利廣封

定廣に同じ。安政大獄後、文久大勢一變上中下、尊皇攘夷、攘夷實行、大和及び生野義舉、文久元治の時局、元治甲子禁門の役、内外交渉、長州征伐篇掲出。【二、三、二八、四一、

毛利元純
毛利元周

四四、七〇】
毛利讚岐守に同じ。【四一】
左京亮に同じ。尊皇攘夷、攘夷實行、元治甲子禁門の役、長州征伐篇掲出。【四一、七九】

【ヤ行】

ヤ

八木龍藏

北垣晋太郎に同じ。大和及び生野義舉、長州征伐篇掲出。【一〇二】

山内容堂

公武合體、安政條約締結、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前後、文久大勢一變下、尊皇攘夷、攘夷實行、大和及び生野義舉、文久元治の時局、長州征伐篇掲出。【六六】

山縣有朋

山縣狂輔また小輔に同じ。内外交渉、長州征伐篇掲出。【二三、二七、

山縣狂輔

四〇、四八】

山縣半藏

内外交渉、長州征伐篇掲出。【二四、二六、二七、二八、四六、六八】

山口直毅

安政大獄前後、櫻田事變、長州征伐篇掲出。【八九、一〇六、一〇七】
通稱勸兵衛、駿河守また信濃守と稱す。萬延元年十二月目付となり、文久三年三月講武所奉行兼騎兵奉行兼帶、同年五月神奈川奉行となり、六月免職、七月目付再役、同月免職、元治元年六月寄合より作事奉行格目付となる。慶應元年四月外國奉行、九月大阪に於て大目付兼帶、十一月町奉行となる。二年八月歩兵奉行、十一月騎兵奉行、十二月陸軍奉行並、三年六月外國奉行兼帶。ついで外國總奉行並となる。【三】

山階宮

文久大勢一變中、大和及び生野義舉、

文久元治の時局、元治甲子禁門の役
篇掲出。【八、一五、五二】
山田市之丞
文久大勢一變下、大和及び生野義舉
篇掲出。【二八】
山田宇右衛門
長州征伐篇掲出。【三七、四三、七
三、七四、七五、九七、九八、一〇
八】

ヨ

横井小楠
彼理來航及其當時、孝明天皇初期世
相、公武合體、久世安藤執政時代、
文久大勢一變中下、攘夷實行、大和
及び生野義舉篇掲出。【八二】
吉井幸輔
井伊直弼執政時代、安政大獄後、文
久大勢一變上中、大和及び生野義舉、
元治甲子禁門の役、長州征伐篇掲出。
【一六、二〇、六八】

索引

〔ア行〕

ア

青登村 一〇〇
青原驛 一七八、一七九
青柳 〇、二九五
赤間 八五、九〇
赤間驛 八三、九〇
赤間關 一九八、一九九、三九九、四九九
赤村 一〇〇、一三三、一三六、一四〇
赤村一橋 一〇〇
秋吉臺 一〇七、一〇八
秋吉村 一三三
明木 一〇〇、一三三、一三六、一三九、一七三、一七六、一八六、二〇五
明木權現原 一七三
蘆屋 六九
阿武郡 一五八

近世日本國民史索引

阿武郡吉部村 一五八、一七三

イ、イ

生雲村 一六二、一七三、一七五
伊佐 一〇一、一〇四、一〇六
一の坂口 一三〇
出石町 二九八、二九九、三〇一
岩國 一三二、一六七、一七八、一七九、一八六、三二〇、三二五、三二六
飯之浦 三三三、三三三、三九〇、三九三、四三三、四三三、四三九
飯之浦 一七九

ウ

海の中路 二〇
宇和島 二二二、二二三、三九七、三九八

エ、エ

江崎 一七八、一七九
繪堂 一〇三、一〇四、一〇五、一〇七、一〇九、一一三
繪堂街道 一六四、一六六、二〇七、二〇七
繪堂街道 一七三

江戸……………
 江戸表……………
 榎木谷……………
 延壽王院……………

オ、ヲ

神永良部島……………
 奥阿武郡……………
 小郡……………
 小郡大田口……………
 小瀬川……………
 小畑狐島……………
 大磯……………
 大木津……………
 大阪……………
 大阪表……………
 大阪城……………
 大島……………
 大洲……………

大田……………
 大崎……………
 大田口……………
 大津(近江)……………
 大津(長門)……………
 大町……………
 大谷……………
 大谷口……………
 遠賀郡……………

【カ行】

カ

鹿兒島……………
 香椎宮……………
 鹿脊ヶ坂口……………
 勝坂……………
 神奈川……………
 川上口……………
 川崎……………

河原……………
 瓦町……………
 嘉萬村……………

キ

北浦……………
 狐崎……………
 木間……………
 木町頭……………
 京都……………
 京都施薬院……………
 京都二本松……………
 清末……………
 金慶社……………

ク

草津……………
 熊毛……………
 熊毛郡三輪村……………

久留米……………
 黒崎……………
 京師……………

ケ

コ

小倉……………
 小倉藩……………
 小中山……………
 小屋の瀬……………
 権現原……………

【サ行】

サ

佐賀の關……………
 堺町御門……………
 佐々並……………
 讃州榎井村……………

シ

志河島……………九〇
 品川……………二九
 篠目口……………一四一、一六三、一六五
 下の關……………三二、三七〇
 正明市……………二四
 松雲院……………二四
 ス
 周防吉敷郡鑄錢司村……………三九七
 セ
 膳所城……………二四五
 【夕行】
 タ
 太平堤……………二二〇
 峠坂……………一七五

チ

高倉村……………八五
 高森……………一九八
 太宰府……………八九、九四、九六、二八八、二九六、三四二、三四九、三五五、三六八、四〇六
 太宰府延壽王院……………九〇
 龍野……………二二、二三
 多度津……………三二、三三
 田之浦……………八七、三六六、三六九
 玉江……………一六一、一七五
 玉江口……………一三一、一三三

ツ

地藏坂……………一一二
 千代の松原……………九〇
 ツ
 椿町……………一七九
 敦賀港……………二七四
 津和野……………一七九

テ

欠

欠

昭和十二年十二月二十日印刷
昭和十二年十二月二十五日發行

第五七
近世日本 幕長 交戦 上巻
國民史
定價金 五圓



著者 德富猪一郎

發行者 三樹退三

印刷所 民友社印刷所

印刷者 齋藤計吉

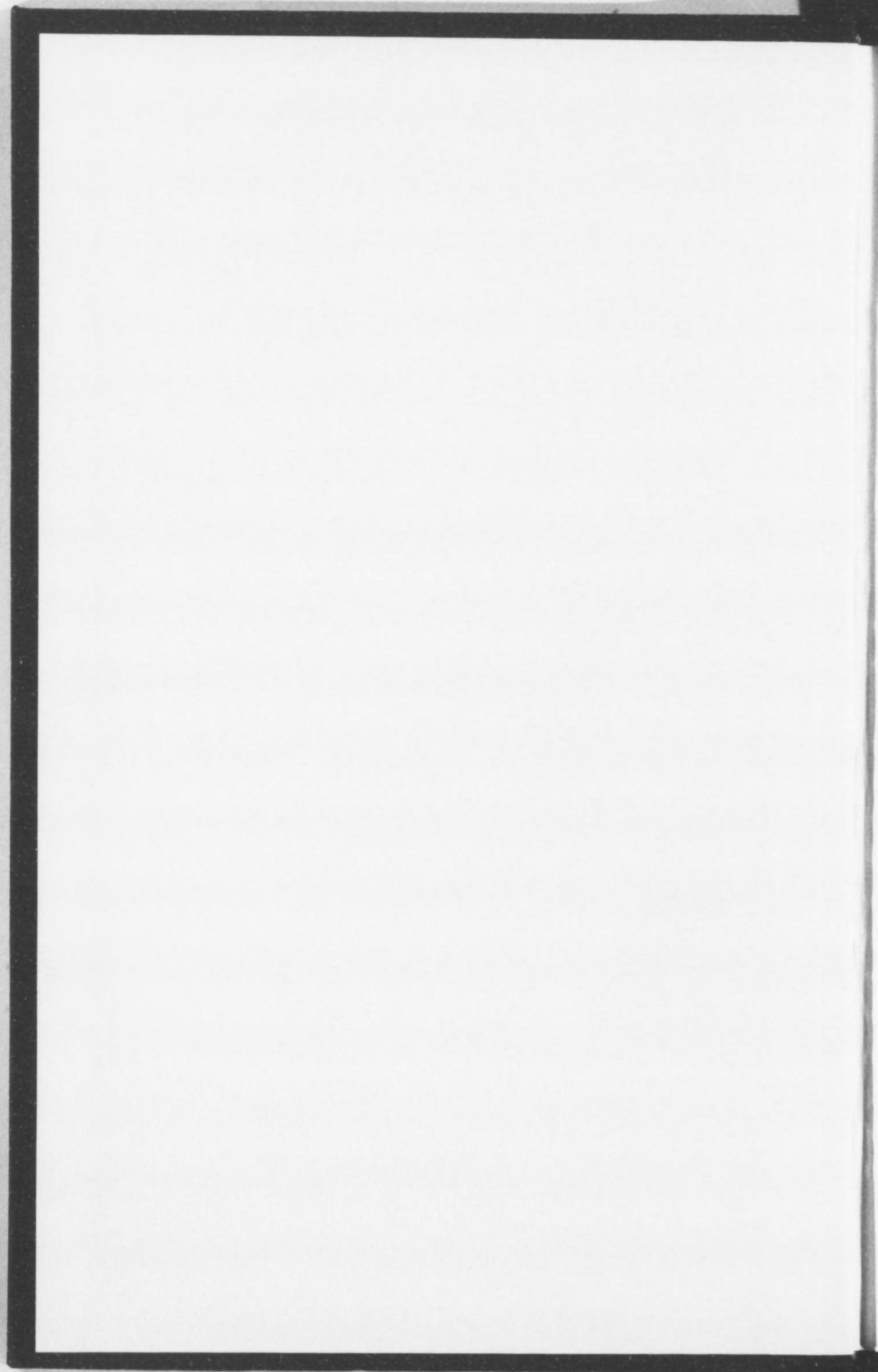
發行所 東京市神田區錦町一丁目十六番地 民友社

發賣所 東京市神田區錦町一丁目十六番地 振替東京四九九一番 株式會社 明治書院

電話神田(25)二一四七番

IT2M-91





終